

平成 2 4 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 4 年 6 月 1 2 日開会

平成 2 4 年 6 月 2 8 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 4 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 2 日

平成24年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成24年6月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第2号 平成23年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第3号 平成23年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第4号 平成23年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第5号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第8 報告第7号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第9 報告第8号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計予算事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第10 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第11 承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第12 承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第13 承認第3号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第14 承認第4号 平成23年度北杜市一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第15 議案第71号 北杜市暴力団排除条例の制定について
- 日程第16 議案第72号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第73号 北杜市デマンドバス実証運行条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第74号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第19 議案第75号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第76号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第77号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第78号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第79号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテ及びみずがき山グリーンロッジの指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第24 議案第80号 工事請負変更契約の締結について（北杜市役所本庁舎耐震化事業新館建設工事（明許））
- 日程第25 議案第81号 工事請負契約の締結について（東小尾浄水場機械・電気設備工事）
- 日程第26 議案第82号 動産の購入について（北杜市立須玉小学校 大型スクールバス）
- 日程第27 議案第83号 訴えの提起について
- 日程第28 同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第29 同意第2号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第30 請願第3号 取り調べの全過程の可視化を求める請願書

2. 出席議員（22人）

1番 小 須 田 稔	2番 中 山 宏 樹
3番 相 吉 正 一	4番 清 水 進
5番 野中真理子	6番 篠 原 眞 清
7番 風 間 利 子	8番 坂 本 静
9番 小 林 忠 雄	10番 中 嶋 新
11番 保坂多枝子	12番 利 根 川 昇
13番 千 野 秀 一	14番 小 尾 直 知
15番 渡 邊 英 子	16番 内 田 俊 彦
17番 坂 本 治 年	18番 秋 山 九 一
19番 中 村 隆 一	20番 清 水 壽 昌
21番 秋 山 俊 和	22番 渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

11番 保坂多枝子

12番 利根川昇

13番 千野秀一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	中山健教
高根総合支所長	小尾善彦	長坂総合支所長	興石君夫
大泉総合支所長	浅川一彦	小淵沢総合支所長	由井秀樹
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	山田栄明
政策秘書課長	高橋一成	総務課長	赤羽久
企画課長	篠原直樹	財政課長	斉藤毅
管財課長	武井武文	道路河川課長	山田武男

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤精二

議会書記 山内一寿

〃 小澤章夫

開会 午前10時00分

○議会事務局長（伊藤精二君）

平成24年第2回北杜市議会定例会の開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る5月23日に開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、秋山俊和議長、中村隆一議員および坂本治年議員の3名が議員10年以上の一般表彰を受賞されました。

ここで、秋山議長および内田副議長から表彰状の伝達を行います。

最初に秋山俊和議長に対しまして内田副議長から伝達を行いますので、演台の前にお進み願います。

（表彰状・伝達）

次に中村隆一議員と坂本治年議員に対しまして、秋山議長から伝達を行います。両議員は演台の前にお進み願います。

（表彰状・伝達）

ありがとうございました。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成24年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

市内の水田ではほぼ田植えも終わり、緑が鮮やかな田園風景となってまいりました。春先には寒い日が続き、低温などの異常気象も危惧されたところでしたが、平年どおりの暑い夏となる見込みであり、秋には実り豊かな豊作を期待するものであります。

しかしながら、国においては先月すべての原子力発電所が停止し、これから夏に向けて電力不足が伝えられるとともに、一般家庭においても電気料金の値上げが計画されるなど、国民生活や国内経済の面では大きな影響が出ることが予想され、大変心配される状況でもあります。

このような中、今年はほぼ平年どおりの梅雨入りを迎え、天候不順な時期に入りましたが、議員各位におかれましては健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重・公正なご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をいただけますようお願い申し上げます。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成24年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告8件、承認4件、同意2件、議案13件であります。

次に、今定例会において受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成24年2月から4月までの実施分の定期監査、例月現金出納検査および工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に4月16日に第247回山梨県市議会議長会定期総会が甲州市で開催され、私と副議長が出席いたしました。その席上、私と副議長が正副議長在職2年以上の一般表彰を、渡邊陽一

議員が議員在職１０年以上の一般表彰をそれぞれ受賞いたしました。

また４月２５日に関東市議会議長会の第２回理事会および第７８回定期総会が神奈川県で、５月２３日および２５日に第８８回全国市議会議長会定期総会および天皇陛下拝謁が東京都で、５月２７日には平成２４年度南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総会が静岡県でそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

なお、５月２３日の全国市議会議長会定期総会におきまして、中村隆一議員、坂本治年議員と私の３名が議員在職１０年以上の一般表彰を受賞いたしました。

次に５月７日から１６日までの１０日間、第２３回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、議会代表の坂本静議員が訪問団の団長として参加いたしました。

次に昨年６月２０日付けをもって、審査請求のありました明政クラブ会派研修の件につきまして、このほど政治倫理審査会における審査が終了し、同審査会会長から審査結果の報告書が議長宛て提出されました。

議長といたしましてはこの審査結果を尊重し、政治倫理規程第９条の規定に基づき対象議員６名に対し、５月１１日付けをもって次の措置を講じましたので報告いたします。

坂本治年議員に対しましては、今後の議会の役職を停止すること。

保坂多枝子議員に対しましては議会の役職を停止すること。およびこの通知を受け取った日から起算して２週間以内に現役職を辞任すること。

相吉正一議員に対しては議会の役職を停止すること。およびこの通知を受け取った日から起算して２週間以内に現役職を辞任すること。

渡邊陽一議員に対しては、北杜市議会議員政治倫理規程を遵守すること。およびこの通知を受け取った日から起算して２週間以内に訓令遵守について誓約書を提出すること。

秋山九一議員に対しては、北杜市議会議員政治倫理規程を遵守すること。およびこの通知を受け取った日から起算して２週間以内に訓令遵守について誓約書を提出すること。

坂本静議員に対しては、北杜市議会議員政治倫理規程を遵守すること。

以上であります。

なお、この措置に対しましては、５月２５日付けをもって保坂多枝子議員および相吉正一議員から、この措置については所定の手続きにより進めてくださいとの回答がありました。

また、同日付けで秋山九一議員および渡邊陽一議員から北杜市議会議員政治倫理規程を遵守し、今後このようなことのないよう心がけ議会活動をしてまいりますとの誓約書が提出されましたので報告をいたします。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 坂本静議員、報告をお願いいたします。

坂本静君。

○８番議員（坂本静君）

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成２４年第１回峡北広域行政事務組合議会定例会報告書

峡北広域行政事務組合議会の第１回議会が３月２９日に組合会議室において開催され、清水進議員、篠原眞清議員、風間利子議員、利根川昇議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、坂本治年議員、秋山俊和議員、渡邊陽一議員と私の１０人が出席いたしました。

一般質問にははじめに清水進議員が質問に立ち、１．ガレキの処理にあたって焼却の際の排

気によって放射性物質が拡散するのではないか。飛灰の処理をどうするのか。2. 廃棄物の焼却灰の処分はどうするのか。3. 現在の8千ベクレル／キログラムという基準は、昨年6月に原子力安全委員会が当面の考え方として示したものに準拠して審議されたものである。これは政府の試算でも、廃棄物の処理に携わる作業者に年間1ミリシーベルト近い被曝を容認するもので、放射性物質によって汚染された廃棄物の基準と放射線防護対策を抜本的に見直し、強化する必要がある。このため、政府に基準や対策を抜本的に見直すこと、財政面を含めた支援を求めることが必要であると考えますが、どのような対応を行っていくのかとの質問を行いました。

次に内田俊彦議員が質問に立ち、1. ガレキ処理にあたり国・県からの協力要請の内容について。2. ガレキ処理にあたり、エコパークたつおかでの受け入れ方針についての質問を行いました。

次に、議案の概要について説明いたします。

報告案件2件、条例案件4件、補正予算案件2件、当初予算案件4件、人事案件1件の13案件であります。

まず、専決処分の報告であります。

山梨県人事委員会の平成23年10月31日付け、給与勧告に鑑み組合職員給与条例等の一部を早急に改正する必要があるものの議会を招集する時間的余裕がないため、峡北広域行政事務組合職員給与条例等の一部を改正する条例についてを専決処分したものであります。

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、山梨県市町村総合事務組合規約を変更するにあたっては、地方自治法第290条の規定により議決が必要であるが、議会を招集する時間的余裕がないため、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務及び山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてを専決処分したものであります。

次に、条例関係であります。

峡北広域行政事務組合財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例および峡北広域行政事務組合特別会計設置条例の一部を改正する条例については、峡北ふるさと市町村圏特別会計の廃止に向けた所要の改正であります。

峡北広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴う所要の改正であります。

峡北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、消防法の一部改正による危険物の取り扱いの基準が変更されたことに伴う所要の改正であります。

峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災の被災地でのボランティア休暇に関する特例の一部改正に伴う所要の改正であります。

次に、補正予算であります。

平成23年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ423万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,340万9千円とするものであります。

平成23年度峡北広域行政事務組合峡北ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,070万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,176万9千円とするものであります。

次に、平成24年度の当初予算であります。

一般会計の予算額は5,894万6千円で、前年度に比較して189万5千円の減となります。主な歳出は議員報酬、職員人件費であります。

常備消防特別会計の予算額は13億2,138万1千円で、前年度に比較して3,189万5千円の増となります。主な歳出は消防職員人件費のほか、双葉分署建設工事1億1,424万円、消防緊急通信指令施設部分更新賃貸料1,140万3千円、高規格救急車購入2,883万9千円であります。

ごみ処理特別会計の予算額は14億7,265万円で、前年度に比較して6,005万4千円の増となります。主な歳出はごみ処理施設運転管理業務委託料1億9,274万4千円、定期点検委託料2億7,615万円であります。

し尿処理特別会計の予算額は7,865万7千円で、前年度に比較して1千万7千円の増であります。主な歳出は、汚泥処理業務委託料2,061万7千円であります。

以上12議案、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

次に人事案件であります。峡北広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてであります。

委員の任期満了に伴い、甲斐市 石川常昭氏が選任・同意されました。

これで、平成24年第1回峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

11番議員 保坂多枝子君

12番議員 利根川昇君

13番議員 千野秀一君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月28日までの17日間とすることに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 報告第2号 平成23年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第29 同意第2号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件までの27件を一括議題といたします。

市長から、所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成24年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさと北杜の山々はまぶしいほどに緑が輝き、また長きにわたり高い評価をいただいている米どころの田園風景もいよいよ活気を帯びてまいりました。

一方、市内では2千匹のヤマメなどが放流された鳩川釣り大会やどろんこレースなどで盛り上がりました長沢鯉のぼり祭りなどを皮切りに各地域のイベントが開催され、市内外の多くの皆さまに楽しんでいただいております。また、見ごろを迎えている八ヶ岳南麓のツツジの花や数々の山野草も楽しめる素晴らしい季節にもなりました。

ところで、先月21日に山梨県内では173年ぶりとなる金環日食があり、私も快晴の北杜の空に世紀の天体ショーを確認することができました。これも日照時間日本一を誇る、わがふるさとの晴天率の高さだと改めて感じたところであります。

さて、昨日発表された日銀甲府支店の金融経済概観では、個人消費や生産活動が回復傾向にあることから横ばい圏内にあるが、持ち直しに向かう動きも見られているとの総括判断がされました。しかし、雇用・所得などは依然厳しい状況にあります。政府においては、社会保障と税の一体改革や今国会での成立を目指している消費税増税議論は混迷が続いている状況です。政局優先ではない、国民の目線に立った政治を行ってほしいものであります。

そのような中で、本市では行政改革アクションプランに基づき、硬直化した財政構造の抜本的な改善を図るため、引き続き公債費の縮減等に努めております。その結果、平成23年度末の市債残高は平成17年度のピーク時の1,009億円より167億円減少し、842億円となりました。

一方、財産区を除く全会計における平成23年度末の基金保有額につきましては平成22年度末より19億円増加し、156億円となります。これらは、国などの有利な補助制度の積極的な活用や歳出の徹底的な見直しなど、財政の健全化に向けた取り組みが一定の成果を上げてきたものと思っております。

先が見えない不安定な時代でありますので、今後も議員各位はもとより市民の皆さまのご理解とご協力をいただく中で、市といたしましては国の動向を注視するとともに、引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め、後世に負を残すことのないよう将来に責任を持てる舵取り等、一層の財政健全化に取り組み、今後、予想される国・地方の財政悪化に備えてまいります。

さて、本市では第4子以降の出産や100歳の誕生日を市を挙げてお祝いしております。昨年度は10名の第4子以降の出産があり、22名の方が100歳になられました。私もそのう

ちの何軒かのお宅に伺わせていただきましたが、第4子のお子さんが生まれたご家庭は明るく賑やかでしたし、また100歳の誕生日を迎えられた方々も大変お元気でいらっしゃいました。

わがふるさとでは日照時間や自然環境に恵まれ、子育てにも元気に長生きするにも適しております。こうした利点を生かし、引き続き健康長寿日本一を目指し、また子育て支援を積極的に行うことで、安心して明るく暮らせる杜づくりを進めてまいりたいと考えております。

映画「道～白磁の人～」が韓国大使館や早稲田大学での試写会を経て、今月9日から全国上映されております。この映画は林野庁が25年ぶりとなる推薦をし、また文部科学省からは教育映像として選定をさせていただいたところであります。また16日には、ロケ地となりましたまきば公園において出演者らによる記念植樹や、TOHOシネマズ甲府での舞台あいさつが予定されております。

なお、韓国でも7月に上映される予定でありますので、北杜市の自然や文化などが国内はもとより韓国にも発信できるものと期待しております。

甲陵高校が未来を担う国際的な科学技術系人材の育成や、高校と大学の接続のあり方などを狙いとしたスーパーサイエンスハイスクールに、文部科学省から全国178校とともに指定されました。今後は北杜市の特色である太陽、空気、水の3つのテーマに市立中学校をはじめ同じく指定された県立高校5校とも情報交換する中で、大学や企業のご協力をいただきながら事業を進めてまいります。国際化時代に寄与できる人材の育成と甲陵高校のさらなる飛躍につながるものと期待をしております。

去る6月2日に開催された第43回交通安全子ども自転車山梨県大会において、高根東小自転車クラブメンバーが今年も素晴らしい成績を収めました。特に団体の部では、16年連続で優勝という快挙であります。早朝や放課後のためまぬ練習の成果と地域の方々の応援に支えられた結果と聞いております。全国大会においてもさらなる活躍を期待しております。

なお、出場校のみならず、すべての小中学校において正しい交通知識と習慣化が図られ、交通事故防止の目的を達成していただきたいと願っております。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、南アルプス世界自然遺産登録についてであります。

去る5月27日に静岡県で開催された南アルプス世界自然遺産登録推進協議会において、来年2月を目途に、自然保護地区などを認定するユネスコエコパーク指定の申請をすることといたしました。

甲斐駒ヶ岳をはじめとする南アルプスの自然を後世に引き継いでいくとともに、世界自然遺産の登録に向けての弾みになればと期待をするところであります。

次に、北杜市暴力団排除条例の制定についてであります。

山梨県下では暴力団同士の小競り合いが続いておりましたが、最近では安全宣言が出されるなど平穏な生活を取り戻しつつあります。

今後は組織の立て直しのための資金獲得の活動が活発化することも予想され、平和な市民生活を脅かし、地域社会に多大な脅威を与えることも考えられます。このような暴力行為を見逃すことは社会秩序を揺るがし、経済活動などを妨げるものであります。市ではこのような現状を深く認識し、今議会に暴力団排除条例の制定をお願いしたところであります。

今後も市民の安全かつ平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展を図るため、市民、事業者および警察などと連携を強化し、安心・安全なまちづくりに取り組んでまい

ります。

次に、官学連携についてであります。

昨年度、協働提携した東京工業大学が準備を進めておりました北杜サイト内の太陽エネルギー利用実験施設がこのほど完成し、太陽熱冷却などの実証評価がスタートいたします。また山梨大学との包括的連携では、現在の地産地消と体験型総合教育モデル協定に加え、新たにアートマネジメント連続講座として、市民の皆さまも参加することができる講座を開設することといたしました。これらの連携により、本市の持つ豊かな資源から新たな活用策が見出せることや市民の皆さまの芸術・文化の厚みが増すことを願っております。

次に、国際交流についてであります。

5月7日から10日間、14名の国際交流訪問団が、姉妹地域でありますアメリカ合衆国ケンタッキー州マディソン郡、ベリア市、リッチモンド市を訪れ親善を深めてまいりました。そのうちの文化交流員1名は、その後も現地でホームステイを続けながら小中学生に墨絵など日本の伝統文化の指導を行ってきました。

なお、本年は旧高根町がベリア市と交流を始めてから25周年にあたるため、昨年度の訪問団の一員も現地を訪れ、桜の苗木50本の植樹を行いました。ベリア市の空のもと、友好の証である桜が順調に育ち、花を咲かせることを期待したいと思います。今年は神代桜の苗木が20本、バチカンへも送られました。ワシントンの桜ならぬベリアの桜、バチカンの桜が今から楽しみです。

次に、地域防災計画についてであります。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災を受け、山梨県ではこれを教訓とし、東海地震や南海トラフ地震など、想定される大規模災害に適切な対応を図るための山梨県地域防災計画の見直しが行われました。災害では自助、共助、そして公助が求められておりますが、大規模な災害では公助が担う役割も大きくなります。こうしたことから、本市においても上位計画である県地域防災計画での改定内容を北杜市地域防災計画に反映させるため、今議会に計画見直しにかかる所要の経費をお願いしたところであります。また、災害時における迅速な対応を図るための職員初動マニュアルについても現在作成を進めており、災害時の初動体制の確立を目指してまいります。

次に、平成23年度の市税徴収率見込みであります。

市税収入は70億2,100万円となり、現時点での徴収率は90.5%となっており、前年対比1.4%の増となる見込みであります。中でも滞納繰越分については19.4%になり、自主財源確保に取り組んだ成果となりました。市では滞納整理学会等による研修会を実施し、税・使用料などの市民負担の公平性の確保と、市の債権管理のさらなる適正化に向け取り組んでいるところであります。

次に、デマンドバスと市民バスの運行の見直しについてであります。

市が事業主体となり、実証運行を継続しているデマンドバスにつきましては、須玉町と明野町の全域を明野・須玉エリアとして統合し、2台で運行することといたしました。これにより今までデマンドバスをご利用いただけなかった須玉町の一部の地域も運行区域となりますので、市内全域でデマンドバスの利用が可能となります。さらに多くの要望がありました当日予約を受け付けることとし、従来の方向性・運行便数・目安時間による運行方法も改めた、エリアごとのバス停型フルデマンドによる実証運行を行う予定であります。

一方、市民バスの南部巡回線につきましては、北杜市役所から韮崎駅までの利用者が特に少ないことから、この間の運行を休止することといたしますが、北杜市役所、北杜高校、長坂駅、甲陽病院、高根総合支所等を巡回する運行を増便いたします。このことにより、デマンドバスと市民バスの乗り継ぎ路線としても、利便性の向上が図られるものと考えております。

なお、今議会に関係条例の一部改正をお願いし、7月から運行の見直しをする予定であります。

次に、市役所本庁舎の耐震化事業についてであります。

契約事業者から提案された設計内容を庁内検討会で協議を進め、詳細設計が確定したことから、今議会において工事請負変更契約の締結をお願いするものであります。現在、確認申請等の諸手続きを行っておりますが、これらの手続きが終了後、工事に着手し12月下旬には竣工する予定であります。

また今後、来庁者の駐車場が不足することから庁舎西側の中央自動車道高架下を公用車専用駐車場として、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構から借用するとともに、新たに庁舎周辺の市有地を活用した駐車場も確保し、不便をきたさぬよう努めてまいります。

次に、指定管理者制度についてであります。

現在117施設・77協定を指定しており、経費節減が図られてきたところであります。このうち今年度、指定管理期間が終了する16施設・6協定につきましては引き続きこの制度を活用すべく、募集を行う予定であります。

今後も施設の老朽化などの課題も踏まえ、適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、保健推進委員についてであります。

今年度、新たに各町から185名の保健福祉推進員の方々を委嘱し、市全体では346名となりました。これからの健康づくりは、自分の健康は自分でつくるということを基本に、家族や地域でそれぞれ知恵を出し合う中で取り組むことが必要であることから、保健福祉推進員の方々には啓発活動や実践活動をする担い手として、地域の実情に応じた細やかな活動をしていただいております。

今後もこれらの活動に一層取り組んでいただき、北杜市の協働型社会、市民の絆が深まり、健康で長生きされることを願うところであります。

次に、介護保険事業についてであります。

平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、高齢者人口の増加を見据え、地域で支える体制づくりを目指して高齢者の交流拠点の整備、配食や見守り等を行う生活支援総合事業を開始したところであります。

市内8カ所でオープンした高齢者の交流拠点であるコミュニティカフェ・ふれあい処では、杖がなくてもみずからの力で歩けるようになった方や笑顔が増え、認知症の症状が改善された方など、うれしい効果が表れております。また配食、見守りについても利用が始まり、声かけをしながら心のこもった食事が届けられています。

今後もこれらの事業が地域に根ざし、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心した生活ができるよう努めてまいります。

次に、先月から募集しておりました障害者総合支援センターの愛称についてであります。市民の皆さまから合計30通のご応募をいただきましたが、選考の結果、愛称を「かざぐるま」

とすることといたしました。一枚の羽根では動かないけれど、皆さまが集まれば新しい風が生まれるとの意味が込められています。応募してくださった市民の皆さまに感謝申し上げるとともに、今後も障害者総合支援センターかざぐるまが障害のある方とご家族にとって、身近で頼れる施設であり続けるよう努めてまいります。

次に、子育て支援等の充実についてであります。

市ではこれまでに生活保護受給者、障害者、ひとり親世帯や保育園児父母等の子育て世代などへ生活・就労相談などを行っておりますが、さらなる支援充実のため、より身近な市役所内においてハローワークと福祉事務所が一体となり、就労を支援できる体制づくりの検討を重ねてまいりました。

この検討を踏まえ、本年1月に国が行う無料職業紹介等と市が行う子育て世代等への就労支援業務を、一体的に実施する取り組みを厚生労働省に提案したところ市の提案が受諾され、5月11日に山梨労働局長から受諾通知書の交付を受けました。この取り組みは、県内市町村では初めてであります。名称をほくとハッピーワークとし、6月18日から毎週月曜日に市役所3階に開設し、子育て世代等への就労支援を行ってまいります。

次に、再生可能エネルギーについてであります。

再生可能エネルギーの導入は東日本大震災を契機に高まりを見せ、併せて再生可能エネルギー電力の全量固定価格買い取り制度の施行が目前に迫っていることから、市内にも導入に対する大きな動きが見えてきております。小水力発電につきましては、平成22年から官民パートナーシップにより、三峰川電力株式会社と進めてまいりました小水力発電共同導入事業がこの4月に完成し、村山六ヶ村堰を利用した3つの小水力発電所の操業が開始されました。

発電量は3カ所合わせて約4,600キロワットアワーで、おおむね計画どおりの稼働と聞いております。このプロジェクトは、新たな地点開発の先進事例ともなるとともに、用水活用の意欲高揚につながればと期待するところであります。一方、太陽光発電につきましては、北杜サイト太陽光発電所の知名度が全国に広がるとともに、日本一の日照時間という最大の利点を生かそうと、大手企業やベンチャー企業など多くの企業が北杜市内に発電所の設置を検討しております。

市といたしましても未利用地、遊休地などを積極的に紹介し、環境に配慮した自然エネルギーの先進自治体として、アピールしていきたいと考えています。

次に、緑のカーテン事業についてであります。

緑のカーテンは省エネやCO₂削減などに加え、冷房の節約による電気使用料の削減にも効果が期待されます。このことから本年も「グリーンカーテン 2012」と題し、市役所などにゴーヤやアサガオなどで緑のカーテン実証展示を設置いたしました。すでに実施した栽培講座や来月実施するエコクッキング講座と併せて、多くの市民の皆さまの参加により広くこの事業が浸透していけばありがたいと思っております。

次に、県と連携して進めています耕作放棄地解消事業であります。

明野町小笠原地区と浅尾地区で整備が進み立派な圃場に再生されており、現在、企業や担い手組織の参入を進めているところであります。また、小淵沢町でも2ヘクタールほどの耕作放棄地が解消され、企業による醸造用ブドウの栽培が始まりました。

今後も関係機関との協力により耕作放棄地解消事業を積極的に推進していくとともに、担い手の育成や市農業振興公社と連携した農地の集積、さらには企業や営農組織の参入促進による

農地の荒廃化防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、野生鳥獣対策協議会についてであります。

北杜市野生鳥獣対策協議会は、野生鳥獣による農林産物への被害防止を図る目的で、関係機関との情報交換や被害防止対策の協議を行ってきました。今年度からは、鳥獣被害対策実施隊の活動と連携する中で協議会を再編成し、国の鳥獣害被害防止対策交付金を受けて被害対策に関わる事業を実施、運営することとなりました。さらなる鳥獣害被害対策の充実を積極的に図ってまいりたいと考えております。

次に、食と農の杜づくり推進計画についてであります。

市では市民が生涯にわたって健康に暮らすための食育を推進し、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、食と農の杜づくり条例を制定いたしました。

今後はこの条例の基本理念に基づき、基本方針、目標、施策を推進するための計画の策定に向け取り組んでまいります。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備事業についてであります。

本年4月に地域の特性を生かした駅前広場利活用のための計画策定を、官学連携協定を締結している東京藝術大学へ委託したところであります。これに伴い、新たにまちづくりの専門家を加えた小淵沢駅周辺地域活性化計画策定委員会を7月に立ち上げ、広く市民の意見を取り入れながら、計画をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、木造住宅耐震化支援事業についてであります。

市では平成20年4月に耐震改修促進計画を策定し、耐震化支援をしてまいりました。今年度から県が耐震化支援策を拡充したことに伴い、本市でも耐震改修設計費の補助制度を新設するほか、耐震診断や耐震改修工事の補助額を引き上げる要綱等を改正し、早期に耐震化促進を図っていききたいことから、今議会に所要の経費をお願いしたところであります。

次に、国民文化祭についてであります。

5月13日に北杜24景フットパスの最初のプレ大会として、県営馬術場を会場に第7回ふるさとウォークキングが開催され、約650人が参加しました。また5月26日には県内外から200名が参加して、囲碁プレ大会としての第1回名峰と名水の里北杜囲碁まつりが開催されました。今後もジュニアコーラス、ことばの学校、稲絵アートなどを実施してまいります。市民や各種団体、企業が参加してのイベントとして国民文化祭を盛り上げていきたいと考えております。

次に仮称、武川コミュニティセンターについてであります。

去る4月6日に起工式を終え、建設工事に入ったところであります。図書館や子育て支援、また防災拠点などの複合施設として、また地域や小中学校の学習活動の拠点として利用されることが期待されます。

なお、年度末の完成時には、芸術文化スポーツ振興基金を活用した竣工記念イベントなどを実施する計画であります。

次に、梅之木遺跡の史跡指定についてであります。

明野町浅尾地区の圃場整備事業により出土した梅之木遺跡は、文化財価値の高い遺跡であることから、梅之木遺跡保存整備基本構想検討委員会でご検討いただいております。その梅之木遺跡保存整備基本構想が平成24年度中に策定されるとともに、土地改良事業の完了に伴う換

地による地権者も本年中に確定する見通しでありますので、これを待って地権者の同意をいただきながら国指定史跡の申請を行いたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件 8 件、承認案件 4 件、条例案件 5 件、補正予算案件 3 件、同意案件 2 件、その他案件 5 件であります。

はじめに、報告第 2 号から報告第 9 号までの 8 案件および承認第 1 号から承認第 4 号までの 4 案件につきましては、関係法令等の規定により議会へ報告し承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第 7 1 号 北杜市暴力団排除条例の制定についてであります。

暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展を図るため、条例を制定するものであります。

次に議案第 7 2 号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市民バスの運行に関し、運行路線等を見直し、効率的な運行および利用率の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 7 3 号 北杜市デマンドバス実証運行条例の一部を改正する条例についてであります。

予約センターの業務について、日曜日と併せ国民の祝日に関する法律に規定する休日を休業とするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 7 4 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、外国人登録法が廃止となるため、北杜市印鑑条例ほか 3 条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第 7 5 号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

外国人登録法が廃止になること、および財団法人 山梨県下水道公社が公益財団法人へ名称変更されたため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第 7 6 号 平成 2 4 年度北杜市一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。

防災活動の万全を期し、市民の生命、身体および財産を災害から保護することなどを目的として策定している北杜市地域防災計画を、山梨県地域防災計画の修正を踏まえた内容に改定するため、所要の経費を計上しております。

次に単独の不活化ポリオワクチンが薬事承認されたことに伴い、定期予防接種に不活化ポリオワクチンを導入することとし、所要の経費を計上しております。

次に木造住宅の耐震化を促す目的から、倒壊等の危険性のある木造住宅に対する耐震化助成制度を県の制度改正に合わせて拡充することとし、所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は 2 億 3, 8 1 7 万 4 千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ 2 8 9 億 1, 0 0 9 万円となります。

次に議案第 7 7 号 平成 2 4 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

スーパーサイエンスハイスクール事業の計画が承認され、平成 2 4 年度から指定校となった

ことに伴い、非常勤講師および事務員の人件費231万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億249万4千円とするものであります。

次に議案第78号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）についてであります。

県単土地改良事業の明野町浅尾上原地区農業施設用地法面保護等工事に伴う分担金として308万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,581万2千円とするものであります。

次に議案第79号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテ及びみずがき山グリーンロッジの指定管理者の指定期間の変更についてであります。

現在の指定管理者が組織を解散することから、指定期間の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に議案第80号 北杜市役所本庁舎耐震化事業新館建設工事の請負変更契約の締結についておよび議案第81号 東小尾浄水場機械・電気設備工事の請負契約の締結については、いずれも北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第82号 北杜市立須玉小学校大型スクールバス購入について、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第83号 訴えの提起についてであります。

市立甲陽病院の敷地内にあります筆界未定地の相続人に対し、時効の利益を援用し所有権を有することの確認を求めるため訴訟を提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に人事案件について、ご説明申し上げます。

同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任および同意第2号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任につきましてはそれぞれ委員の辞職に伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております27件のうち議案第72号から議案第75号までの4件および議案第83号は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれらの5件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第72号から議案第75号までの4件および議案第83号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第2号 平成23年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件、報告第3号 平成23年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第4号 平成23年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件、報告第5号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第6号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件、報告第7号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第8号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件および報告第9号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)の以上8件について、順次、内容説明を求めます。

比奈田企画部長、報告第2号から報告第4号。

○企画部長(比奈田善彦君)

はじめに報告第2号 平成23年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

平成22年度に継続費として予算計上いたしました防災行政無線整備事業および平成23年度に継続費として予算計上いたしました長坂統合小学校建設事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

9款1項消防費の防災行政無線整備事業は、平成22年度から平成26年度までの5カ年継続事業として行っているもので、平成22年度は親局と中継局、高根・長坂地区の子局の整備、平成23年度は明野・武川地区の子局整備が行われ、平成24年度は大泉・白州地区の子局整備、平成25年度は須玉地区の子局整備、平成26年度は小淵沢地区の子局整備を予定しておりますが、平成23年度に行えなかった事業費3,272万4,066円を通次繰越するものでございます。

10款教育費、2項小学校費の長坂統合小学校建設事業は平成23年、平成24年度の2カ年継続事業として校舎および屋内体育館などの整備を行うこととしているもので、国の予算配分に併せて事業執行をしているため、平成23年度に事業が終わらなかった事業費6億1,757万5千円を通次繰越するものでございます。翌年度の通次繰越額の総額は6億5,029万9,066円でございます。

続きまして報告第3号 平成23年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

昨年度繰越明許費として予算計上いたしました14事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、本庁舎耐震事業3億8,278万円。同じく3項戸籍住民基本台帳、住民基本台帳システム改修事業として外国人登録の廃止によるものとして1,753万5千円。

6款農林水産業費、1項農業費、団体営土地改良事業として農業体質強化基盤整備促進事業、7地区の事業費分1億6,283万4千円。同じく1項農業費の県営土地改良事業、広域農道甲斐駒ヶ岳地区ほか負担金分1億1,154万円であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、市道補修事業として若神子・下黒澤線ほか1,087万500円であります。同じく2項の道路橋梁費、市単道路新設改良事業、明野浅尾3号線ほか2,270万2千円。同じく2項の道路橋梁費、道整備交付金事業として浅尾新田・浅尾線、旧52号線の事業費2,384万5,450円。同じく2項の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業として長坂上条1号線ほか2億3,981万5,341円。同じく3項の河川費、河川改修事業として枋沢川ほか3,003万8千円。同じく5項の都市計画費、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業の基本設計業務委託として4,873万8千円。同じく5項の都市計画費、景観計画推進事業としてサイン計画策定事業のパブリックコメントおよび、まちづくり審議会の経費分として415万8千円。

10款教育費、2項小学校費、長坂統合小学校建設事業としてプール建設と太陽光発電設備にかかる費用分として2億1,492万5千円。同じく4項の社会教育費、仮称、武川コミュニティセンター建設事業であります5億5,294万1千円。同じく4項の社会教育費、埋蔵文化財発掘調査事業、白州地区の県営耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業にかかる事業費分であります。754万4千円でございます。

以上14事業であります。内訳といたしましては9月補正で繰越明許費を予算計上したものが2事業、12月補正で予算計上したものが5事業、2月補正で予算計上したものが7事業であり、当該繰越明許にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものでございます。翌年度の繰越総額は18億3,026万6,291円であります。

続きまして報告第4号 平成23年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございます。

今回、繰り越した事業7件につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

各事業の繰越理由は一番右端の説明欄に記載しておりますが、関係機関との調整に不測の日数を要してしまったことなど、避けがたい事由により年度内に支出が終わらなかったものについて翌年度に繰り越して使用するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、社会福祉施設整備事業として、むかわの湯のポンプ修繕工事1,890万円。

6款農林水産業費、1項農業費、産地活性化総合対策事業として須玉・江草地区の鳥獣害防止電気柵の設置工事分127万3,020円。同じく1項の農業費、県単土地改良事業として明野町の浅尾原の圃場整備事業3,724万5,450円。

8款土木費、2項の道路橋梁費、市道補修事業として藏原村山西割線の防護柵の工事ほかでございます358万5,750円。同じく2項の道路橋梁費、市単道路の新設改良事業として市道上笹尾2号線、道路改良工事に伴う手直しが発生したことによるものとして510万4,200円。同じく2項の道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業として若神子・若神子新町1号線、法面工事ほかの電柱移転等でございます。703万8,550円。

10款の教育費、5項保健体育費、学校給食施設整備事業として、明野小学校給食受け入れのプラットホーム設置工事を春休みに施工したためのものとして、154万8,350円でご

ざいます。

以上、翌年度繰越総額は7,469万5,320円となっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

ただいまの報告第4号 平成23年度・・・。

○議長（秋山俊和君）

中山宏樹君、質疑ですね。

（はい。の声）

では、質疑を許可いたします。

○2番議員（中山宏樹君）

ただいまの報告第4号 平成23年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書の件について質疑を行います。

8款2項土木費、道路橋梁費、市単道路新設改良事業における支出負担公費額は840万4,200円で翌年度繰越額は510万4,200円であり、事業額の約60.7%であります。過日の説明において本事業は市道上笹尾2号線、道路改良工事2-1工区であり、指名競争入札により平成23年8月31日執行されたもので、株式会社鈴建が落札率約81%で落札。完成工期は平成23年12月13日で、約4カ月半の工事であるとのことでありました。そこで何点か伺いいたします。

1. 繰越制度は本来、年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除のため行うもので、本事業は事業内容および工期を勘案すると、たとえ工期の遅れがあっても23年度事業として完成および執行を行うよう、適切な指導を行うべきでありました。指導内容について、時系列的に説明を求めます。
2. 工法協議に日時を要したためと繰越計算書に明記されていますが、事故繰越の事例としては1. 異常気象等。地震や風雪害です。2. 工事現場等での障害。地下湧水や予定していなかった配管や地中障害物が出た。3. 住民地権者等、関係者との調整等。4. 請負業者の倒産等。5. ほかに事業、ほか機関との関係。改正法などに基づく確認検査に不測の日時を要したなどが主な事例であり、今回の理由は完成検査の結果、計画どおりの施工でなかった不適切な施工箇所が判明したためと考えます。つまり不適切な施工箇所のやり直しによるもので、詳細な繰越理由の説明を求めます。
3. 23年8月31日入札。市道上笹尾2号線。平成23年12月13日工期。23年9月30日入札。市道西1級線18号線。12月5日工期。落札率はそれぞれ81.1%、91.3%であります。この2つの工事予定額の総額は2,844万4,500円で、落札金額の総額は2,494万8千円。2,500万円以下の工事金額については技術者の兼務が認められていますが、ほかにも平成23年12月19日入札。市道西1級14号線。落札率74.7%。工期24年3月15日。以上の結果は5カ月以内の入札に伴うもので、本工事において技術者数などをはじめ、建設業法および市の要綱を満たし、施工に当たり遵守しているか、伺いいたします。

4. やり直し工事の平成24年4月17日から24年5月18日までの工期でありましたが、工期内の状況は近くの現場のため、何度か確認いたしました。4月からすぐ近くにある小淵沢東保育園の新入園児等、送迎に若いお母さんたちが慣れない道を送っていきます。一車線しかない砂利道の迂回路では長い間、時間を待たされることになり、朝の忙しい時間では大変な迷惑でございます。また、この時期は農作業も本格化してきます。また、旧小淵沢東小学校跡の桜を見る観光客もいらっしゃいます。交通誘導員の配置もなく、安全管理上、配置すべきではないかと考えます。

5. 本工事の財源内訳は市債と一般財源であります。市民および住民に工期の著しい延長により迷惑をかけたことは事実であります。今後、このようなことの再発防止と通常の措置においての対応をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中山議員から5点のご質問をいただいております。

市道上笹尾2号線道路改良工事についてということでございまして、まず1点目、それから1点目、2点目、4点目、5点目を私ども建設部のほうからお答えを申し上げます。

1点目の市道内容について、時系列で説明せよということでございます。説明をさせていただきます。

そもそもこの契約につきましては契約日が昨年の9月1日、それから着工をその翌日の9月2日、完成日が当初の段階では昨年の12月13日という中での工事で行いました。

昨年の10月31日ですけれども、工事の進捗がやや遅れているということで、2週間工程で施工管理するように指示をしたと。

それから11月1日であります。ブロック積みの床堀段階確認を行いました。これについては問題がございませんでした。

それから11月4日ですけれども、道路使用許可を片側通行止めの許可で警察へ提出して施工していたが、全面通行止めでの工事となっていたということで、道路使用許可の変更を指示いたしました。

さらに11月5日ですけれども、全面通行止めで通れないというような苦情がございまして、再度、道路使用許可申請することを指示いたしました。

それから11月21日ですけれども、ブロック積みについて段階確認を行ったということで、これについても丁張の確認を行いましたけれども、問題はございませんでした。

11月30日です。工事の進捗の遅れにより、土地関係者と進入路の位置について協議が進まないということで施工業者と協議して24年、本年の1月13日までの工期延期のお願いの提出を指示いたしました。

それから12月13日でありますけれども、変更契約の締結ということで、これが15万1,200円の増額ということで、工期契約の締結をしております。

○15番議員（渡邊英子君）

議長、聞き取りにくいんですけれども。もう少しはっきり言っていただきたいんですが。

○議長（秋山俊和君）

建設部長、はっきり報告をお願いします。

○建設部長（深沢朝男君）

平成23年12月13日、変更契約の締結ということで、15万1,200円の増額の変更契約をいたしております。理由は、水田からの漏水防止工事ということでございました。

それから本年の1月13日には、完成届が提出されていると。

それから1月19日、出来型確認事前検査、担当の事前検査ということでございますけれども実施しました。

1月26日には竣工検査を行いまして、この時点で次回の工事において引き続き施工すると最終段階、路面の舗装工事という段階において幅員不足が生ずることが判明したということでございまして、以後、施工業者とその不適切な工事部分の工法をどのような形にするか、約1カ月にわたってコンサルなんかにも説明を求めながら、また施工業者のほうからもその原因についての報告を求めながら協議を進めたという経過がございました。

それで3月7日に市と施工業者で現場立会いのもと、今後の対応について最終的な確認をしたということでございまして、3月9日には施工業者から市に対して誓約書が提出されたと。それを受けて、市のほうでも3月28日に施工業者に工事についての指示書を手渡したということで、工事につきましてはその後、済みまして、今年の5月18日に手直し工事が完了したということで、5月30日にはその手直し工事の関係の完了検査を検査官に実施していただいたというふうなことがその時系列の経過でございます。

それで2点目についてでありますけれども、詳細な繰越理由は何かというご質問です。

このたびの工事はブロック積みを主体とする工事でありましたが、当初に実施すべき段階確認として市が床堀確認や丁張検査を行った結果、設計どおり施工されていたことは確認しておりました。この丁張に基づき工事が施工されるべきところでしたが、施工業者の現場管理不足により丁張が動いた状態で施工され、今後発注予定の舗装工事において幅員不足となることが明らかになりました。これにより施工業者から原因究明および施工管理方法についての報告を求めるとともに、今後の手直し工事の方法について協議を重ねてきたところでございます。このような庁内および施工業者との協議・検討に日数を要したことが、事故繰越の理由というふうに考えてございます。

4点目であります。手直し工事に伴い、園児送迎車両、農作業車両等が迂回を余儀なくされ、交通誘導員の配置にも問題があったとのご指摘です。

たしかに工事が長期にわたってしまったことにより、地域住民の皆さまにも長期間ご不便をおかけしたことにつきまして、これはお詫びを申し上げ、今後このようなことがないように気をつけてまいりたいと思います。

また、交通誘導員の配置につきましては、当然のこととして工事期間中には交通誘導員を配置すべきものと認識しておりますが、安全管理上の重要な部分でもあり、確認の上、指導の徹底を図ってまいります。

次に5点目、再発防止に向けて市は今後どのような措置を講じていくのかとのご質問でございます。

通常、実施すべき検査および確認等は市として当然行ってきたと考えておりますが、このたびの事例を重く受け止めまして、以後このような事態が生じないよう、市独自の段階確認の方

法や業者指導について関係部署とも検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

私からは、3点目のご質問に対して答弁させていただきたいと思います。

ご指摘のとおり2件の工事の請負金額の合計は2,500万円未満であります。市が発注した工事であり、現場代理人の兼務ができる要件を満たし届け出が出されたため、この2件の工事について、現場代理人の兼務を認めたところでございます。

また12月19日の入札会において、新たに受注した工事についても契約時においてすでに受注していた市道西1級18号線の工事が12月13日に完了していたため、新たに2件の工事となり、現場代理人の兼務についても問題がないという判断をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終了しました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんね。

（なし）

続いて、坂本生活環境部長。

坂本生活環境部長、報告第5号および報告第6号。

○生活環境部長（坂本正輝君）

報告第5号 平成23年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご説明いたします。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費、事業名 水道施設整備事業のうち1億435万3千円を翌年度に繰り越したものであります。3工事を繰り越したものでありまして、内訳は須玉町東小尾地内の簡易水道統合整備事業における導配水管布設工事4,200万円。これは橋梁添架個所に隣接する土地使用の同意に不測の日数を要しているため、繰り越したものであります。

同じく大泉西井出地内の井富大門調整池築造工事5,600万円であります。これは設置場所の選定および占用協議に不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

同じく武川町長沢地内の配水池連絡管布設工事635万3千円。これは既設配水池との接続協議に不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

続きまして報告第6号 平成23年度北杜市簡易水道特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件について、ご説明いたします。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費、事業名 水道施設整備事業のうち3,503万円を翌年度に繰り越したものであります。

内容につきましては、須玉町東小尾地内の簡易水道統合整備事業における東小尾水源取水施設工事3,503万円であります。これは、工事敷地内が河川区域および砂防指定地域内であり、施工過程におきまして工法等の再協議が必要となり、その協議に不測の日数を要したため、

繰り越したものであります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長、報告第7号。

○教育次長（大芝正和君）

続きまして報告第7号 平成23年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、事業名ですけれども甲陵中・高等学校耐震補強事業についてありますが、甲陵中・高等学校北校舎西側の耐震補強事業につきましては、国の補助が23年度に採択されたため2月補正した8,006万3千円、全額を24年度に繰り越すものでございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

続いて堀内明野総合支所長、報告第8号。

○明野総合支所長（堀内健二君）

それでは報告第8号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件でございます。

下記のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

3款事業費、1項計画調査費、事業名は県単土地改良事業におけます受益者の負担金でありますけれども、報告第4号の一般会計事業におきまして、県単土地改良事業が翌年度に繰り越しをしまして実施されることから、県単土地改良事業工事費にかかる受益者負担金277万6千円を翌年度に繰り越しましたので、報告をさせていただくものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

続いて比奈田企画部長、報告第9号のうち専決第1号および専決第2号。

○企画部長（比奈田善彦君）

報告第9号 損害賠償の額の決定による専決処分についてでございます。

提案理由といたしましては、損害賠償の額が決定したことによって、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

専決第1号であります。専決の日付は平成24年4月26日でありまして、公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものでございます。

損害賠償の額 11万6,865円

損害賠償の相手方 北杜市明野町在住 女性

損害賠償の理由 平成24年3月16日、午後1時50分ごろ、北杜市長坂町長坂上条2534番地1の長坂郵便局駐車場内において、甲陵高等学校職員の運転する公有自動車が後退する際、後方確認不十分により同駐車場に駐車しようとして停止していた相手方車両と接触し破損させたため、これに対す

る損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の口座に対して公有自動車事故共済金として社団法人 全国市有
物件災害共済会から支払われるものでございます。

3ページであります。

専決第2号

専決の日付は平成24年5月17日であります。

これは公有財産の管理瑕疵に係る損害賠償の決定によるものでございます。

損 害 賠 償 の 額 86万2,308円

損害賠償の相手方 北杜市小淵沢町在住 男性

損害賠償の理由 平成24年3月7日、午前4時ごろ、北杜市小淵沢町10060番地
418の市有地、防風保安林であります、その立木の枝が雪により折
れ、隣接する相手方所有の住宅の屋根を破損したため、これに対する損
害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の口座に賠償責任保険事故として、三井住友海上火災保険株式会
社から損害賠償額81万2,308円をいただき、保険免責として北杜
市から5万円を支払うものでございます。

○議長（秋山俊和君）

続いて石原産業観光部長、報告第9号のうち専決第3号。

○産業観光部長（石原啓史君）

それでは続きまして、4ページをご覧ください。

専決第3号の説明でございます。

同じく地方自治法の規定によりまして、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額が決定いたしま
したので、説明をさせていただきます。

専決の日付は平成24年3月2日でございます。

損 害 賠 償 の 額 40万1,403円

損害賠償の相手方 神奈川県秦野市北矢名在住 男性

損害賠償の理由 平成23年12月29日、午後3時30分ごろ、相手方が北杜市大泉町
谷戸8810番地付近の林道大鹿線を走行中に、道路横断溝のグレーチ
ングが跳ね上がり、相手方車輛の底部およびマフラーに接触し、これを
破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、保険会社から支
払われるものでございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第9号まで8件の報告を終わります。

次に承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分報告及び承認を求めるこ
とについての内容説明を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、承認第1号をご説明させていただきます。

1 ページでございます。概要書であります。北杜市税条例の一部を改正する条例でございます。

趣旨であります。地方税法それから国有資産等所在市町村交付金法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、本市の税条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、11項目ありますが主なもののご説明をいたします。

1 としまして市民税の申告であります。年金所得者の申告手続きの簡素化の観点から寡婦控除を受けようとする場合、市民税の申告書の提出を不要とする改正でございます。

それから2番目ですが、固定資産税の納税義務者関係でございます。これは条ずれによる改正でございます。

それから、3番目の新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとするものがすべき申告。これにつきましては、項ずれによる改正でございます。

それから4番目ですが、土地に対して課する平成24年度から26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義でございますが、これにつきましても項ずれによる改正でございます。

おめくりいただきまして2ページですが、5番、これにつきましては固定資産税関係ですが、宅地等の下落修正の特例を26年度まで延長する改正であります。

続きまして住宅用地の関係ですが、6番の住宅用地の関係ですが、これにつきましても負担調整措置について、26年度まで延長をする改正でございます。

次の商業地等につきましても、特例措置を26年度まで延長する改正であります。

7番目の農地の特例ですが、これにつきましても負担調整措置を26年度まで延長する改正でございます。

8につきましても同じく特別土地保有税の特例を、これにつきましては削除に係る項ずれによる改正でございます。

それから9番目ですが、この改正につきましては一般社団、財団法人にかかる固定資産税の非課税措置が追加されたことにより、その申告義務を規定する改正でございます。

10番目、11番目は東日本大震災にかかる特例ですが、1つは居住用住宅の家屋の敷地にかかる譲渡期限を、震災のあった日から現行3年を7年まで延長する改正でございます。

最後に11番目ですが、同じく震災の関係でございまして、これにつきましても控除額の適用期間の特例を設けるものでございます。

施行予定日につきましては、24年4月1日でございます。ただし、一部につきましては26年1月1日から施行するということでございます。

根拠法令につきましては、先ほど申し上げました。

以下、承認書、それから専決処分書、条例案、新旧対照表が付いておりますが割愛させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、承認第1号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

承認第2号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、東日本大震災による被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例が規定されたため、北杜市国民健康保険税条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により平成24年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、東日本大震災による被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例について規定するため、附則に1項を加えるものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日より施行するものでございます。

以上が、改正内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第3号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

承認第3号 北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

訪問看護療養費にかかる指定訪問看護費用の額の算定方法の一部が改正されたことに伴い、訪問看護ステーションのサービスの一部が保険適用、健康保険の適用となったため、北杜市訪問看護ステーション条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月30日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、訪問看護ステーションのサービスの一部が健康保険の適用となったため、利用料の規定から延長料、深夜訪問料、営業時間外訪問料および交通費の項目を削るものでございます。

施行期日は、平成24年4月1日より施行するものでございます。

以上が、改正内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に承認第4号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第10号)の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

承認第4号 専決処分事項報告の件について、ご説明させていただきます。

緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成23年度北杜市一般会計補正予算(第10号)でございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

専決処分の日付は平成24年3月31日であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億8,030万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を305億7,507万7千円とするもので、これにつきましては平成23年度の歳入枠の確定により補正を行うものであり、基金に積み立てるための専決処分を行いましたのでご報告し、承認を求めるものでございます。

地方債の変更がありますので5ページをお開きください。第2表 地方債の補正であります。

過疎対策事業債を1,370万円減額し限度額を1億3,060万円とし、地方債の借り入

れ限度額総額を29億9,300万円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧ください。歳入についてのご説明であります。

1款市税の2億1,829万円ですが、市民税につきましては7,631万円の増で内訳としては個人市民税2,600万円の増、法人市民税5,031万円の増加によるものでございます。2項の固定資産税が1億2,403万円の増、3項の軽自動車税71万円の増、4項の市たばこ税1,584万円の増、6項の入湯税140万円の増によるものでございます。

2款地方譲与税についてであります。1項地方揮発油譲与税67万5千円の減。2項自動車重量譲与税185万2千円の増。3項地方道路譲与税1千円の増額で、いずれも国からの譲与額確定に伴う補正でございます。

次に3款の利子割交付金であります。639万8千円の増額でございます。

4款配当割交付金298万7千円の増。

6款地方消費税交付金1億955万2千円の増。

7款ゴルフ場利用税交付金1,663万1千円の増。

8款自動車取得税交付金1,516万9千円の増。

10款地方交付税9億9,511万円の増額につきましては、普通交付税4億8,862万1千円の増、特別交付税5億648万9千円の増でございます。

12款分担金及び負担金815万9千円の増額は、災害救助費負担金の確定に伴うものでございます。

16款財産収入、2項財産売払収入710万7千円の増額は、峡北ふるさと市町村圏特別会計財政調整基金還付金の確定に伴う増でございます。

20款諸収入1,230万1千円の増額は、損害賠償請求事件にかかる遅延損害金の確定に伴う増でございます。

21款市債1,370万円の減額ですが、これは過疎対策事業債の充当事業であります道路改良費と市民バス運行費の事業費確定による減でございます。

続いて、4ページをお開きください。歳出の概要についてであります。

2款総務費、3款民生費、6款農林水産業費、8款土木費、9款消防費は過疎対策事業債の減額などに伴う財源更正でございます。

13款諸支出金であります。2項基金費ということで、13億8,030万6千円の増であります。その内訳は財政調整基金への積み立てが利子分として19万1千円で、減災基金に8億6千万円。公共施設整備基金に1億1,970万3千円。庁舎建設基金に4億円を積み立てました。浅川伯教・巧基金に1千円と中山間ふるさと水と土保全対策基金1万円、これは利子分であります。環境保全基金に34万1千円。芸術文化スポーツ振興基金に6万円を積み立て、合計で13億8,030万6千円ということになります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

2点お聞きします。

まず1点目ですけど、地方交付税が9億9千万円余入ったわけですけども、平成23年度分ということで、23年度中に入ったものなのか確認をいたします。

2点目としては、補正予算でありますので市民の生活が非常に大変なこのときに、そういうお金、市民の生活を助けるそういう使い方、なぜそういうふうにならなかったのか。その2点をお聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず地方交付税が23年度中に入ったものということではありますが、もちろんこれは23年度中のものでございます。

それから専決ということで、13億円からの基金への積み立てということではありますが、市民を助ける目的での活用ができないのかというご質問だと思われそうですが、それぞれ基金の目的に沿った形で有効な積み立てができることを頭に置いた中で、当初の目的に沿った形での積み立てとして処理をさせていただいております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

私は承認第4号 平成23年度北杜市一般会計補正予算書（第10号）の専決処分事項について反対をいたします。

私たち日本共産党北杜市委員会は、市民の皆さんに市民アンケートをお願いいたしました。暮らしの問題で困っていること、市政への要望など市民の皆さんの率直な声をお伺いし、今後の活動に生かすためです。

その中で市民の皆さんの回答が今、続々と返ってきているわけですが、その中で最近の暮らし向きはどうですかとこういう問いかけに対して、半数の人たちが苦しいと答えています。その苦しい理由はなんですかという問いに対して、一番多いのは税金や公共料金の負担増だと。次に多いのが年金や給料の減少である。また、医療費や子どもの教育費などの支出が増えていることを挙げています。

剰余金は、市民の暮らしを支えるために使っていくべきです。剰余金は税金です。市民に還元することを求めます。高く払えたくても払えない国保税を1世帯1万円引き下げるのに、約9千万円あればできます。また現在、小学校3年生までの無料になっている子どもの医療費助成制度を中学3年生まで拡大するのに、市の担当者の試算によれば約7,600万円あればできるとのことです。今年4月からは富士吉田市、都留市が中3まで拡大しました。残りは北杜市です。市民の暮らしを支えるためにお金を使うことを願って、承認第4号の反対討論いたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私は本案に対し、賛成の立場で討論をいたします。

地方交付税が現在は合併特例により、優遇されております。その優遇措置も近々、期限を迎えます。この優遇措置がなくなるということは、財布の中の現金が直接なくなるのと同じ扱いになります。このように剰余金が出たときには、そのときに備えての準備をしておくということが大変重要でございます。この基金への積み立てについてはそのためと解釈もいたし、本案に賛成の立場で討論いたします。賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、承認第4号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第80号 工事請負変更契約の締結について（北杜市役所本庁舎耐震化事業新館建設工事（明許））の内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

議案第80号 北杜市役所本庁舎耐震化事業新館建設工事（明許）に関わる工事請負変更契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 北杜市役所本庁舎耐震化事業新館建設工事（明許）

契約金額 変更前 3億1,101万1,050円

変更後 3億975万円

契約の相手方 山梨県韮崎市円野町上円井3139番地

株式会社 内藤ハウス

代表取締役 内藤篤

説明は以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第80号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第80号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第81号 工事請負契約の締結について（東小尾浄水場機械・電気設備工事）の内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

議案第81号であります。東小尾浄水場機械・電気設備の工事請負契約の締結についてありますが、提案理由といたしましては地方自治法第96条第1項第5号ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 東小尾浄水場機械・電気設備工事
契約の方法 一般競争入札
契約金額 1億9,057万5千円
契約の相手方 東京都台東区元浅草2丁目6番6号
アタカ大機株式会社 東京事業所
常務取締役環境プラント事業本部長 大門與志治

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第81号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第81号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第82号 動産の購入について（北杜市立須玉小学校大型スクールバス）の内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

議案第82号のご説明をさせていただきます。

動産の購入についてということで、北杜市立須玉小学校の大型スクールバスの購入についてであります。

提案理由といたしましては地方自治法第96条第1項第8号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入する動産 北杜市立須玉小学校の大型スクールバス

購入金額 1,722万円

購入の相手方 山梨県甲府市下曾根町408番地

三菱ふそうトラック・バス株式会社 甲信ふそう甲府支店

甲府支店長 深谷幸雄

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第82号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第82号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第30 請願第3号 取り調べの全過程の可視化を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

請願第3号

平成24年6月6日

北杜市議会議長 秋山俊和殿

取り調べの全過程の可視化を求める請願書

紹介議員 中村隆一

請願者

住所 山梨県甲府市朝日５－７－２

山梨平和と労働会館内

電話０５５－２５１－４１９６

氏名 日本国民救援会山梨県本部

会長 広嶋喜栄司

朗読をもって請願の趣旨を行いたいと思います。

請願の趣旨

取り調べの全過程の可視化を求める請願書の趣旨説明を行います。

検察、警察の違法・不当な取り調べを巡る問題が相次いで表面化しています。

大阪地検では、放火事件の犯人とされた知的障害のある男性に対して、検事が取り調べで誘導を繰り返していたことが取り調べ状況を録画したDVDにより発覚し、２０１０年１月に起訴が取り消されました。また、強盗致傷事件で少年院に送致されるなどしたのちに無罪が確定した元少年らが損害賠償を求めた裁判では、大阪地裁が２０１１年１月２０日、大阪府警の取り調べの際に暴行や供述の誘導があったとして、賠償を命じる判決を出しました。いずれも密室の取り調べで虚偽の自白が強要され、深刻な人権被害を生んだ事件です。

大阪地検の事件では、男性の捜査段階での供述調書を確認する場面を約３０分間録画したDVDが残っています。裁判員裁判の対象となる事件であったため、地検が取り調べの一部を録画し、証拠として提出しようとしたものです。すでに作成済みの供述調書を読み聞かせて確認する検事に対し、男性は調書の内容に合うように聞き返させたりされて供述内容を変えたり、検事の言葉をおうむ返しにして確認に応じたりしています。男性の説明と食い違う調書の記述が訂正されていない箇所もあります。男性の弁護人が弱みに付け込んだ、あからさまな誘導だと批判するのも当然です。

深刻なのは一般の成人に比べて、違法な取り調べ、自己強要からみずからを守る能力が乏しい少年や知的障害者が被害を受けていることです。コミュニケーション能力が低く、誘導にも迎合的になりやすい特性を持った被疑者だというのに、そこにはなんの配慮も見られません。それどころか暴力や脅迫、誘導まで使い、検察・警察のシナリオどおりの供述を引き出そうとする取り調べ手法は、野蛮としか言いようがありません。

このような捜査の実態からすれば、取り調べの全面可視化を急がなければなりません。被疑者と検察官、警察官がどのようなやりとりをしたのか。その一部始終を録音・録画し、検証可能とすることによって、取り調べの適正化が図られます。足利事件をはじめ、この間、明らかになった重大な冤罪事件で密室の取り調べでつくられる虚偽自白が共通して問題になり、可視化の実現を求める世論が高まっています。大阪地検特捜部の郵便料金不正事件でも、誘導などによる取り調べが問題になりました。捜査への支障などを理由に、頑強に可視化の実現に抵抗している検察・警察の態度は、世の中の流れに逆らうものです。

可視化法案は２００８年６月と２００９年４月の２回、参議院で民主・共産・社民の賛成で可決されましたが、衆議院で廃案になりました。民主党は２００９年の総選挙のマニフェストでも取り調べの可視化を掲げました。ところが政権交代を実現したにもかかわらず、民主党政権は法務、警察官僚の抵抗もあり、検討するといいいながら全面可視化の法制化を先送りし続け

ています。そうしている間にも捜査機関の違法・不当な取り調べの新たな被害が生まれ続けています。人権を守り、冤罪を生まぬ司法へ可視化実現は待ったなしです。

つきましては北杜市議会として請願事項をご議決いただき、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう請願いたします。

提出先

内閣総理大臣

法 務 大 臣

総 務 大 臣

2. 請願事項

取り調べの全過程の可視化を求める請願書の採択を求めます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第3号は会議規則第124条第1項の規定により、所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時02分

平成 2 4 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

平成24年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成24年6月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

日本共産党 中村隆一君
北杜クラブ 清水壽昌君
明政クラブ 秋山九一君
市民フォーラム 野中真理子君
公明党 小尾直知君

2. 出席議員（22人）

1番 小須田稔	2番 中山宏樹
3番 相吉正一	4番 清水進
5番 野中真理子	6番 篠原眞清
7番 風間利子	8番 坂本静
9番 小林忠雄	10番 中嶋新
11番 保坂多枝子	12番 利根川昇
13番 千野秀一	14番 小尾直知
15番 渡邊英子	16番 内田俊彦
17番 坂本治年	18番 秋山九一
19番 中村隆一	20番 清水壽昌
21番 秋山俊和	22番 渡邊陽一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（40人）

市長	白倉 政司	副市長	堀内 誠
総務部長	名取 重幹	企画部長	比奈田 善彦
市民部長	伊藤 勝美	福祉部長	原 かつみ
生活環境部長	坂本 正輝	産業観光部長	石原 啓史
建設部長	深沢 朝男	教育長	小宮山 英人
教育次長	大芝 正和	会計管理者	伏見 常雄
監査委員事務局長	清水 春昭	農業委員会事務局長	坂本 吉彦
明野総合支所長	堀内 健二	須玉総合支所長	中山 健教
高根総合支所長	小尾 善彦	長坂総合支所長	興石 君夫
大泉総合支所長	浅川 一彦	小淵沢総合支所長	由井 秀樹
白州総合支所長	進藤 勝	武川総合支所長	山田 栄明
政策秘書課長	高橋 一成	総務課長	赤羽 久
企画課長	篠原 直樹	財政課長	斉藤 毅
収納課長	名取 文昭	地域課長	織田 光一
管財課長	武井 武文	健康増進課長	浅川 正人
子育て支援課長	浅川 輝夫	環境課長	土屋 裕
上水道課長	小松 武彦	農政課長	梶村 宗弘
林政課長	小尾 民司	食と農の杜づくり課長	茅野 臣恵
道路河川課長	山田 武男	用地課長	早川 昌三
教育総務課長	岩波 信司	生涯学習課長	丸 茂和彦

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
 議会書記 山内 一寿
 “ 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 日本共産党、30分。2番 北杜クラブ、105分。3番 明政クラブ、90分。4番 市民フォーラム、45分。5番 公明党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

日本共産党を代表して、白倉市長に質問いたします。

質問の第1は、消費税増税など野田政権の社会保障と税の一体改革問題についてです。

民主党・自民党・公明党の3党は増税の談合を行い、消費税大増税法案を衆議院で本日の午後、採決しようとしています。どんな世論調査を見ても、国民の50数%から60%は消費税増税に反対しています。民主・自民・公明の3党のやり方は、民意に背くものではないでしょうか。この一体改革は消費税率を2014年4月に8%、15年10月に10%に引き上げることを柱としたものです。所得の少ない人に重く押し掛かる最悪の不公平税制です。消費税が10%と今の2倍になったら13兆5千億円もの大増税です。これだけ景気が悪い、大震災であれだけ苦しんでいる。そこにドカンとこういう負担増をかぶせたら、経済も暮らしも底が抜けてしまって結局、税収も上がらない、財政再建もいよいよ進まないことになるのは明らかではありませんか。

1997年に消費税が5%に引き上げられたときの消費税増税分は5兆円、医療費の値上げなどの合計で9兆円の負担増です。回復しつつあった景気がいっぺんに冷え込んで、長い不況のトンネルに入りました。増税前の1996年の税収は90兆円でした。しかし今は76兆円と14兆円も減っています。消費税増税は財政再建どころか、財政破綻をひどくするというのは歴史が証明しているではありませんか。

民主・自民・公明の3党は増税だけでなく、社会保障改悪の法案まで談合で決め、まともな審議もやらないまま、衆議院で採決しようとしています。消費税に頼らないで、国民みんなが安心できる社会保障をどうやって再生・拡充していくのか。国と地方の財政危機をどうやって打開するのか。この問題は今、多くの国民が回答を求めている問題です。

私たち日本共産党は社会保障の段階的な充実、国民所得を増やす経済改革という2つの柱を

同時並行的に進めること、無駄づかいをやめ、所得1億円を超える大金持ちほど税の負担率が減少する不公平税制や大企業優遇の不公平税制を是正して財源を生み出すこと。さらに国民みんなで所得に応じた課税により財源を確保するなど税制改革を行うこと。こうした道に踏み出すべきだと考えています。この内容は提言として明らかにしています。

野田政権が進める社会保障と税の一体改革は市民の暮らしはもとより、地域の再生にとっても、さらに地方自治体にも深刻な影響を与えるものであります。市長はこのような消費税増税に反対の立場を明確にすべきであります。

質問の第2は、野田首相の原発再稼働決定に強く抗議し、撤回を求めることについてです。

野田首相は16日、関西電力大飯原発3、4号機を再起動することを政府の最終的な判断とすると述べ、再稼働の最終決定を行った。首相は西川福井県知事の同意をもって立地自治体の理解を得られたからとしているが、福井県民の同意が得られたわけでは決してなく、国民の多数は再稼働に反対である。

今回の決定は東京電力、福島第一原発事故を踏まえて、国民の命と安全を守る立場に立つなら絶対にやってはならないものです。私たち日本共産党は再稼働決定に強く抗議し、その撤回を求めます。

野田政権は具体的根拠も対策も示さないまま電力不足などと脅かし、原発再稼働を強行しようとしていることは、最悪の形での安全神話の・・・。

○議長（秋山俊和君）

傍聴席は静かにしてください。

○19番議員（中村隆一君）

最悪の形での復活そのものであります。今回の最終判断は国民生活を守るところか、国民の命と安全を危険にさらす無責任極まる態度と言わなければならない。

福島原発事故はいまだに収束せず、その被害は福島県民をはじめ日本社会に深刻な影響を与え続けています。福島原発事故の除染、賠償、子どもたちの健康を守り、地域を再生させるための見通しと責任すら果たそうとしない政府が再び原発を稼働し、原発固執の道に突き進もうとすることは断じて許されない。

首相官邸をはじめ全国津々浦々で若者をはじめ、かつてない幅広い国民が日本の進路と未来を真剣に考え、再稼働反対の声を挙げています。私たち日本共産党はこうした多くの人々と手を携えて、無謀な再稼働を食い止めるため力を尽くすとともに、原発ゼロの日本を目指して全力を挙げる決意です。政府は今こそ原発ゼロを決断し、再生可能エネルギーへの切り替えに本腰を入れるべきです。市長は、大飯原発の再稼働に反対の立場を明確にすべきです。

質問の第3は、市庁舎建設問題についてです。

日本共産党北杜市委員会は暮らしの問題で困っていること、市政への要望など市民の皆さんの率直な声をお伺いし、今後の活動に生かしたいと市民アンケートへのご協力をお願いしました。まだ集計途中ですが、結果と市民の声を紹介します。

最近の暮らし向きについては、半数の人が苦しいと答えています。苦しくなった理由の1番は税金や公共料金の負担増です。年金が減少して、公共料金の負担が増す中で国民健康保険料はとても高く、年金生活者には支払いに四苦八苦していますなどの声が寄せられています。今後、市に力を入れてほしいことの1番は国保税等の負担減であり、続いて中3までの医療費無料化、特養ホームなどの増設などが挙げられています。

新市庁舎建設計画については7割以上の市民が反対しています。市財政が厳しいのであれば、こんなものにはお金をかけずに子どもや老人などに充ててほしい。それこそ無駄遣いだと思います。市庁舎建設基金30億円なんて考えられません。その前に子どもの医療費助成を中3までしてほしい。市民の生活の安定・安全に市庁舎建設基金30億円のお金は使うべきですなどの声が寄せられています。

市民が求めているのは市庁舎建設ではなく、暮らし・福祉を充実することであることは、この市民アンケートでも明かです。3月議会で福祉部長より扶助費を下げて、財政健全化につなげたいとの答弁がありましたが、市庁舎建設をやめて財政健全化につなげるとともに、市民の要望が多い国保税の引き下げ、中3までの医療費無料、特別養護老人ホームの建設などを実施すべきではありませんか。

質問の第4はダム水の責任水量割り当て制をやめ、買い取り制にすることについてです。

国と県は1988年大門ダム、1998年に塩川ダムの2つのダムを建設しました。水道事業を広域で行う場合の当時の基準は給水人口50万人とされていましたが、実際には給水人口9万人足らずの北杜市と韮崎市、甲斐市（旧双葉町）に押し付けてきました。夏の水不足、観光開発や将来の人口増予測など、水需要計画の必要量を県が過大に見積もって強行に建設したダムですから当然水が余り、これが自治体に押し付けられました。責任水量100に対して実際に使用している水量は約60です。使っていない水の料金まで負担する責任買い取り制で2010年度、平成22年度には約2億7,600万円支出し、市の財政負担になっています。

以下、何点かお伺いします。

1. 市民に安くて安全でおいしい水の安定供給が求められています。水源池の保全に取り組んでいる実情を報告してください。
2. 地域の実情を無視した責任水量の割り当て制はやめるべきです。市の必要な水量は自主的な判断による買い取り制にすること。これからは人口が減少し、水需要が減少することが予測されます。過大な水需要の予測に基づいて、2つのダムを建設した山梨県に約2億7,600万円の支出を求めるべきです。
3. 水道事業の公営企業への移行を考えているのですか。それはいつですか。移行するときの課題として考えられることはなんですか。

市長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめに、消費税の引き上げへの見解についてであります。

少子高齢化が急速な勢いで進む中、さまざまな問題が生じている現在の社会保障制度を維持・強化し、市民が安心して生活できる社会を実現することは誰もが望むものであります。一方で、現在の日本の財政と人口構成は極めて厳しい状況にあり、これ以上、将来へ負担の先送りをする事は許されません。現在も国会で審議が続けられていることから、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、野田首相の原発再稼働方針の撤回を求めることについてであります。

エネルギー問題につきましては、これまでも市の施策として再生可能エネルギー、自然エネルギーの普及促進を強く推進してきたところであります。現在、停止しております原子力発電所の再稼働にあたっては、国が地元の理解を得た上で安全性の確認を行い、緊急時の対策等を定めたのち、判断するものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の、共産党の代表質問にお答えいたします。

市庁舎建設計画についてであります。

市役所本庁舎の建設につきましては、合併時からの重要課題の1つでありました。第2次北杜市行政改革アクションプランにおいても総合支所・出張所の縮小・廃止を含め、検討を行うこととしております。このため市では平成23年度に庁内検討会を立ち上げ、平成24年度からの市民による検討会につなげていくということで、皆さまのご理解をいただいているところであります。

昨年の東日本大震災を契機に防災の拠点となるべき、本庁舎の耐震化が喫緊の課題とされました。本庁舎の建設については急いでも数年が必要となりますので、この間に大地震が発生し、現在の本庁舎が被害を受ければ、市の防災体制は根本から機能しなくなるという危機感から、最小限の投資としてプレハブ庁舎の建設を進めることといたしました。しかし、このような状況の中でも、新庁舎の建設が市の重要課題の1つであることには変わりありません。

したがって、新庁舎の建設については市民の声を聞きながら、現在の財政状況、今後の見通し等を検証する中で、総合的に決断していかなければならないと考えております。このためプレハブ庁舎の建設とは切り離し、予定どおり今年度、市民による検討会を立ち上げ、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、庁舎建設基金については建設の財源の一部とするための備えであり、決算上の余剰金が生じた場合に、積み立てを行うこととしているものでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

中村隆一議員の、共産党の代表質問にお答えいたします。

企業団水の責任水量制等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、水源地保全の取り組みについてであります。

本市の水道水源は水道企業団からの受水のほか、自己水源として深井戸および湧水等を活用し94カ所で取水しております。水源地においては、水源から半径250メートル以内の地域を地下水採取の規制地域として保護しております。また、湧水地周辺は水利権者等の協力をいただき、水源涵養に努めているところであります。

次に、責任水量制のあり方についてであります。

水道企業団は北杜市ほか2市が構成団体となり、それぞれの構成団体が将来にわたり安定した水道水の供給が図れるよう、必要な設備投資を行ってきております。水道企業団の経営は固

定的な経費が大部分を占めることから、常に一定の収入を確保し事業運営の安定を期す必要があり、責任水量制の導入により現在の安定経営が図られているものと考えております。また、責任水量制により支出している使用料の一部を県に求めることにつきましては、独立採算で運営している水道企業団の構成団体として必要な使用料を支出しているものであり、県に求める考えはありません。

次に、水道事業の公営企業への移行についてであります。

公営企業への移行は、平成22年度に策定した地域水道ビジョンに位置付けられており、移行の目標時期を統合整備事業完了後の平成29年度からとしています。移行時の課題としては、公営企業法の中で事業の運営に当たって能率的経営を促進し、経済性の発揮を目的としていることから、施設管理の一元化に向けた整備や経営の健全化に向けた取り組みが課題であると考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

市庁舎建設資金ということで、余剰金を積み立てしていくと。この前、6月12日の承認第4号の専決処分のときに、歳入が地方税9億9,511万円。市税2億1,829万円と、ということで13億8千万円余の収入があったわけですね。それなのに全額を基金に積み立てをした。私どもは議会で議決をした子どもの医療費助成制度、中学3年生まで、それを求めたときにお金がないお金がないと。4月24日に市長、副市長、福祉部長などと懇談をして要請をしたときにはそういう答弁でしたけれども、実際にはそういうお金があったということがこの間の質問で分かりました。そのときお金がないお金がない、実施ができないと、こういうふうに答弁をしたんですけれども、そのことについて、そのときお金はあったんじゃないかと。そのことをちょっと先にお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の、共産党の再質問にお答えしたいと思います。13億8千万円の剰余金が出たことによって、専決により基金のほうに積み立てをしたわけですが、剰余金としてのお金はそこに現実にあります。その剰余金はあくまでも目的基金として将来に備えるための歳入として受け入れをするという判断をさせていただいたものでございます。

特に庁舎の建設基金として積み立てたものにつきましては、必然的にその目的に沿った形で当初からの計画ということで、30億円を目指そうということでの基金の積み立てを行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

実際にお金があったということが分かったわけですが、善良な市民が30人余り、市長、副市長、福祉部長などと懇談をして要請をした席でお金がないと、こういうふうに明言をして実施を見送ったということですが、善良な市民に対して嘘をついたのではないかと。福祉の心に欠けていたのではないかと、このように思うわけですが、そのことについてはどのように考えていますか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内副市長。

○副市長（堀内誠君）

中村隆一議員の再々質問にお答えをいたします。

市民の方たちと懇談をしたときに、お金がないというふうなことを言ったということでございますけれども、子どもの医療費無料化とかいろんな問題につきましては、単年でことが済む問題ではございません。恒久的な財源が必要ということの中で私たちは話をしているわけでありまして、たまたま23年度の決算の剰余金が13億円ということで、それぞれの目的基金に積んだわけでございますけれども、今後、少子高齢化の進む中で子どもの医療費、また高齢者医療、また交付税の縮減の中で将来を備えたことを考えれば、お金が非常に、財政的な問題もございまして厳しくなるということで、そういうふうな発言をしたということでございます。

恒久的に剰余財源があれば、われわれもそうした要望に応じていきたいと思っておりますけれども、もうしばらく検討の時間をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

時間が少ないので、また明日の一般質問のほうへつなげたいと思います。

以上で終わります。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、20番議員、清水壽昌君。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

北杜クラブを代表いたしまして、白倉市長にお伺いをいたします。

国内外の経済状況を見ますと、リーマンショックから世界中が立ち直れないまま欧州各地で経済危機に陥り、不況の風は世界中に吹き荒れております。国内では不況、円高、TPP問題

等に加え、大震災と国民は大きな不安を抱えながら、みずからの生活のため日々戦っております。しかし中央ではマニフェスト、政権をとれば雲の上と言われても仕方ないような政権運営がなされ、混迷を深めております。

しかし、地方自治体は住民に直接接し生活を支えていかねばならないため、一刻の停滞も猶予も許されません。北杜市は、市政施行から7年間が経過いたしました。白倉市長におかれましてはスタート時から財政状況も非常に厳しい中、「市民のために」を座右の銘としてしっかりと舵取りをされてきました。特に今期の3年半でも、多くの事務事業が市民の目にはっきりと見える形で実を結んでまいりました。

まず、白倉市長が北杜市の課題を一丁目一番地に掲げられておられます財政の健全化に目を向けてみますと、平成23年度末見込みでの市債残高は合併直後のピーク時から167億円の減少で842億円となり、基金の保有高は106億円増の156億円となり、合わせて273億円を超える改善がされております。その間には国の経済対策等により臨時交付金が合計8回、約33億円が交付されましたが、この額は県内でも抜きん出ており、白倉市長のトップセールスの賜物と聞き及んでおります。

なお、この交付金では市内5カ所の雇用促進住宅を取得し、市営住宅として市民に提供しております。

また環境教育の一環として、市内全小中学校に太陽光発電パネルを設置しております。さらに保育園等の公共施設の修繕や市立病院等の最新鋭高度医療機器の充実、また金田一図書館の増築など市民福祉に直結した事業に素早く的確に取り組まれ、われわれ市民にとりまして大変喜ばしいものであります。

しかし、平成27年度からは地方交付税が段階的に削減されることとなっており、財政運営は一段と厳しくなると予想されます。そこで継続して、白倉市長の手腕のもとでの市政運営が切望されるところであります。

次に一丁目二番地としているのが少子化対策であります。全国的に出生数、合計特殊出生率等の深刻な状況を踏まえ、少子化対策への積極的な取り組みは喫緊の課題であります。白倉市長は平成21年度から全国的にも稀な先進的取り組みとして、保育料の第2子以降無料化、さらに保育園や放課後児童クラブ等の充実・改修、遊具の設置、保育園の耐震診断の実施等の子育て関連施設への安全確保や環境整備措置をしております。

また、子育て世代に魅力的な観光地と認められるベビーズ・ヴァカンス・タウンとしての整備、ファミリーサポーターセンターの設置、市が積極的に行っている子育て支援策に特化したパソコンサイトの構築、市役所へのキッズスペース設置など、福祉分野を中心とした子育て支援策の充実も図っております。

それらのことから昨年の出生者数は290人となり、合計特殊出生率も1.38と平成19年の1.11から大きく改善しております。少子化はふるさと存続の危機と捉えている白倉市長の取り組みの成果であるといっても過言ではありません。

さて、昨年3月に発生しました東日本大震災では地震、大津波に加え原発事故が重なり、まさに未曾有の大災害となりました。北杜市では地震発生直後に災害対策本部を設置し、特に市内の高齢者の安否確認や上水道、下水道施設の復旧など長時間の停電の中にありながら、関係機関と連携しながら迅速な対応をとられましたことは、市の危機管理体制の充実さを表す最たるものであります。市内に大きな被害がなかったことは幸いでありました。

再生への支援策として、市民から多くの義援金や支援物資に合わせて、市として梨北米や飲料水を送るとともに医師や保健師等、専門職員も現地へ派遣しております。一方、市内の一般家庭に避難して来られた方々への支援のほか、市営住宅等の提供や宿泊施設への補助などで多くの被災者を市内各所へ受け入れてきたことは記憶に新しいところであります。大震災を契機に市民の皆さまの安心・安全な暮らしを第一に、さらなる減災力に力が注がれております。

その施策として、北杜市地方防災計画の見直しや災害時の被災地、避難所等を掲載した各町の防災マップの配布、デジタル防災行政無線の整備、これも親局に続き各町の子局の整備が急速に進められております。

次に白倉市長が先駆者であります自然を活用したエネルギーへの取り組みは大震災以降、特に注目されてきております。北杜サイト、太陽光発電所および市内の小中学校22校に設置した1メガワットの太陽光発電施設は見学者が絶えません。発生された電気は各学校で消費し、余剰電力は売電することから、その効果は年に2千万円に及ぶと承知しております。学校での環境教育や売電収入は児童生徒の備品等に充てられており、次世代を担う子どもたちの育成に全力を傾けているといえます。今年度から各家庭用の太陽光発電パネルの設置補助の拡充がされ、全市を挙げての取り組みとなっております。

また水力発電は村山六ヶ村堰にすでに設置したクリーンでんでんに加え、このほど官民パートナーシップによる3カ所の発電所が完成しております。これらの取り組みを見るとき、まさに北杜市は自然エネルギーのトップランナーであると確信するところであります。

ところで北杜市の広大な面積と人口減少、自家用車の普及等は公共交通の整備に大きな困難を来しております。民間による路線バスが相次いで廃止され、市民バスの運営が困難となっている中、交通弱者に対応するためにデマンドバスの実証運行をスタートさせました。本年度からは市内全域で利用できることとなりました。課題は多いと思いますが、高齢者や小学生等の移動手段として、十分評価できるものであります。

また早稲田大学、東京藝術大学等、いくつかの大学に加えネクスコ中日本とも連携した産学官の共同による研究は地域の活性化への提案や芸術文化の振興につながり、八ヶ岳観光圏の認定など多くの成果を挙げております。このように、各方面との連携に力を注いできたことにより北杜市の潜在能力が引き出され、地域資源の発掘、地域振興につながるものと確信しております。

市民の皆さんから強い要望がありました子育て支援、地域防災の拠点となります武川コミュニティセンターの建設、市の玄関口である小淵沢駅舎の改築、有事の際の拠点ともなります本庁舎の耐震化などは市民の安心・安全の確保、地域振興には欠くことのできない施設であり、財政状況の厳しい中ではありますが、市長の決断に対し高く評価をいたしております。

そのほか健康づくり、介護サービスの拡充など福祉施策、耕作放棄地解消対策、担い手および営農法人の育成、企業の農業参入促進など、農業振興施策、商工業の振興など白倉市長の取り組んできた事業および成果は、挙げればきりがありません。市民の暮らしを最優先とし、北杜市の将来を見据えたさまざまな施策の展開をしてこられました。

これらの取り組みが注目され、昨年1月、2月には政府の行政刷新会議、ワーキンググループのメンバーとして、また今年2月22日には参議院の共生社会、地域活性化に関する調査会の参考人として全国で3名、全国市町村では白倉市長が1人選出され、地域活力の向上と共生社会の実現、地域ネットワークを生かしたまちづくりをテーマに意見陳述をしております。白

倉市政が全国から評価されている証であります。

国政が混迷を続け地方分権のみが先行し、自助・自立が求められている中で北杜市の礎をより強固のものとし、しっかりとした行政運営に取り組んでいくためには白倉市長の長きにわたる政治活動の中で培われた豊富な人脈に基づく政治力、行動力、判断力が必要です。北杜市ならびに北杜市民は、引き続き白倉市長の行政手腕に期待しております。わが北杜クラブはここに、この秋の市長選挙へ三選を目指して出馬していただくことを強く要請するものであります。

白倉市長の英断を期待しながら、以下質問に入らせていただきます。

質問の第1項目でございます。財政運営について、お伺いいたします。

北杜市の財政運営は、県下13市の中で最も頑張っているものと思われます。これは白倉市長をはじめ、執行部の知恵と努力の賜物であると敬意を表します。

総務省で公表している平成22年度の決算カードを見ますと、県内では全般に甲府市が群を抜いております。歳入歳出総額は7万都市の笛吹市、南アルプス市、甲斐市とほぼ肩を並べております。活発な行政活動がなされているといえます。その原動力となっている市税収入は総額では笛吹市、南アルプス市、甲斐市には及びませんが、1人当たりに換算するとこれらの市の上位となり、北杜市は頑張っているといえます。市の考え方で予算が組める一般財源は甲府市に次いでおり、政策予算の根源となっております。これは地方交付税が県下で群を抜いているということでもあります。市税および環境保全協力金、ふるさと応援寄附金など各種寄附金などで頑張っている成果でもであると評価されます。

歳出を見ますと人件費、扶助費、公債費を合わせた削減の困難な、いわゆる事務的経費は甲府市、笛吹市に次いでおります。市債返還のための公債費が甲府市に次いでおります。また繰出金も甲府市、笛吹市に次いでおり、財政運営の厳しさが見てとれます。

財政健全化への取り組みについては、過去何度となく質問がされてきました。執行側も幾度の施策の中で実績を積み上げてきております。市債の償還も順調に進み、上昇を続けている公債費もこれから年々、減少に向かうものと思われます。しかし、先ほど申し上げましたように市債残高は23年度末で824億円であります。県下で特出しております。これの削減には、さらなる取り組みが必要であります。また、地方交付税の優遇措置がされている年限が間近となってきております。

北杜市では、行財政改革アクションプランの着実な実施と事業や施策の優先度を精査する中で平成21年6月、財政健全化計画が策定され、合併特例の終わる32年度までの財政の見通しがすでに示されております。それによると歳入では、市税は徐々に増加するが地方交付税は減額に向かい、ともに平成32年には約80億円となり、地方交付税の大幅な減額が見込まれます。ほかの歳入については、ほぼ横ばいであると推測をされております。

歳出については公債費が19年をピークに減少し、人件費は徐々に減少、扶助費は徐々に増加すると、この財政健全化計画では示しております。近年の財政状況は、決算数字で見ますと地方交付税の伸びは著しくなっております。しかし長期的に見れば今後、下降傾向と見込まれます。景気の低迷が続き、歳入の根幹をなす市税収入が計画を下回っております。将来に不安を示しております。

人件費の削減は計画以上に進んでおりますが、扶助費は急速に増加しており、将来の財政負担に重く申し掛かってくるものと思われます。歳入の確保、財政健全化計画の検証等、見直し

が必要かと思われます。

地域主権時代に入り、地域の課題は地域で解決することとなります。市の債権管理もその1つであります。景気の低迷が続き、税の滞納繰越金は増加の一途を辿っております。収納状況も徐々に悪化してきました。自主財源確保はもとより、負担の公平化を図ることは当然必要なことであります。これに対応するため、平成22年度には収納課が設置されております。収納、とりわけ滞納処分は直接、住民の財産に影響することです。間違いのない事務執行が求められます。

そこで伺います。収納課設置による成果と課題についてをお伺いします。

その1つ。最初に市税の徴収率、滞納金の収納率、不納欠損の推移等、収納課設置の成果について伺います。

続きまして、コンビニ収納および延滞金の状況についてを伺います。さらに今後の課題についても伺いをいたします。

続きまして、財政健全化計画の検証と見通しについてをお伺いいたします。また補助金の運営について。

続きまして、外郭団体自立へ向けての指導体制についてをお伺いいたします。

続きまして、再生可能エネルギー対策についてお伺いをいたします。

再生可能エネルギーの活用促進は、新国家エネルギー戦略として議論となっております。東日本大震災を契機にさらに高まりを見せております。7月から産業用全量固定価格買い取り制度により、企業の大規模発電の普及が促進されるものと思われます。しかし太陽光発電パネル等が高額であることと広い面積が必要とされるため、安価でコンパクトなパネルの開発等、技術開発への取り組みが期待されます。北杜市では太陽光発電、水力発電などの関連事業に市民の皆さまと共同して早くから取り組み、自治体として実績を積み上げてまいりました。一般的には、行政サービスとしては産業振興、経済面などにおいて事業の効果など見えにくい側面もあるやに思います。

以下、伺います。

小水力発電へのさらなる取り組みについて、伺います。

北杜市で取り組んできました、農業用水を利用した水力発電事業がこのたび官民協働による発電所3カ所が同時に竣工・稼働いたしました。過去、市内の利用可能な地点の調査をした地点の活用についての進捗状況を伺います。

続きまして、一般家庭への太陽光発電システムの導入推進について伺います。

全国各地で、太陽光発電システムの一般家庭への導入推進が積極的に図られております。国や県において、設置費用に対する補助金制度が創設されております。北杜市では、他市に比較して有利な補助内容で独自の補助事業を創設し、その財源として市の売電収入を充てていると聞いております。今後の取り組みについて、伺います。

環境教育リーダーの育成と取り組みについて、伺います。

環境創造都市北杜市として環境教育は一過性のものではなく、次世代へ向けた取り組みが求められます。ゆとり教育が転換され、学校の授業数が増加されています。先生方の負担を軽減する意味からも、環境教育リーダーを育成していると聞いております。その事業の内容、効果について伺います。

太陽熱発電の研究の進捗状況について、伺います。

東京工業大学と連携しての太陽熱発電の研究施設導入の進捗状況について、伺います。

北杜サイトを産業振興事業施設として、高度利用への取り組みについて伺います。

昨年9月の議会でわが会派、北杜クラブの代表質問の中でも質問がされておりますが、再度質問をいたします。

本施設への視察者は現在では行政視察が中心であり、年間5千人余りが訪れているとのことでもあります。さらに、隣地にはNTTファシリティーズのFソーラーテクノパークも完成しております。こうした状況下、市内全域を対象としている北杜市次世代エネルギーパーク構想が国の認定を受けております。北杜サイトを地域の特性を生かした産業振興に高度に利用する施策をグリーン北杜、リトリートの杜等との連携を強化して進める必要があるかと思えます。関係団体と共同する中で、施設の共同利用を図っていく具体的な取り組みの施策について伺います。

続きまして、入札制度について伺います。

北杜市では入札の透明化のため、予定価格の事前公表等、改革が図られてきました。昨年10月より、一般競争入札制度対象事業が1億円以上から3千万円以上の事業となりました。

以下、伺います。

一般競争入札制度対象事業費引き下げの効果と課題についてを伺います。

続きまして、最低制限価格制度の導入について伺います。

建設工事には県をはじめ多くの市町村で導入されているとのことですが、北杜市では導入されておられません。極度の低価格での落札は、不良工事の危険性を排除できません。適正価格でしっかりとした工事の完成を求めるためにも導入が必要かと思われそうですが、お考えを伺います。

続きまして、総合評価制度の導入について伺います。

落札者の決定に際し、入札価格のみでなく過去の工事などを考慮した総合評価制度の導入について、お考えを伺います。

地元業者の育成についてでございます。

公共事業の減少が続いております。地元の中小業者は現在、非常に厳しい状況に陥っていると聞いております。地元業者の育成対策についてを伺います。

最後になります。農業問題について伺います。

農業者の高齢化、後継者不足により耕作放棄地は全国各地で大きな課題となって久しいわけでございます。にもかかわらず、現在でも拡大の一途を辿っております。山梨県内でも例外ではありません。しかし北杜市では近年、耕作放棄地解消対策により減少に転じてきております。がしかし、依然として640ヘクタール以上の広大な農地が耕作放棄地とされております。耕作放棄地解消と同時に優良農地の耕作放棄地化防止の対策も重大であります。

まず、耕作放棄地解消対策についてをお伺いします。

続きまして、優良農地の保全について。

続きまして、農業への企業参入についてお伺いをいたします。

以上、大きな4項目についてお伺いをいたしました。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩をいたします。

再開時間を11時15分にいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政運営について、いくつかご質問をいただいております。

財政健全化計画における、財政見通しとしての市債の償還計画と公債費の動向についてであります。

北杜市は類似団体と比較して多額の市債残高を抱えていることから、市債発行額の抑制に取り組んでおり、臨時財政対策債を除く市債の発行額を各年度の元金償還額の範囲内とするとともに市債の繰上償還を積極的に行っております。その結果、全会計の市債残高は平成17年度末の1,009億円をピークに減少を続け、平成23年度末では842億円となり、大きく減少させることができました。

今後につきましてもこうした取り組みを進めることにより、平成26年度末の市債残高は700億円台になるものと想定しております。また、公債費の動向につきましては、繰上償還として返済を行った元金も決算額に含まれることから、繰上償還を積極的に行っている間は比較的多額の公債費支出で推移することとなりますが、将来に向けては市債残高の減少に伴い、着実に減少していくものと考えております。

次に再生可能エネルギーについて、いくつかご質問をいただいております。

小水力発電へのさらなる取り組みについてであります。

水力発電は太陽光とともに二酸化炭素を排出しないクリーンな再生可能エネルギーであり、電力供給安定確保・地球環境保全の観点からも、今後とも計画的に開発・促進されるべき重要な自然エネルギーであると考えております。

これまで平成18年度に村山六ヶ村堰小水力発電所、クリーンでんでんであります。を建設し、昨年度、三峰川電力との官民パートナーシップによる共同事業で、村山六ヶ村堰にさらに3つの発電所が完成したところであります。天候に左右されにくく、発電効率の高い小水力発電は発電事業、環境教育、地域振興など地域の条件によって特色を生かした運用が期待できることから次世代に残すべき財産として、さらに積極的に普及啓発活動を行ってまいります。

次に入札制度について、いくつかご質問をいただいております。

一般競争入札制度、対象事業費引き下げの効果と課題についてであります。

本市においては昨年10月に対象基準価格を1億円から3千万円に引き下げ、一般競争入札の拡大を行ったところであります。引き下げ後の一般競争入札の平均落札率を見ますと、平成23年度の上半期と比べ同様の入札案件が17件あり、平均落札率で10%以上低下しており、一定の効果が見られたと評価しております。

また、課題については今のところ大きな問題は生じておりませんが、一般競争入札の拡大後、まだ日が浅いため、今後も引き続き検証を重ねてまいりたいと考えております。

次に農業問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、耕作放棄地解消対策についてであります。

本市では耕作放棄地解消に向け、国・県の事業を積極的に取り入れ、2010年の世界農業センサスでは2005年に比べ、約100ヘクタールの放棄地が減少しました。同様に平成23年度においては、約27ヘクタールの耕作放棄地を解消しました。

現在、明野町浅尾地区では、県営の圃場整備や企業参入のための土地改良事業が進められており、約45ヘクタールの耕作放棄地の解消が見込まれています。また須玉、高根、白州においても国・県の事業を活用し、約11ヘクタールの事業を計画しているところであります。

今後も農業委員会、農業振興公社等の関係機関と緊密な連携を取りながら、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

次に、農業への企業参入についてであります。

現在、市内には8社の農業生産法人が参入しております。また、これらに加え明野大規模野菜生産団地や大規模農地への参入を計画し、関係機関と調整中の企業も複数あります。これらの企業は母体が安定的な経営基盤を保有することから大規模農業の展開が可能であり、地域農業の活性化と地域の雇用創出に大きな効果をもたらすものと期待しております。

今後も企業のニーズにきめ細かく沿えるよう関係機関と連携を強化し、国・県の補助事業を効果的に活用した農地整備を図るなど、積極的に企業参入を支援してまいりたいと考えております。

最後に市政への取り組みにつきまして高い評価をいただきながら、次の市長選に臨んで出馬要請をいただきました。身の引き締まる思いがいたしますとともに、身に余る光栄と感謝に耐えないところであります。

社会経済状況の変化の中、国も地方も改革見直しをして新しい時代を築こうとするその渦中にあります。市町村合併もそうでした。そして平成16年11月に北杜市が誕生しました。以来、私は市政執行の重責を担うことになりました。8つの杜づくりを政策の柱とし、市民とともにを基本として、人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市の実現に向け、誠心誠意、職員と一緒に取り組んでまいりました。

この間、市政進展にいささかなりとも寄与し得ましたことは大変ありがたく、これもひとえに議員各位ならびに市民の皆さんのご理解とご支援、ご指導の賜物と深く感謝を申し上げます。

合併した北杜市の最大の課題は財政の健全化であり、超少子高齢化社会への対応であります。今もなお、後世に負担を残さないためにも財政の健全化は私に課せられた最大の責務であると考えております。

次の選挙を意識することなく現実を直視して北杜市の礎を築く、そして市政は市民のためにあるを肝に銘じて、しっかりと舵取りを進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市税徴収率、不納欠損額の推移についてであります。

市では、歳入の根幹である市税の自主財源確保と市民負担の公平化を図るため、平成22年度に収納課を設置いたしました。平成23年度の徴収率見込みは現年課税分が98.0%、滞納繰越分が19.4%となります。市税全体では前年比1.4%増の90.5%となっており、2年間で2.2%増の着実な改善が図られております。参考までに市税・国保税の収入済額の増収分に換算をいたしますと、2カ年で約2億700万円となります。

次に、不納欠損の推移等についてであります。

平成21年度不納欠損額は7,620万8千円余、収納課設置の平成22年度は1億745万3千円余、平成23年度は7,785万円余と推移しております。

不納欠損は法に基づきます不良債権処理であり、市税の徴収率に直接影響を受けますので、今後とも市の債権管理について適正な事務処理を執行してまいります。

次にコンビニ収納件数、それから収納金額についてであります。

平成23年度は4万3,007件、約5億4,300万円となり、前年比6,031件、約1億1,900万円、28.2%の増となっております。コンビニ収納のメリットは24時間いつでも納付できることであり、市外の納税者のみならず市内納税者のコンビニ利用も増加しております。今後も市税徴収率向上につながっていくものと考えております。

また延滞金の収入状況であります。平成20年度の市税および国保税延滞金は、合わせて479万5千円余でございました。平成23年度は1,750万6千円余と1,270万円余の収入増となっております。これらの主な要因であります。収納課を新設し、職員体制を確立した上で法令等に基づく差し押さえを執行したことなどが、収納率向上に結びついていると考えております。

なお、平成23年度の差し押さえ件数は236件であり、平成21年度の差し押さえ件数の約3倍となっております。

次に今後の課題についてであります。専門的知識の習得と差し押さえの技術力向上を図ることが重要であるということから、山梨県滞納整理推進機構との連携をより一層充実させてまいりたいと考えております。また平成18年度から総合県税事務所へ、延べ4名の職員を派遣してきましたが、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

財政運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、補助金運営についてであります。

各種団体への補助金については、平成22年度に策定した第2次行政改革アクションプランにおいて、重点取り組み項目として各種イベント・祭り等への補助金の見直しと補助対象団体の自立意識の高揚を掲げ、削減の取り組みを行っております。

当初予算編成方針においても削減目標を設定し、各部局で補助対象団体等とのヒアリングや協議を実施しながら廃止、統合、終期の設定、あるいは補助率や補助単価の引き下げなどを行い、事業に対する補助金と団体の運営補助金の削減に取り組んでいるところであります。

数値目標としては平成22年度予算に対し、両補助金とも平成23年度で4%、平成24年度で7%、平成25年度で10%の削減を掲げております。その結果として平成23年度実績で4.7%、平成24年度予算では7.2%の削減となっており、団体の運営補助金については平成23年度で9.9%、平成24年度で12.0%の削減を達成しております。

次に、外郭団体への指導体制についてであります。

第2次行政改革アクションプランでは、市に事務局を置いている団体の自主運営の促進を掲げ、観光協会、文化協会、体育協会等の自主運営に向けて取り組むこととしております。観光協会および体育協会については緊急雇用創出事業等を活用する中で、事務局体制構築のための支援を行い、自主運営の体制づくりに取り組んでおります。

次に入札制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、最低制限価格制度の導入についてであります。

一般競争入札の拡大により入札契約制度の透明性が高まる一方で、価格が不当に低い場合には不測の損害を被る恐れや公共工事の品質の低下、下請けへのしわ寄せにもつながり、全国的にも問題となっております。

本市におきましても一般競争入札の拡大後、対象事業の落札率は平均的に低く、かなり低い落札率も見受けられます。これらのことから最低制限価格制度の導入につきまして、県内各市の状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、総合評価制度の導入についてであります。

総合評価落札方式は価格と価格以外の要素、例えば技術提案、環境への影響、地域貢献等を総合的に評価する落札方式であり、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が落札業者となり、工事の品質が確保されるなど利点がございます。しかしながら、落札者決定に時間を要することや価格以外の要素を考慮したとしても、結果的に最低価格の入札者が落札者となるケースが大部分であることや事務の煩雑化の問題等が想定されます。

本市におきましては実施に向けて要領の整備は終わっておりますが、このようなことを踏まえ対象案件を見定めつつ、検討してまいる所存であります。

次に、地元業者の育成についてであります。

公共工事の発注の際には入札・随意契約にかかわらず、市内業者で受注可能な案件については、市内業者を優先することとしております。また、大規模な工事については、共同企業体による施工を条件とし、構成員に地域要件を設定しております。これにより単体では受注することが難しい工事が可能となり、市内業者の受注機会の拡大および技術力の向上につながっていくものと考えております。今後も、これまでと同様に市内業者の育成に努めてまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに小水力発電の実現可能性調査の活用が進捗状況についてですが、すでに官民パートナーシップにおいて村山六ヶ村堰に3カ所設置しているところではありますが、これから国の財政支援等を見据えながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、一般家庭への太陽光発電システムの導入推進であります。

住宅用太陽光発電システムの設置につきましては、市民の自主的な取り組みを支援するため、補助制度を平成18年度から実施しているところであります。平成18年度から平成24年5月末までにこの制度を利用して設置した世帯は529世帯で、導入された総容量は2.1メガワットとなっております。

本年度におきましても、こうした補助制度の内容を国・県の助成制度と合わせて広報紙や市ホームページ等でお知らせするとともに、北杜サイト太陽光発電所での定期見学会などでも、太陽光発電システムについて分かりやすく紹介するなど、さらに導入の推進をしているところであります。

次に、環境教育リーダーの育成と取り組みについてであります。

市では豊かな自然を守り育て持続可能な社会の実現を図るため、環境や環境問題の正しい知識と意欲を深め、自ら考え行動できる人材を育てる環境教育を推進しているところであります。その一環として環境教育の効果的な普及啓発を図るため、家庭や地域・学校・職場などにおける環境教育の担い手の養成を目指した環境教育リーダー養成講座を、平成22年度から開催しております。本年度におきましても基礎コース、応用コースを開催した上で、実践コースを募集する予定となっており、広報紙等により広く市民の皆さまに呼びかけ、参加を促してまいります。これによりまして学校等への講師派遣を行い、さまざまな環境学習がさらに推進されていくものと思います。

次に、太陽熱発電の研究の進捗状況についてであります。

昨年10月に、国立大学法人東京工業大学ソリューション研究機構と協働提携に関する協定を締結し、北杜サイト太陽光発電所内に設置を進めてまいりました太陽エネルギーの有効利用に関する各般の研究装置であります。機器の設置が完了し、試験的なデータの収集を開始するとのことでもあります。この研究機器の設置により太陽光発電だけでなく、太陽熱を利用した太陽熱発電や太陽熱冷却などの研究がますます推進されることとなります。北杜市の恵まれた日照時間がもたらす研究成果が、新たな再生可能エネルギーの実用化・普及促進の足掛かりとなることを期待するものであります。

次に、北杜サイトの高度利用の取り組みについてであります。

昨年4月、NEDOより譲渡を受け、市営北杜サイト太陽光発電所として運営をしてまいりましたが、環境教育のフィールドとして、また次世代エネルギーパークの中核施設として、国内外から多くの皆さまに視察研修等に訪れていただいております。同時に中央自動車道沿いという恵まれた立地条件から、見学等で立ち寄っていただいている皆さまも数多いことなどから、北杜市次世代エネルギーパーク構想に基づき、市民・団体・行政との協働によるワークショップなどを開催し、環境観光への活用方策等、検討を重ねているところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

優良農地の保全についてであります。

長年にわたり農業の活性化や強い農業づくりを目指し、圃場整備を積極的に実施してまいり

ました。しかしながら、これまで農業を支えてきた農業者の減少と高齢化の進行に伴い、農業離れが進み、遊休農地の増加が進んでおります。

このような状況下、中山間地域等直接支払制度による農道・水路の維持管理や集落ぐるみで行う農業生産活動の推進により遊休農地の防止を図ってまいりました。これに加え、農地保全対策として昨年度、新たに始まった農地・水保全管理支払交付金事業を活用した施設の長寿命化も併せて取り組んでまいります。

また、本年度から実施される地域農業マスタープラン、いわゆる人・農地プランでは新規就農者への支援や地域の中心となる営農組織を確保・育成し、農地の集積に協力する農地の所有者への支援が重点施策に位置付けられており、遊休農地の増加防止が期待されます。

本市ではこうした事業に積極的かつ総合的に取り組むことにより、引き続き優良農地の保全を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終了しました。

清水壽昌君の再質問を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

先ほど、市長にこの秋の市長選への出馬要請をさせていただきました。英断に対しましてエールをお送りいたします。

○議長（秋山俊和君）

それは清水壽昌君、通告にございませんが。

○20番議員（清水壽昌君）

はい。それでは財政問題について、再質問をさせていただきます。

まず通告項目には入っておりませんが、6月20日の件でございます。本市の財政運営に大きく影響が見込まれることから、質問させていただきます。

6月20日の参議院本会議において、合併特例債延長法案が可決成立いたしました。合併特例債の発行期限が5年間、延長されましたが、このことについて市の考え方をお伺いいたします。

収納課設置による成果と課題については、大きな成果が得られたという答弁でございます。担当職員は非常に、日夜にわたり非常に厳しい環境の中での対応だったというふうに思います。敬意を表すとともに、今後の取り組みについて期待をいたします。

さらに今後、収納率を上げると申しますか、ためということになろうかと思えますけれども、それに対するさらなる考え方をお伺いしたいと思えます。特に不納欠損の急激な増加についての対応についてのお考えもお伺いいたします。

補助金運営について、お伺いをいたします。

地域への祭りについては、遠くへ行けない人が楽しみにしております。この人たちへの配慮も必要かと思いますが、それらについての考え方をお伺いいたします。

外郭団体自立に向けての指導体制についてでございます。

外郭団体につきましては、今まで市の行政の指導のもとに運営がされてまいりました。これが自立するためには、大きな壁が立ちはだかっていることと思えます。それらを少しずつ解決

してまいる必要があらうかと思います。急激なといいますか、急速な対応は非常に厳しいといいますか、各団体が厳しい対応を迫られるわけになりますので、それらについての考え方を具体的にどのくらいの期間を目標にしておられるのか。そうすることによって、各団体が認識をさらに新たにすのかかなと思いますので、それらについて伺いをいたします。

まず、財政状況についての質問を再質問させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

北杜クラブの、清水壽昌議員の代表質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の合併特例債の延長法案が可決成立したということでもありますけども、この合併特例債は、合併後のまちづくりに必要な公共的施設の整備事業などの財源に充てるために発行できるものであります。元利償還金の70%が普通交付税に算入されると、非常に手厚い措置が行われるありがたい地方債でございます。

今回の発行期限を5年間延長するということではありますが、東日本大震災を受けて施設の整備計画を見直すケースが全国的にあるということから、とられた措置でございます。この法律改正によって、本市では平成31年度まで合併特例債を発行することができるということになるため、公共的施設の整備計画や財源のあり方等を見直す中で合併特例債を有効に活用することとし、さらなる財政の健全化に役立てていきたいと考えているところでございます。

次に、補助金の関係でございます。

地域の祭り、そういったものに対しての配慮も必要ではないかというご質問でありますけども、まさしくごもっともなことだと思います。それぞれの地域の祭りには、それぞれの地域の皆さんの思いが集約されたお祭りであり、地域の中では重要な位置づけのイベントであるというふうに思われます。

そういった点では地域がそれぞれ知恵を出し、手作りも含めながら楽しめる、そういった工夫を凝らしていただきながら、続けられる歴史的なイベントは、さらに地域の中で活発に実施していただくように行政としても、そのあり方、支援の方法等を十分に検討しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それからもう1点、外郭団体、各種団体の自立についての問題でありますけども、この問題についてもアクションプランの中では当然、目標を定めながら段階的に自立に向けた指導等を行っておるところでありますけども、その補助金であったり、あるいは運営の指導であったりという部分においては、機械的に行うということではなくて、市民の皆さん方のコンセンサスが得られるよう、それぞれの団体との話し合いを十分に行いながら、無理のない運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは、再質問にお答えをいたします。

2点でございますが、さらなる収納率のアップはということでございますが、いずれにしま

しても厳しい状況には変わりありません。納めることのできない納税者も増えていることは事実ですが、先ほど申し上げましたが、いずれにしても収納課を設置したのは、その職員の専門的知識の向上ということが一番でございますので、さらなる職員の資質を高めるといことで徴収率をアップするといことでございます。

それから不納欠損の対応というご質問でございますが、収納率をアップするにはやはり不良債権処理を同時にやっていかなければならないといことでございますので、繰り返しになりますが、法令に基づきまして滞納処分の即時執行停止、それから消滅時効といことで法を遵守しまして、適切な不納欠損の処理も併せて行っていきたいといふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

それでは次に再生可能エネルギー対策について、1点お伺いいたします。

小水力発電への利用可能地点の調査があったわけですが、これらについてといいますか、水利権が関係しているといふうな地点が何件かあるやに聞いております。それらの対策について、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

どうしても小水力発電を行う場合は、必ずといっていいくらい水利権の問題というのはついてまいります。これを先ほどお答えしたように、官民パートナーシップで行ったように行政が中に入って、その市民の皆さんとの直接的に水利権の利用をお願いするといふうなこともこの契約の中に入っておりますので、できるだけこういう時代背景の中で小水力を進めるために、いろいろな水利権のほかにもいろんな河川法とか、いろんな法律の規制があるかと思っておりますので、できるだけそういうものをクリアできるような体制をお願いしていくといふうを考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

続きまして、入札制度についてお伺いいたします。再質問いたします。

一般競争入札制度の対象事業費が引き下げられたということによりまして、さらに多くの業者が入札対象者といふうなことになるかと思えます。そうすると、どうしても価格を抑えてということになることは避けられません。まだはじめのうちは対応できていても、これが進むことによって、非常に経営が厳しい状況に陥る可能性も出てまいります。そうしますと、ど

うしても工事の面に影響してくるということが懸念されます。そのような意味から、多くの自治体で最低制限価格制度が導入されているということでございます。しかし、この制度を導入することにより、逆に入札価格が高止まりするという指摘もされるやに考えられます。

最低制限価格を設けることにより、先ほど申しましたように工事の質が安定されるということが想定され、またそうあるべきものというように考えます。その検査制度がしっかりしていかなければならないというふうに思います。

先ほど答弁でございましたように検討していくということでございますけれども、その検査制度についてもさらなる検討が必要ではなかろうかと思えます。また総合評価制度につきましても、たしかに人的問題もあろうかと思えますけれども、工事の質の向上等につきましても、そのような評価制度ということが必要ではなかろうかとも思えます。その2点について、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

北杜クラブの再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

再質問の内容はなんか、制度全体に及んでいるような形で聞き及んでおりましたけれども、まず一般競争入札につきましては、ご質問のとおり1億円から3千万円に昨年、引き下げたところでもありますけれども、透明性・公平性という観点からすると非常に有効な制度だというふうな形で考えております。

この状況もまだ日が浅いというふうなことから、この3千万円まで下げた事業に対してどこまで、またこういった幅を広げていくことが可能なのかということ再度、検証していきたいというふうに考えておりますけれども、公平性・透明性を確保する上においては繰り返しになりますが、非常に有効的であるというふうな捉え方として考えております。

それから、最低制限価格制度でございます。これについては県内のそれぞれの自治体の中でもかなり最低制限価格を設けているということでもあります。そういったことを配慮いたしますと、これらについても最低制限価格の取り入れも当然考えていきたいということでございます。

それから総合評価制度についてですが、なかなかこの評価の方法、これに対して説明理由、なぜこの業者なんだということの説明の組み立てが、非常にこれは難しいというふうに思っております。ある程度の資格、あるいは技術というふうなものがあるとするならば、やはり入札価格というふうな点が一番明確な判断基準になっていくということからいたしますと、こういった総合評価制度を取り入れていく中においては本当に特殊な事業、そういったものに特化する形の中で、実施するようなことがケース的に出てくるのかなというふうなことであります。

いずれにしても制度的な整備は行っておりますので、今後、予定されてくるとするならば、こういった部分についても、いつでも制度的に実施できるような体制としては捉えておりますので、そんな形でのご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁はよろしいですか、それで。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

検査体制の強化というふうなことも必要になってくるではなかろうかということで、先ほど再質問させていただいたわけですが、その点についてはいかがですか。

○議長（秋山俊和君）

それは今、答弁漏れですから答弁をしてください。

伏見会計管理者。

○会計管理者（伏見常雄君）

それでは工事の検査につきまして、内容また検査方法を固めろというご質問を再質問といたしまして北杜クラブからいただきましたが、現在、検査員3名で工事等の検査、確認をしているところでございます。今まで各業者の評価・評点に基づきまして、また今まで北杜市の工事の監査をやってきました実績等も踏まえながら、現場で検査規則に基づきまして検査をしているところでございます。

今後につきましてもなお、検査の内容等につきましては検査方法、今までの検査の内容を再確認し、検査をしてまいりたいというように思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

ちょっと聞き取りにくかったわけですが、3名で検査をしているということでございますけれども、いわゆるその検査には非常に専門性が要求されるわけでございます。短期間での異動とか、いわゆるそのような人事の点についてもこれは非常に神経を使わなければならないということになろうかと思えます。そのような専門職の職員が今、何名でいるのか、それをお伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伏見会計管理者。

○会計管理者（伏見常雄君）

清水壽昌議員の再質問に対しまして、お答えをいたします。

3名のうち1名が県から退職後、嘱託職員として採用しておりますが、建築設計の1級の資格を持っています。また、あと1名につきましては職員であります、専門職で採用しております職員でございますので、その職員が検査のほうにあたっております。あと1名につきましては一般事務職ではございますが、今まで研修を重ねてきた中で検査のほうに配属され、担当として検査を行っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水壽昌君、この件につきましては再々質問を終了していますから。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

了解しました。続きまして、農業問題に入ります。

耕作放棄地対策について、私、明野ですので、明野の地域で近年、非常に多くの面積が解消対策事業ということで解消に向かっております。その1つに浅尾の上原工区、これが今、計画されているわけでございますけども、この上原工区について1つ、お伺いをいたします。

今まで明野で実施した畑地帯総合整備事業では浅原工区、梅之木工区、永井原工区ということで、合計合わせまして140ヘクタール以上の面積が圃場整備され、灌漑用水を伴った圃場整備がされております。この圃場整備にあたりまして、浅原工区では観光農園団地として、また梅之木工区では企業向けの醸造用ブドウ園、永井原工区では企業向け大規模野菜生産団地ということで、計画当初からモデル的な農業形態の導入を図っております。面積的には、2割から3割の面積を当初より当てております。上原工区の45ヘクタールでは、どのような対策を立てているのかを、まずお伺いをいたします。

また、耕作放棄地対策事業は区画整理を伴っていないことが多いわけでございます。まさに農地は、前の状況に戻しただけでは耕作が非常に難しくなっております。難しいから放棄されたわけでございます。やはりこれから有効に使っていくためには、区画整理が必要ではなからうかと思えます。区画整理された農地は、大規模な農業経営が可能となります。企業の参入も容易となり、作付け作物も多様化されます。また、農業経営も多角化されてまいります。しかし区画整理には多額の負担金が伴います。これらの軽減策等についてもお伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

清水議員の再質問にお答えをいたします。

農業関係で2点の再質問でございます。

まず1点目でございますが、現在、事業を進めつつあります明野の上原工区でございますが、過去、明野地区における事業ではそれぞれ事業の当初の段階から、例えば旭団地ですとか、そういう性格が明確であったと、そういう前提でご質問かと思えます。

今回の上原地区でございますけども、全体は45ヘクタール、そのうち一番東側の部分につきましてはすでに参入する企業が確定をしておりますが、残りの部分につきましては、土地使用みずからが耕作を予定しているエリアですとか、それからまた現段階では未定でございますが企業の参入を想定しているところ、あるいは担い手組織に貸し出しをしようとして予定しているエリアとかございますので、現段階で上原工区の全体を野菜団地ですとか企業参入用の団地とかという明確な性格の位置づけはできないというのが現状でございます。

それから2点目でございます。区画整理事業にあたっての負担金の事務に関わる、ご質問だと思えます。

負担金の支払い方法につきましては、事業それぞれの個別の事情によりまして、過去いろいろな方法がとられてまいりました。1つには農業振興公社の委託をする場合、それから土地使用みずからが事務を行う場合、あと1つは土地改良区を介在させまして、土地改良区が負担金の支払い事務を担うというような事例もございました。

いずれにいたしましても、このように工期を含めまして土地所有者、あるいは貸付先等の意向を十分踏まえた上で、事業全体の調整を図って円滑な事業執行に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

上原工区で企業向けも考えていると、1カ所、一番上についてはもう決まっているということですけども、ほかについても考えているということですけども、もう具体的に出てきて然るべき時期だというふうに思いますけども、いかがですか。具体的にどのような考え方でいるのか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

現段階では、まだ具体的な計画は定まっておりません。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ここで昼食のために、暫時休憩をしたいと思います。

再開を1時40分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時40分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水壽昌君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

代表質問に関連して、関連質問をいたします。

再生可能エネルギーについて、関連質問したいと思います。

先ほどの答弁の中で、環境教育リーダーの育成について答弁がなされました。平成22年度から養成講座を開催し、今、基礎講習等、また応用講習、今後、実践を進めていくというような答弁であったと思います。この点については、どのように北杜市としてこれから関わっていくか。実は環境教育も財政的にはなかなかプラスの部分が見えづらい、非常に大事な事業ではあると思いますが、そういった点でこの環境教育リーダーを育成するための財政的な国、経済産業省でしょうか、環境省でしょうか、そういった手当は現在あるのでしょうか。それとまた、今現在、何人ほど受講をなさっている状況でしょうか。具体的に今度、実践をなさるような計画だとお聞きしましたが、学校教育の現場に今後どのように取り組んでいくのか、具体的な施策をお聞きいたします。

また今、北杜サイトを中核施設として次世代エネルギーパーク構想の中で環境教育等を推進

していくという中でお聞きしたいんですけども、当北杜クラブとしまして、過去の代表質問の中でいくつか答弁をいただいています。この12月の議会においても、この交渉の具現化を図るため、先ほども答弁に一部ありましたが企業等が参加するワークショップを開催し、3月を目標にして基本計画の策定作業を行っているという昨年12月の答弁にありますが、こういった企業や市民との今、構築しているワークショップの開催はどの程度、実施しておるのでしょうか。またこういった基本計画ですね、実施していくための。そういった中で、実践的な提案や、また具体的な事業展開につながっているのでしょうか。具体策があれば、お聞きしたいと思います。

また、ここに次世代エネルギーパーク構想の概要書がありますが、もちろんこれは経済産業省が進めております新エネルギーをはじめとした実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方を国民とともに理解し、増進を図ることが主の目的であろうかと思えます。非常に今、タイムリーといいますか必要に迫られている事実があります。こういった中で先ほども一部答弁がありましたが、北杜サイト、北杜市には全国に誇れる施設が何カ所かあります。そういった施設を有効に利用するため、今現在、北杜サイトの視察、定期的な見学会とすれば何か、週一度程度ですか、そのへんの実際の定期見学会の開催の様子もちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

またこういった一連の構想の中でお聞きしているのは、情報の発信基地として、今ある長坂のコミュニティセンターですね、コミュニティホール、コミュニティステーション、これを中核の基地としてオオムラサキセンター、また三分一湧水館と北杜サイトもですが、こういったものを連携して、この事業の展開をしていくということを構想の中で打ち立てておりますが、こういった構想を具体化する、要するに観光振興ですね、ほかの団体とのどの程度の具体的な話し合いがなされているか、お聞きしたいと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

中嶋新議員の関連質問にお答えいたします。

書き留めたつもりなんですけどもかなり件数がありましたので、漏れがあったらまたご指摘していただきたいと思えます。

まず最初に環境教育についてでありますけども、国等の補助、助成等はあるかということですが、ソフト事業に対する助成は今のところございません。

そして、環境問題は日常生活や事業活動に起因するものが多く、そのためには市民一人ひとりがみずからのライフスタイルを考え、環境に配慮した行動に自主的に取り組むということが一番必要なことでありまして、そのためには環境に対する豊かな感受性や識見を持つ人の育成、それが一番大事だと。そういうことで予防的対策として環境教育、環境学習、そのリーダー養成というものを今、行っているわけです。

人数的には基礎講座が2年で約40名、2回ほど行っております。応用も昨年は20名、今年も20名の募集をかけて行っております。これらを基礎にいたしまして、実践講習等をいたしまして、これから募集をかけていくわけですが、実際に教育現場へ派遣できる幅広い人材の

育成のための実践講習を、これから募集をかけて開催していきたいと思っております。

それであと北杜サイト等のエネルギーパークの計画についてでありますけども、実際、今、定期見学会、第1から第4、毎週水曜日に行っておりまして、火曜日、木曜日は行政視察ということで、議会関係の方ですとかを中心に行政視察の受け入れを行っております。

あとエネルギーパークのワークショップ等の開催状況でありますけども、昨年度から始めまして市民団体、事業者等、行政団体の観光に携わる行政担当ですとか環境の担当、あるいはグリーン北杜で、先ほども言いましたリトリートの杜の人たち等、多く集まっていたきましてワーキンググループをつくって、豊かな北杜市の自然の特性を生かして、実際に見て触れる機会を増やすことを通して、地球環境と調和した将来のエネルギーのあり方ということを考えるためのワーキンググループ、どうしたらその有機的に市内の施設を位置づけられるかというようなことで、いくつか具体的な提案もいただいておりますが、今、それをまとめて冊子にしているところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

2番目の北杜サイト等々の施設の有効利用をしてというか、有効に活用するという点でお聞きますけども、今、見学会、視察の水曜日のもと、あと行政視察で火、木というようにお聞きました。たしかに行政というか公の施設でもありますし、もちろん発電所でもありますから、なかなか土日というか、休みのときには視察が難しいのかもしれませんが、あと安全面でもそれは公的に関わる必要が十分あるかと思えます。

ただし、今後、先ほど部長からもワーキンググループでの具体的な提案も一部いただいていると、得ているというようなことでございますが、やはり観光とか産業振興、地域の活性化のためには普通に考えて休日といいますか、土日でも有効に利用するのがやっぱり得策というか、事業の展開には必要であろうかと思えます。

こういった点でも発電所という施設ですので安全性がまず第一ですけども、そういった提案があれば、そういった施設の土日の開放、オオムラサキとか三分一はもちろん指定管理で要するに休日も開放といいますか利用できますけども、こういった北杜サイトですね、隣にもNTTというエコパーク、また広い大掛かりな施設もございます。そういった点でもこういった、柔軟に視察のお受け入れができないかと。またたしかにこういったものをもし民間なり、団体に委託する場合ですよ、公的な、休日を利用するということになると委託したときの費用なんかも必要となろうかと思えます。そういった点でも、このエネルギーパーク構想の実際に向けての国や県の助成というか、支援はいかがなんでしょうかね。こういう時代ですので、何か具体的なものがあればと思いますが、そういった2点、再度お聞きいたします。要するに休日なんかの利用が可能か。また、そういった財政的な支援などは望めるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

中嶋新議員の、関連質問の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、土日の受け入れは可能かということでありますけれども、中嶋議員さん、先にご指摘があったように、あくまでも発電所ということで安全が一番、見学する施設というよりも発電所という施設の施設管理ということが大事だと。そうはいっても年間5千人を超す人たちがみえているということで何かないかということですが、この次世代エネルギーパーク構想の中でも有機的なつながりということの中で、今、環境教育リーダーも養成しておりますし、その視察に対応する指導者、説明員等を確保して、まずその確保が大事かと思しますので、その確保に目途が立ったところで、また産業観光部門とかと連携を図りながら、対応できるかどうかの調査をしていきたいと思います。

2番目の国等の補助はどうかということなんですけど、今、全国的に発電施設ができておまして、県でも米倉山に施設もできておりますので、ここだけが特別、来ていただける施設かなというところとちょっと疑問もありますので、そこらへんを含めてもっと広い、北杜市の全体のよさというところをアピールする中の1つとして捉えて、施策を考えていきたいと思しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

次にございますか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

入札制度の中の総合評価制度の導入と地元業者の育成に関連しての答弁に関連して、ちょっとお伺いをしたいと思います。

工事の完成検査の評価点、評価につきましては、先ほど会計管理者のほうから3名の検査員でやっているというふうな答弁がありました。この件なんですけども、この評価点というものがつくというふうな話でありますけども、このことについてお伺いをしたいと思います。

地元の業者の中からその業者の方々は県の仕事もやり、北杜市の仕事もやるというふうな、そういう立場の業者さんですけども、そんなに大きくない業者さんの声として、県の仕事ではそこそこの点数がもらえるけども、北杜市さんの仕事ではなかなか県と同じような点数がもらえないんですよみたいな、そんな声が聞かれました。そのことについて、当然、同じ仕事でしょうから、そこにどういうふうな基準で違いが出てくるのかということが、ちょっと理解できないものですから、そのへんをお聞きしたいと思います。

先般、全員協議会の中でこの工事のことについては、いろんな議論が出されたわけでありまして、最終的には市の税金を使ってやる公共の事業でありますから、完成度を高めるということは当然であります。最終的に評価点が低いということになりますと、一般的に考えてみますと、その工事がよくない。あるいは好ましくないというふうな、そういうことを基準として点数ができていのかと受け止められます。

そういったことを考えますと、工事の施工中に最終的には最高の品質のものを市に納入してもらうために適切な指導とかを随時行うべきだと思うわけですけども、そのへんのところを教えていただきたいと思います。

いずれにしても低い評価ですとか、よくない評価というのがされた場合には業者としては仕事の意欲のようなものを失ってしまうのではないかと、ちょっと懸念いたしま

すので、市の考え方をお聞きしたいと思います。

もう1つは、先ほどから一般競争入札の額が1億円から3千万円に下がったということの中でメリットがあるという話です。これは分かるわけでありますけども、その額の引き下げに対して、反面、地元の中小業者はその対応に苦慮するというようなことが考えられます。地元業者の育成ということは当然、市としても考えていかなければならないわけですが、地元の業者は地元の市民の雇用の場でもあるということを考えますと、この中小の業者が参加できるような額の指名競争入札の事業のようなものを増やすというふうな工夫ですとか、そういう配慮がされているかどうか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伏見会計管理者。

○会計管理者（伏見常雄君）

それでは千野秀一議員さんの関連質問につきまして、まず第1点目の総合評価の点についてのご質問に対して、お答えをしたいと思います。

まず評点のつけ方につきましては当然、基準があるわけですが、町内業者、また町外業者に対しての点数の格差等はありません。あくまでも出来高で実際にできてきた書類に基づいて、設計基準に基づいて施工がされているか、されていないのかというところが検査の対象になります。ですので評点自体の格差といいますか、これはないということでご理解をいただきたいと思います。

そんな形であくまでも設計がされ、設計された基準どおり施工ができているかと、これが基準値以内の数値か、基準値以外かというだけのことだと思います。それに基づいて検査を行っているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

北杜クラブの関連質問で、千野議員の2点目の質問であります。

一般競争入札の拡大という部分と、それから比較的規模の小さい業者の育成という観点、そのへんのバランスということになるかと思いますが、実際に育成という意味ではいろんな場面から可能な限り配慮をしながら、入札の執行をしているつもりでありますけども、1つ、経営審査に基づき従業員数であったりとか、それから技術力とか、あるいは実績とかそういった部分でのランク付けからしたときに、やはりちょっと規模の小さい業者には、なかなか3千万円以上の工事をとるというふうなことは、ちょっと不可能であると思います。そういう意味からすると3千万円以上といった、今、一般競争入札の金額をしているわけですが、それをまたさらに下げるべきか。今、ご指摘のとおり比較的規模の小さい業者を育成するためには、このくらいの金額が妥当なのか。このへんも実際には検証中というふうなことでもございます。だからむやみに透明性・公平性を確保するために、一般競争の枠を広げていくという思いでもございませぬし、冷静にこのへんは判断をしながら規模の小さい業者も生き残れるような状態としての行政的な配慮としての執行に心がけてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

1つだけ、先ほど収支としましては、市の税金を使ってつくる仕事でありますから優良な完成度の高いものでなければ困るという、そういうことだと思います。それを受けて基準値があって、その基準値の内側か外側かみたいな、そういうニュアンスで会計管理者さんが答弁されたわけですが、いずれにしろ最終的にいい仕事でなければ困るわけですから、その途中で完成する途中で随意、その確認をしたり指導をしたりして、最終的に引き渡しをされるときには素晴らしい、満点に近い仕事になさなければいけないということを僕はお聞きしたんです。そういうふうな手立てがされているのかどうか。要するに途中で好ましくないような仕事をしたり、事態が起きた場合に最終的に完成のときに点数が低いからというのではなく、やはり随時チェックをしておくべきだろうという、そういう体制ができているのか、そのことをお聞きしたんです。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伏見会計管理者。

○会計管理者（伏見常雄君）

それでは千野秀一議員の関連質問につきまして、再度ご質問に対しまして回答したいと思います。

今、質問がありましたようにたしかに公費を使って工事をするわけでございますから、当然、施工者も発注者も100%に近いもので工事をしていただき、また引き取りをするというのが鉄則でございます。

ただ工事を施工していく途中の段階では、発注者側の中間検査、また立会い等々も段階ごとに、工程ごとに行っていると。また検査員につきましても、基本的には中間で見るということは、よほどその現場のほうで特殊な工事があれば、その工程会議、また中間検査の中で確認しながら施工をしてもらうという指導はいたします。

一般的には規則の中の36条になりますか、完成届が出て2週間以内に、完成届を出していただきまして、設計図書どおりにできているかどうかを検査員が検査するということでございますが、その前の段階については発注者側の担当の者が専門的に検査を段階ごとに行っているということでございます。

また先ほどちょっと言い漏らしたところがありますが、評点を出していく上でただ工事だけではなくして、当然その準備工から始まって、まわりとの安全確認の対応の仕方、また資材の置き方とか、現場をトータル的に管理・施工しているのかということも当然、評点の中に入りますので、そういうことも検査を発注者側では確認していくという形で現在、進めてまいっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

6月定例議会にあたり、明政クラブを代表して質問いたします。

世界の経済状況はEU諸国のギリシャ、スペイン、財政危機問題に端を発し、世界全体に大きな影響を与えている。こうした中で6月18日、午後からメキシコで先進首脳主要20カ国の地域首脳会議が開催され、欧州の債務危機の対応を中心に協議を行い、通貨ユーロの崩壊を防ぐため、ユーロ圏内の銀行監督と預金保険制度を一元化し、銀行を救済できる構想で意見が一致しました。

しかし、依然として厳しい状況にあることは変わりありません。国内では消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案が、21日に会期末の衆議院本会議において採決が行われる予定であったが、民主党の党内事情により会期が9月8日まで延長された。

こうした中で今、話題の消費税関連法案の採決は本日午後に衆議院本会議で採決されると思います。しかし野田政権のもとでの政局は不安定で、消費税関連法案の採決の結果次第で民主党内から小沢派が分裂し、党内結成の動きがあるなど波乱含みの状況にあります。衆議院解散総選挙も視野に入れて、今後どう野田政権が対応していくのか、依然として不透明であります。

一方、地方においては地方分権が進み、自治体間の行政サービスに格差が大きく生じています。また同時に地域主権のあり方が問われ、これからの地域の状況にあっては自立・自主性の基礎自治体が求められています。

さて私たちの任期も残りわずかとなりましたが、市政の課題について大きく5項目の質問をいたします。

はじめに、地域活性化について伺います。

近年、全国各地で当地グルメなどの話題が持ち上がって、さまざまな場所でキャンペーンを行い、それぞれの地域の特色を生かしたものを持ち寄り、競い合っていることが報道され、そういったことが1つのまちおこしの起爆剤となっています。山梨県においても、数々のその地方に古くから根付いてきた文化等を取り入れ、またそれをアレンジし、地元の活性化に寄与させているようであります。

例えば大月のつけだんご、吉田のうどんなどがあります。また最も代表的なものはB級グルメで一躍名を馳せた甲州鳥もつ煮であり、その知名度を生かした数多くの商品が出回っているなど、それぞれ一生懸命取り組んでいる様子が見えてくる。

北杜市においても先般、早稲田大学と中日本高速道路が中心となったシンポジウムが行われ、地域活性化システム論政策提言発表会が行われました。政策提言発表は大変興味深いものであり、各班に分かれ北杜市における農産物やそれを生かした食に関すること。またそれに付随し、観光の活性化まで押し広げていくという発表の内容は本当に真剣に取り組まれ、濃いものでありました。

発表の中で八ヶ岳パーキングエリアを基準に談合坂サービスエリアと連携をとり、北杜市を売り出していったらどうかということもありました。この発表の中で、地元の鶏肉を使用した

北杜井などユニークな発想のものまであり、参加者はこの政策提言発表を熱心に講聴した。

現在、八ヶ岳パーキングエリアでは清里カレーや三分一そば等を販売しており、好評を得ているようです。最近では高速道路の利用者だけでなく、一般道からの利用者にも開放され、大変盛況ぶりであり、混雑していると聞きます。こういった場所を北杜市のアピールする場の足がかりの1つとして全国に北杜市の名を轟かせることが大事であり、このようなことで市が元気になることを望みます。

関係団体に組織づくりを促し、市が中心となりアドバイスをを行い、地産地消、食育に関することはもとより、さまざまな観点から早急に立ち上げたらと思います。

2項目めとして、自然エネルギーの活用についてを質問いたします。

東北地震以後、原発事故以来、全国各地で自然エネルギーの問題になお一層の取り組みがされています。福島県においても海面を利用した大掛かりな海洋風力発電のチームづくりに取り組んでいるとの情報もあり、放射能などの危険を伴う原発のようなエネルギーを使用せずに他の自然エネルギーを活用する考えが全国各地で進められています。

北杜市では先般より小水力発電に取り組んできており、それなりの成果が出ていると聞きます。また太陽光による実証研究施設も市内にはあり、日照時間日本一を誇る都にふさわしい施設といわれている。北杜市は太陽に向かい、南傾斜の地形が多く立地条件には最適地といえます。この条件を生かして、大規模な太陽光発電所を市としても設けたらどうか。山梨県において米倉山に大規模な太陽光発電所があるが、これに匹敵する以上の大規模な太陽光発電所の建設に向けて政策をとりたいと思います。

最近、市内でも山林等の伐採が大変進み、環境も様変わりしてきています。今、世界的に自然エネルギーが見直される時期がきている各地で太陽光発電に対して、積極的に補助金等を出し、奨励しているところが多く見られるようになってきています。今後、この方法が全国的に推し進められると思います。市としてもより一層、積極的に市民に働きかけたらと思いますが、以下5点お伺いします。

廃止になっている東電などの水力発電所の再利用は。

2つ目として、太陽光発電設置の現状と推進状況は。

3つ目として、大規模な太陽光発電所の設置の考えは。

4つ目として、北杜市における太陽光発電装置の補助金の現状と推進状況は。

5つ目として、河川使用、農地転用の手続きが簡略になるような方法を県や国に要望してはどうかと。

3項目めに入ります。緊急時に備えた対策は。

東日本大震災が発生して以来、安全対策に対して多くの懸案が出てきています。想定外の地震による被害は甚大であり、復旧にはかなりの時間を要するものと思われます。北杜市においても緊急時の対策は喫緊の課題であります。

災害が起きたとき、生命に関わる水の確保は重要で水さえあればかなりの間、生きていられることが分かっています。北杜市には防火用水として貯水槽が設置されているが、単に防火用のみではなく、飲料水としても利用できる貯水槽の設置を検討してはいかがでしょうか。

1つとして、防火用貯水槽の現状はいかがかと。

2つ目として、飲料水と兼用している防火用貯水槽の現状はいかがかと。

4つ目に入ります。地域医療の現状についてを伺います。

高齢化が進む中で地域医療の充実が求められている。現在、市内に甲陽病院と塩川病院の2つの市立病院と辺見診療所、白州診療所の2つの市立診療所があります。今後、市立病院の診療体制の充実や開業医との連携等も含め、市民にとって身近に感じる地域医療を進めていく必要があると考えます。こうした中で、本市の地域医療の現状について以下、伺います。

1として、休日夜間の在宅当番医療体制の現状はどうか。

2つ目として、夜間の救急患者の受け入れ態勢はどうか。

3つ目として、市立病院の医師、看護師等の確保の現状と今後の見通しはどうか。

最後、5項目めになります。安全に配慮した通学路の見直しはということを質問いたします。

最近、歩行者を巻き込む事故が全国各地で起きている。中には、いたいけな小学生の集団登校の列に車が突っ込み死傷者が出る悲惨な事故等もあった。このようなことはあってはならないが、不思議と連鎖反応的に起こっております。そういった観点からも全国的に安全性の高い通学路への見直しが早急に進められています。

北杜市においては先般、中学生が車とぶつかりケガをしたという話があった。特に学校周辺などに関しては各町において至急、見直す必要を感じます。大きな事故が発生する前に安全対策を考え、事故防止に努めなければならないと思います。

県においても通学路の安全対策について、子どもたちを危険から守るべき対応との報道がありました。車等の制限速度など警察署と連携をとり、しっかり指導を行うとともに学校周辺などは速度規制をするなどの対応が望ましいと思います。ひとつ間違えれば大惨事へとつながる交通事故を未然に防止することに一層の努力が必要と考えます。

以上5項目に対して、質問いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

自然エネルギーの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電設置の現状と推進状況についてであります。

先般、新聞報道等でN T Tが市内3地区にメガソーラー発電所を稼働させるとの発表がなされました。北杜サイトにおける実証研究の共同受託者であり、日照時間に代表される北杜市の恵まれた自然環境や市民の環境意識の高さなど、地域を熟知したN T Tファシリティーズが行う事業であり、人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市にとっても大変ありがたいことであります。これ以外にもいくつかの企業などから、市の自然資源を生かした計画がある旨、聞いておりますので、環境に配慮する中で引き続き積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、河川使用や農地転用の事務の簡略化を国・県に要望する考えについてであります。

私も昨年1月から2月にかけて実施された国の行政刷新会議の規制制度に関する会議で、例えば農地の法面に転用せずに農地のままで太陽光パネルを並べることができるよう、規制の見直し等という主張をしてきました。再生可能エネルギー、自然エネルギーの推進に当たり、国でも規制・制度改革の検討を行っているところでありますが、それらの動向を注視しながら、これまでの経験を生かした要請・提言を行ってまいりたいと考えております。

次に地域医療の現状について、いくつかご質問をいただいております。

休日夜間の在宅当番医療体制の現状についてであります。

一次救急医療を確保するため北巨摩医師会が当番医を確保し、月曜日から金曜日にかけ毎日2施設の医療機関が午後6時から午後9時までの夜間診療を行うよう、平成23年4月より在宅当番医体制をとり、実施しております。大変ありがたく思っております。

昨年度の休日および夜間の一次救急患者数は休日1,692件、夜間408件となり、総数で2,100件となっております。診療科別では内科患者が938件と一番多く、次いで小児科の680件となっております。このように地域医療が充実されるとともに、二次救急医の病院にとって診療軽減につながっております。

今後も在宅当番医体制の充実が図られるよう、市としても協力してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えを申し上げます。

安全に配慮した通学路の見直しについてであります。

本市は面積も広く標高差もあり、道路状況も異なることから徒歩や自転車をはじめ市民バス、スクールバスなどによる通学など通学方法も学校により異なります。そのため通学路につきましては居住地域ごとに通学の順路や交通状況を勘案し、保護者等と協議する中で安全を最優先に学校長が指定しております。各学校では毎年、通学路の現状を把握するため保護者からの意見を踏まえて通学路の点検調査を実施しております。

教育委員会では学校からの要望をはじめ、教職員や保護者で組織されています北杜市義務教育振興実行委員会、行政区などからの要望をいただく中で交差点改良や信号機、横断歩道の設置、歩道等の整備などを関係機関へ要望するとともに、通学路表示看板や防犯灯の設置を行っております。また市が管理しています市道、農道等の改修を関係部署に依頼しているところであります。

しかしながら信号機の設置や歩道等の整備、スクールゾーンの設定には財源確保や期間を要するため、北杜警察署や北杜市専門交通指導員による通学指導や市内の自主防犯団体組織等により構成されています1,100名のスクールガードの皆さま、地域の皆さまによる見守りなどのご協力をいただきながら、より安全な通学を確保するように努めております。このためスクールガード養成講習会を毎年、北杜警察署のご協力をいただきながら実施するとともに意見交換も行っているところであります。

また、文部科学省から通学路における緊急合同点検等の実施について依頼があったところで、学校、保護者、地域、警察署等と連携しながら実施していくこととしております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに、地域活性化についてであります。

北杜市では、早稲田大学大学院公共経営研究科と平成20年度に官学連携協定を締結し、平成20年度は須玉町増富地区、平成21年度は白州町台ヶ原地区、平成22年度はフィオーレ小淵沢を研究のフィールドとして、地域活性化の方策について共同して研究に取り組んでまいりました。

平成23年度からは中日本高速道路株式会社八王子支社も加わり、三者による共同研究を進めており、平成23年、24年度の2カ年にわたりまして八ヶ岳パーキングエリアをフィールドとし、情報発信の方策、交流人口の増加や八ヶ岳ブランドの確立をテーマに研究を進めております。これまでも本市ではこうした研究成果の提言を参考に市関係部署および民間企業、各種団体等と連携を図り、北杜市のPRや地域の活性化を進めてまいりました。

また市では地域連携事業といたしまして、八ヶ岳観光圏の富士見町、原村と連携し八ヶ岳新そば祭りや寒いほどお得フェアを開催しております。これらの事業は八ヶ岳の特産品ブランドとして、そばの食べ歩きを楽しんでいただくことにより、地域のイメージアップを図るほか、冬の閑散期対策として厳寒地ならではのイベントを開催することにより、首都圏や中京圏からの集客に成果を挙げております。

また地産地消につきましても、北杜市内で生産された食材を積極的に取り扱う店舗等を北杜市エコひいき地産地消協力店として登録し、北杜市産品の生産振興と消費拡大、観光振興にも取り組んでおります。

今後も地産地消、観光等さまざまな分野において、現在活躍している関係団体等との連携をさらに密にし、知名度向上および地域の活性化を図ってまいります。

次に緊急時に備えた対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに防火用貯水槽の現状についてであります。市内には有事に備えた消防水利の1つとして858基の防火用貯水槽が整備されており、地震などの災害を想定し、耐震性防火用貯水槽の整備を計画的に進めているところでございます。

次に、飲料水兼用耐震性貯水槽についてであります。

平常時に水道管路の一部として水を循環させながら、震災時には緊急遮断弁が作動して貯水槽内の水が飲料水として活用できる貯水槽は、現在のところ白州町および武川町地内に計3基が設置されております。

東日本大震災など大規模な地震災害を受けて、飲料水の確保が重要視されていることから、さらなる施設の整備について検討を進めるとともに、有事の際に代用できる水道施設の活用を図ってまいります。

なお、市では有事の際、飲料水を確保するための対策としましては、災害時用の造水機の導入を現在、計画的に進めているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域医療の現状について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、夜間の救急患者等の受入体制についてであります。

北杜市の夜間の医療体制は、塩川病院および甲陽病院が当直の医師1名と看護師1名で患者

の受け入れを行っており、昨年度は1, 625人受診しております。

患者の症状によっては専門外になることもあり、両病院のほかにも近隣の病院や県立中央病院および山梨大学医学部付属病院などと医療連携を図っております。

なお、救急搬送される患者は、救急隊からの症状説明により受け入れが可能な状況であるか判断し、迅速な措置をとっております。また直接、病院に来られる患者についても同様な対応をしております。さらに昨年度より平日、夜間の一次救急医療を地区医師会が在宅当番医制を取り、患者の受入を実施するなど救急医療体制の強化がなされたため、地域住民が身近な場所で診療が受けられ、安心して健康な生活を送ることができると考えております。

次に、医師確保の状況と今後の見通しについてであります。

常勤医師の確保を図る中で、4月より甲陽病院では脳神経外科医師、また塩川病院は整形外科医師が常勤で勤務するようになりました。甲陽病院においては、引き続き常勤内科医師の確保に向け、県および山梨大学などの医療関係機関への働きを行ってまいります。

次に看護師などの状況と今後の見通しについてであります。現在、両市立病院とも看護師などは充足されております。しかし毎年、年度途中で退職される職員が生じるため、ハローワークや山梨看護協会主催の看護職員就職ガイダンスに出向き、確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

自然エネルギーの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、廃止になった東電などの水力発電所の再利用についてであります。

自然エネルギーとしての水力発電の可能性が改めて注目されている中で、これまでも市民や民間事業者との共同発電の可能性について、調査してきたところであります。今後、実現可能か検討してまいりたいと考えております。

次に、大規模な太陽光発電所の設置の考えについてであります。

環境負荷が少なく無尽蔵である太陽光エネルギーの実用化、普及促進はさらに進めていくべきものと考えております。大規模な太陽光発電所の設置につきましては、市有地や未利用の民有地等の有効活用を検討する中で、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、住宅用太陽光発電システム設置補助金の現状と推進状況についてであります。

住宅用太陽光発電システムの設置には、設置者からの申請に基づき10キロワット未満のシステムを対象として、20万円を上限に1キロワット当たり2万5千円を交付しております。

今後も自然エネルギーの普及と地球温暖化の防止および環境保全意識の高揚を図るため、市および国・県の助成制度などについての情報を、広報ほくとや市ホームページなどを通じ、広く市民の皆さまにお知らせしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

秋山九一君の再質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

まず、1番目の地域活性化についての再質問を行いたいと思います。

わが市でも新しいものづくりに入っておるわけだけでも、例えば北杜米の米粉を使っただけでも、このほかにもどういったものがあるのか、市のほうでは把握していると思うけども、こういったものをやはり官と民が一体になって、その場所等々を提供してやって広い目で見ていただいて、コンテストで発表会とかをやっただけで、この方たちに力を借りながら市の名物というか、そういうところに取り組むことがもう、山梨県におかれても、先ほど質問にもありますように、いろいろなところでこういったものが地域の起爆剤になるんじゃないかなということで、一生懸命やっておるわけだが、北杜市にしてみればちょっとというところまできて、そのひのき舞台というか、そういうところを市とか関係のところをやっただけじゃなければ、なかなかそこから先へは進まないんじゃないかということです、そこらへんを市のほうでも発表会とかコンテストをやっただけじゃなければと思うわけでございます。

次に自然エネルギーのほうですね。その当初は、昔は個人やらそういうところの発電所が各町というか村にいくつもあったわけだけでも、そのところがそのままになって、最近は違う考え方の中で河川を利用しながらやっておるわけだけれども、この前のところを見ながら、もしできれば再現をしながら、そこらへんは水利権がどうなのかというところは、おそらくクリアをしておるのではないかとこう思うんだけど、そこらへんも白州の地区やら須玉などにもあるようなことを聞いております。大武川なんかでは水力発電の計画があったんだけど、県との関係、これは県の施設らしんだけど、そんなこともちょっと調べていただいて、こういったところが利用できれば水力発電にも、本当に画期的なことができるんじゃないかと思うわけでございます。

もう1つ、太陽光については先ほど答弁をいただいたわけだけでも、NTTが実証研究所を担当したわけだけでも、やはりここを見たときには北杜市にいかにも魅力があるかということの中で、先般8つの中で4つが北杜市に発表になったということです。素晴らしい舞台を持っておるわけだけでも、このことも考慮しながら北杜市のほうでもちょっと連携をとって、市独自の大きな発電所をつくったらいかがかということでございますけども、この2つについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

秋山議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初の地域活性化における地産地消、地元産品ですね。その開発状況とか、今後そういうものの発表の場を提供したらどうかというご質問でございます。

まずはじめに今、例示がありました米粉を使用した商品でございますけども、これは平成22年度に市の商工会が中心となりまして、米粉で商品開発プロジェクトという事業がありました。そしてここで11の事業所が商品開発にいたりまして、商品化されたものを例示いたしますと、先ほどおっしゃいました米粉の麺、あるいはパン、まんじゅう、パイといった和洋菓子と多岐にわたっておりまして、いずれも販売は好調であると伺っております。今後もより多

くの商品開発がされることを期待しておるところでございます。また、そのほかには市内の大豆を利用いたしまして、これは山梨大学との連携でございますが、ヨーグルトの開発に至ったという事例もございます。

そしてご質問の2点目になりますが、こうしたものの発表会やコンテストの場を行政のほうで提供したらいかにかというご質問でございます。

市では先ほど申し上げましたように、市の商工会が中心となっている事業、そのほかに市の食育・地産地消推進協議会というところがございますので、そういった関係機関と連携いたしまして、今後、生産者である事業者等に対しまして、幅広く情報提供を行うとともに、またそういった事業者間の情報交換の機会を積極的に提供してまいりたいと考えております。

また、そういった消費の発表の場の提供につきましては市の開催事業、あるいは共催事業といった各種イベント等を活用していただくことによりまして、引き続き地産地消の推進を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

秋山九一議員の、自然エネルギーの活用についての再質問にお答えしたいと思います。

2点ほどありました。まず、廃止になった水力発電所等が市内にいくつもあるが、それは再利用できないかということですが、東電等で大正時代につくって昭和47年に廃止されたというような発電所もあるわけですが、その施設自体はもうすでになくなっておりまして、そこでその当時、発電をされていたということは数字等もあるということです。どういふことが可能かどうかは、今から調査してまいりたいと思います。

2番目の大武川地区での水力発電の計画があったがということですが、これはたぶん県の企業局が数年かかって、そこの地元の協議等を重ねて結局、漁業権とかそういった問題で断念したというような経過を聞いておりますけれども、こういう時代になりましたので、また考え方も当時と変わっているのかなということで、県とも話をしながら進め方等を協議してまいりたいと思います。

3番目ですけれども、NTT等による大きな太陽光発電の取り組みが報道されたわけですが、市の太陽光発電の自然エネルギーのポテンシャルはたしかにすごいものがあります。ただ、それを大きなそういう土地があるかという、なかなか適地というものが探していてもあるものではありませんので、今、大きいメガ発電以外にも小さいソーラーの発電もたくさん引き合いがきておりますので、それらも含めて自然エネルギーの市としての、リーダーとしての役割を、そういうものを紹介する中で果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

活性化の、いろいろ取り組んでいらっしゃるんだけど、こういう市民がすぐ身近なところ

をやることによって、市民も元気になるのではないかと。せっかくのハッピーくんも今、休んでおるようですが、ハッピーくんにもお手伝いをいただいて、こういったキャラクターを使いながらやっただけかかなと、こう思うわけでございます。

そして2つ目の、今の自然エネルギーの太陽光の大規模な、今、答弁があったわけだけでも、そうはいつでも北杜市は非常に魅力的な、このことについては本当にどこにも負けない魅力的な土地でありますので、ここらへんをしっかりと把握しながら太陽光発電等々の中で力を入れていただければと、こう思います。

次に緊急時に備えた対策ということの中で、貯水槽の飲料水を兼ねた兼用のものがあるわけだけでも、これは金額というか、そこらへんと容量はどういうものでございますかね。そこらへんを。

4つ目として地域医療の現状はということで、八ヶ岳というか、こういう別荘地でございますので、私も知り合い等もいらっしゃるわけだけでも、大学病院等を定年になられた医者の方が別荘生活をしておるといことも耳にしておるわけだけでも、こういう方たちを非常勤とかそういったような雇用の仕方でお手伝いを願えれば、医師不足も多少の解消ができるのではないかなとこう思うわけだけでも、そこらへんの2点をお願いいたしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

秋山九一議員の再質問にお答えをいたします。

飲用水兼用の防火貯水槽の工事費ということでございますが、先ほど申し上げましたが合併以降、本市では整備をしてございませんが、県内の直近の状況によりますと60トンということで1件あたりの工事費は、工法、材質等も異なりますが4,500万円から8,400万円と、ということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

秋山九一議員の再質問でございます。

大学病院等で定年退職をされた先生方が北杜市内に居住しているということで、その先生方を医師不足の解消に病院で使ったらどうかということでございますけども、甲陽病院、塩川病院の両市立病院があるわけでございますけども、その両市立病院にとって可能性がある先生であれば、受け入れをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

それでは最後になりますが、安全な通学路ということの中で、ちょっと今朝も報道があったわけだけでも、県等の場合はやっぱり予算もかかるということの中で、路側帯を設けたらいか

がかなということの中で、県のほうでも非常にこういうことに関心を持ちながら進めておると
いうことでございます。

北杜市においてもいくつも学校があるわけだから、そういうところを再点検していただいて、
なるべく事故に遭わないような路側帯というような、通学路として大きなあれではないような
気がしますので、そこらへんを検討していただけたらと思いますけども。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

今のご質問につきまして、建設部のほうからお答えをいたします。

いずれにしても学校関係の通学路の整備というものにつきましては、教育委員会とよく
連携を密にとりまして、今、整備を進めているところでありまして、秋山九一議員がおっしゃ
るような路側帯を利用して、それを通学路へというふうな考え方、これは当然、経費的には安
くあがるということになりますので、それも1つの考え方として考慮していきたいというふう
に思います。

全般的に通学路の整備、安全確保というものは、今の道路整備の中では優先的に取り扱うべ
き部分だろうというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を午後3時といたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

秋山九一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

地域活性化についてをお尋ねいたします。

地域を活性するための今、畑だとか田んぼが圃場整備されました。そこで畑の場合はサツマ
イモ、きっぼし、そば、その他の作物を作るについて、いろいろ聞きながら作っておりますが、
作物がうまくできないということについて、お伺いしたいと思います。そこで、できれば地産
地消で、その場所で作ったものがよく売れるんではないかと思います。そんなことで、専門家
で指導者の斡旋をしていただけないかということで、お尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

渡邊陽一議員の関連質問にお答えをいたします。

地産地消の観点から、地域での栽培にあたり栽培技術の指導者の斡旋というご質問だと思います。

栽培技術の指導者ということでもありますけども、現状では例えば県でグリーンマスター制度というのがございまして、これは主に新規就農者を対象としておりますけども、マンツーマンに近い形で技術指導をしております。それとあとは、これは通常的な話になるんですけども、県の農務事務所に地域普及センター、あるいはＪＡの営農組織、営農部門がございますので、そこからの技術指導員の派遣ということも考えられます。

さらにこれは国の制度になりますけども、もう１つ踏み込んで六次産業まで考え合わせた販路拡大等まで含めまして、六次産業化プランナーという数々のメニューがございますので、地域の実情に合わせて栽培の規模ですとか品種等、地域の実情に合わせて、それぞれマッチング等の支援は行ってまいれるものと思います。そういうことを通じまして、地域における活性化、あるいは地産地消の活性化に努めてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○２２番議員（渡邊陽一君）

そうしますと、そういうふうな斡旋をするということは、市のほうにお願いすれば、県のほうにも国のほうにも連絡をとっていただけるということですか。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

そういうことでございます。市の単独事業はございませんので、県・国へその橋渡しをしようとして、そういうことでございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

保坂多枝子君。

○１１番議員（保坂多枝子君）

緊急時に備えた対策について、伺います。

非常時の飲料水を確保することは、非常に大切なことだと考えております。飲料水と防火用水が併用できる設備でありますので、１基設置するだけで２基するよりは建設コストも低くなることと思います。この飲料水兼用の防火貯水槽の設置ですが、甲府などほかの市町村でも設置しているところがあると思いますが、どんなところがあるか、お尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

保坂議員の関連質問でございますが、まず甲府の状況と、甲府市、都市部ということだと思

いますが、県内の状況を見ますと山梨県内の飲料水兼用防火貯水槽の整備状況でございますが、県内では40トンが3基、60トンが28基、100トンが24基と合わせて県内には55基が整備されております。

先ほど申し上げましたが、4千数百万円から8千万円ということで大変、高額な工事費ということでございます。通常の防火水槽につきましては60トン級でも800万円余ということで、本市はやはり都市部と比べましても水、湧水あるいは河川水が豊富だということで検討は重ねてまいりますが、現在のところ緊急に貯水槽を飲用水兼用で整備するということは、現在のところ考えておりませんが、これは検討課題ということで部内で協議をしてみたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今のご答弁の中でもお話ししていただきましたが、60トンで4,500万円から8,500万円と高額だということも分かりました。でもこの事業は国とか県の補助金のものがありまして、市の負担は15%というふうに聞いております。全部、100%ということではないというふうに私のほうでは聞いておりまして、大変有利な補助事業ではないかというふうに思っています。この財政の厳しい中ですので、推進をしていくようなお考えを再度お聞きしていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

ご質問の趣旨はよく分かります。それで先ほども答弁いたしましたが、兼用の貯水槽につきましては検討をしながら、本市の特徴も考えながら、あとは生活環境部、水道所管でございます。こういった連携はしていかないと実現しませんので、そういった部分も含めまして検討を重ねてまいりたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

地域医療の現状について、関連質問させていただきます。

市立病院の医師等の確保は健全な病院経営を行っていく上で必要不可欠なものであり、赤字解消にもつながり病院改革プランの根幹をなすものだと思いますが、改革プランの進捗状況はどうか伺います。

また医療事務関係の人事交流はありますけども、医師、看護師などの交流も積極的に推進する考えはあるかどうか、2点をお伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

相吉議員の関連質問でございます。2点、お伺いしました。

最初に、病院改革プランの進捗状況でございます。

両病院の黒字化に向けての進捗状況ということでございますけれども、塩川病院におきましては平成21年度からの経営黒字化が図られておりまして、健全運営がされております。また甲陽病院につきましても、常勤内科医師の確保による医業収益の増加に主要な目標を現在置いておりまして、合わせて医業収益、医業費用の減少努力を講じるように努力しているところでございます。

次に医師、看護師などの交流事業、人事交流についてでございますけれども、ご存じのように医師の交流につきましても、医師の医局間の関係もございまして難しいところでございます。また看護師等につきましても、職員の能力育成を図る意味でも人事交流が必要かなというふうに思われますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

ただいまの答弁で医師の確保、交流は大変難しい面があるということは、私も承知しています。そうした中で、将来的には2つの病院の赤字をいかに縮小していくかが課題だと思っておりますが、それぞれの甲陽病院、塩川病院の特徴を出していくことも地域医療に貢献すると思っておりますが、そのへんの考え方についてお聞きします。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

現在2つの市立病院、甲陽病院と塩川病院があるわけでございますけれども、甲陽病院につきましても、山岳地帯を背後に背負っているということでございますけれども、現在、常勤の内科医がいないということでございまして、そのへんも常勤内科医がいれば全般的にオールラウンドの病院経営ができるかなと思います。

特別な性格というのはございませんけれども、やはり昔からの地域医療に携わっている病院ですので、塩川病院につきましても甲陽病院につきましても地域に根付いた、これからも医療を進めていくということでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

ないですね。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

国会では今まさにこの時間、国の根幹に関わる税のあり方が決められようとしています。またそれに伴う政局の混乱は必至です。私たちの生活への影響も大変大きいものですが、日々営まれるこの地の暮らしのために、北杜市として地道になすべきことが限りなくあるわけで、私たち市民フォーラムは今定例会の代表質問で5つのテーマを取り上げます。

最初のテーマは、災害時の医療体制についてです。

北杜市地域防災計画に、被災者に対する医療の実施は市長が行うものとするがあります。東日本大震災のような大規模な災害の場合、発災直後のおおむね48時間は国などからの支援が届かず、市独自の体制づくりが特に重要です。上位計画である山梨県地域防災計画との関連、また他県、特に長野県の例や長野県内市町村の取り組みを参考にしながら以下、伺います。

まず災害時の医療体制、指揮系統、市立病院と診療所の体制、救護班の具体的構成と配置などはどのようになっているのでしょうか。

市は塩川病院、甲陽病院、辺見診療所、白州診療所に医療救護所を設置し、傷病者の応急措置や治療にあたると防災計画にあります。塩川病院と甲陽病院は県の災害支援病院に指定されており、病院が拠点にならねばなりません。辺見診療所と白州診療所については指定避難所内にその機能があるほうが大人数の傷病者を診ることができ、また県や診療所以外の医師の支援も受けやすい場合も想定できます。通常診療との兼ね合いや住民への事前周知の必要性も含め、市は災害時の診療所のあり方をどのように考えているか伺います。

北巨摩医師会と緊密な連携を図るとありますが、現段階でどのような協議がなされているのでしょうか。参考事例ですが、長野県の市町村では震度5以上で地元医師会所属の医師があらかじめ割り当ててある医療救護所の設置場所に出動する体制になっているところもあります。

人工血液透析、人工呼吸器装着、酸素療法等を受けている在宅患者などハイリスク者への災害時の対応はどのようになっているのでしょうか。

また、災害用医薬品や救急医療セットの備蓄状況は、どの程度されているのでしょうか。

小淵沢町、白州町を中心に長野県富士見高原病院に通院、また入院をしている北杜市民が多くいます。災害時に市民がどのような行動をするかは、予測は大変難しいところではあります。が、平常時でも富士見高原病院の救急車患者の4分の1は北杜市からというデータから類推するに多くの市民が災害時に頼る病院とも考えられます。県を跨いだこれらの病院との災害時の連携は、どのようになっているのでしょうか。平常時からの取り組みや交流も重要だと思いますので、そのあたりもお答えをお願いします。

避難所での医療救護所開設ほか、災害時医療についての訓練が必要だと思います。防災訓練での具体的対応は、どのように考えられているのでしょうか。

次の項目は、デマンドバスについてです。

本年4月より市直営の実証運行となりましたが、過去3年間の実証運行との実質的な違いはなんのでしょうか。協議会での市の立場と直営での市の取り組みの相違点を伺います。

実証運行は、本格運行を前にさまざまな試験運転を行うためにあります。過去3年間の実証運行期間中、どのような試みを行ったのでしょうか。特に乗り合い率を高めるための工夫、またその結果と今後に生かす方策を伺います。

予約が入りにくいという利用者の声がありますが、予約を受けることができた数、断らねばならなかった数はどのくらいなのでしょう。データを提示の上、予約を入れられない理由を伺いたいと思います。

7月から大幅な変更、当日予約の受付、目安時間を撤廃したフルデマンドなどが加えられますが、現状の利用者数や乗り合い率をどの程度、高めることを目標としているのでしょうか。

7月からの変更は予約システムを担う、東京大学大学院研究科が従来から提案していたものに基づいています。この提案を実行し、その後に出てくる課題や結果の検証を行って、さらに北杜市としての工夫を加えていく必要がありますが、スケジュールも含めどのように考えているのでしょうか。

利用率や乗り合い率を高めるには、デマンドバスについての情報を住民へ周知し、利用者の声を聞くことが大切です。以前の答弁にあった広報やバスの中のチラシだけでなく、区の集会や高齢者の方たちが集まる場に出向いての説明会などが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次の項目は、農業問題についてです。

このテーマにつきましては、先の市民フォーラムの会報でも取り上げましたが、改めましてここで現状を述べ、質問に入らせていただきます。

北杜市の基幹産業である農業は、北杜米のブランドで人気を高めた稲作を中心に野菜、果樹、花卉、大豆、そば、麦、畜産等、多岐にわたって産地を形成してきました。北杜市の農業を支えてきた農家は減少するとともに担い手の高齢化が進んでいますが、合併前の旧町村が水田の圃場整備等の基盤整備に早い時期から取り組むとともに、販路の安定化を目指して米のブランド化を進め、衰退傾向の農業の下支えとなりました。

また畑地についても国、県の支援のもとに積極的に圃場整備に取り組むとともに、その利活用で野菜、果樹等の品目別団地化を導入する等、成果を上げてきました。さらに北杜市になってからは、全国的に問題化してきた耕作放棄地の解消に積極的に取り組み、農地法改正に伴う一般企業の農業進出とも相まって、新規就農者の関心と呼ぶ地域になりつつあります。

国は農業の再生を目途に、平成22年3月に策定した食料・農業・農村基本計画の中でこれまでの農政を見直し、農業や農村が持つ機能が最大限発揮され、将来への展望が描けるよう戸別所得補償制度の導入、安全・安心等消費者のニーズに応える生産体制の構築、六次産業化による活力ある農山漁村の賛成を基本に食と地域の再生を目指しています。山梨県も農業ルネッサンス大綱を策定し、担い手が育つ高収益な農業の実現と魅力ある活力に満ちた農村の創造を目標として積極的に取り組んでいます。

これら国・県の方針を追い風に北杜市は担い手の育成と雇用の確保に努め、持続可能な自治体経営に資するべきとの観点で以下伺います。

北杜市は第1次総合計画後期計画の中で認定農業者、新規就農者の確保と育成対策として地域農業マスタープラン推進事業、地域おこし協力隊支援事業に多額の事業費を予定しています。この事業の実施状況、最終目標をまず伺います。

同様に農地の保全と農業生産基盤の整備施策として、農地・水保全管理支払交付金事業を新規に予定していますが、取り組み状況と予想される課題はどのようなものなのでしょうか。

地産地消の推進は、安全な農産物の提供と販路確保および食育推進においても有効な施策であり、さらに充実を図る必要がありますが、今後の進め方をどのように考えているのでしょうか。

畑地圃場整備は担い手の農地集約化や企業進出および、それに伴う雇用創出においても効果

的な施策です。現在までの実績と今後の推進策を伺います。

北杜市の農産物の反収は、平均して低いのが実態です。新規就農者の安定経営のためには、果樹等反収の高い品目の導入も必要と思われますが、市の考えを伺います。

圃場整備事業導入が難しい小規模農地営農対策として、直売所の活用はすでに実績を挙げていますが、耕作放棄地防災策としてさらに支援すべきと考えますがいかがでしょうか。

このテーマの最後の質問となりますが、鳥獣害対策の進捗状況を伺います。

次のテーマは、中部横断自動車道についてです。

行政も議会も市民の声を真剣に聞く姿勢が大切なのは、言うまでもありません。中部横断自動車道のアンケートで市民の意見がどのように扱われたのかを検証しながら、北杜市としての見解を伺いたいと思います。

第2回アンケート結果が公表されましたが、市としては結果をどのように分析しているのでしょうか。

別荘所有者には知らされていない等、アンケート実施方法に対する指摘が市内の団体より、なされています。中部横断自動車道は別荘住民にも多くの影響を与えることですが、市としては配布方法や別荘住民への対応をどのように考えているのでしょうか。

アンケートに全区間で新たに道路を整備する案、旧清里有料道路を一部区間で有効利用する案、国道141号・一般道を改良する案、整備なしという選択で対策案を問う質問がありました。国交省の集計は各対策案へのご意見の状況ということで、反対でも賛成でもその意見に言及されていれば、それぞれにカウントするというものです。この手法に対して市民団体が疑問を投げかけています。社会資本整備審議会道路分科会、関東地方小委員会でも委員が注目の集まっているものを、賛成も反対もすべて混ぜた形で集計するというのは国交省ではよくやられる手法なのではないかという質問をしており、それに対して事務局が今までこういった出し方をしている例というのは、なかなかないと思っていますと答えています。市民の意見を聞く最も重要な質問で、このような統計手法がとられていることに対して市はどのように考えているのでしょうか。

小委員会の議事録に、北杜市さんからは旧清里有料道路の活用には野生動物の横断や道路勾配に課題があること。掘り下げ工法を活用し、環境や景観に配慮すべきこと等の意見がございましたとの記述がありますが、これは市の公式見解なののでしょうか。工法は災害等も考慮した上での提案なののでしょうか。

市内の団体から高速道路建設反対の要望や署名が小委員会に提出されていますが、このことを市はどのように考えているのでしょうか。これらの団体への市としての対応もお聞かせください。

最後のテーマは、指定管理者制度についてです。

まず、次年度に向けた指定管理料算定の方針を伺います。

次に自主事業のあり方について、伺います。

平成23年度の利用収入が増えた体育施設で、事業収入が大幅に落ち込んだところがありますが、市民サービスや収支の面で問題はないのでしょうか。

体育施設については平成23年4月から使用料の全面改正が行われ、対前年での使用料収入の増減が大きいはずですが。指定管理料に反映されねばならないと考えますが、平成23年度実績の確定前に支払われた23年度および、現24年度指定管理料の過多および過少はどのような

に調整等がなされるのでしょうか。

体育施設の使用料改正に関することも含め、指定管理施設に対する市民の意見や要望にはどのようなことがあるのでしょうか。以前から、スポーツ少年団等から当日予約やキャンセルの要望がありましたが、その対応はなされているのでしょうか。

また、借地料等の見直しは考えられているのでしょうか。

指定管理者の選定結果および理由と、平成23年度実績の検証はなされているのでしょうか。特に選定の際に複数の業者が競合した施設については、計画と23年度実績の比較検証が結果の公表も含めて必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に報告書の総評にモニタリングの重要性、統廃合や指定管理者制度以外の管理運営の検討が言及されていますが、市としての方針や検討している具体的事例がありましたらお答えください。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

デマンドバスについて、いくつかご質問をいただいております。

運行主体の変更による実証運行の違いと取り組みの相違点についてであります。

デマンドバスの実証運行については、平成21年10月から北杜市地域公共交通活性化協議会が運行主体となり、大泉地域と白州・武川地域の2つの地域から運行を開始し、その後、年々運行エリアを拡大してまいりました。

今年4月からは市が運行主体となり実証運行を継続しておりますが、7月からは市内全域でご利用いただけることとなります。運行主体が変わりましても、地域の交通事業者や市民の声が反映されるよう、北杜市地域公共交通会議の決議を経て運行いたしておりますので、実質的な違いはないものと考えております。

また、協議会での市の立場と直営での市の取り組みについても、関係者の声が反映された運行を目指していくという方針に変わりはありません。しかし、デマンドバス運行の経費的な面におきましては、協議会に対する国の補助事業が終了いたしましたので、継続可能な運行収支の検証が大きな課題であると考えております。

次に農業問題について、いくつかご質問をいただいております。

畑地の圃場整備についてであります。

旧明野村で大規模な圃場整備事業に取り組んで以降、耕作放棄地の解消対策として市内全域で積極的に実施しており、特に合併以降140ヘクタール余りの畑地の圃場整備を実施しました。その結果、大規模野菜団地への入居企業を含め8社の農業生産法人や多くの担い手組織、新規就農者が参入し、水耕栽培や醸造用ブドウの栽培、葉菜類や根菜類の作付けを行っております。

今後も企業等のさまざまなニーズを踏まえて、県および農業振興公社と連携を取りながら畑地の圃場整備を積極的に推進してまいりたいと考えています。

次に中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

第2回アンケートの結果分析についてであります。

国では計画段階評価の試行に伴い、今まで2回にわたるアンケート調査および意見聴取を実施し、地域の課題や課題を解決するための目標等について検討を進めているところであります。

第2回アンケートの結果に対する市の分析であります。4月12日に開催された国の関東地方小委員会へ提出された資料を見ますと、長野県、山梨県の関係市町村の方々からさまざまなご意見があり、東日本大震災の経験を踏まえた災害時における輸送路としての機能性や救急医療施設への時間短縮に期待する声、経済界からは現道の走行性・安全性の向上といった意見も多いと認識しております。

また、北杜市からの回答は他の地域とは違った傾向があり、地域の生活交通の円滑化や特に環境・景観の保全が重要であるという意見が突出して多いと分析しております。この環境・景観の保全という点につきましては、市としても国に対し強く要請しているところであり、今後も継続して働きかけてまいりたいと考えております。

また、課題を解決するための対策案については、さまざまなご意見が寄せられておりますので、これらの意見も生かした中で最善の高速道路を建設していただきたいと考えております。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

次年度に向けた指定管理料算定の方針についてであります。

指定管理料につきましては、指定管理者が申請時に提案した額と毎年度11月末までに提出していただく翌年度の業務計画書に基づき市と指定管理者が協議し、年度ごとに協定をしております。しかし協定時の料金を基本としており、指定管理期間途中での変更は天災や公共料金の改定等、特段の理由がない限り行わないこととなっております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

災害時の救護訓練など、具体的な対応についてであります。

本市においては東日本大震災の教訓を踏まえまして、市民の行動が伴う総合防災訓練の実施を計画しており、今年度の総合防災訓練は9月2日に白州総合体育館を会場としまして、避難所の開設訓練、医療機関や峡北消防本部等と連携し、トリアージを絡めた救護所の開設や傷病者の搬送など救護訓練の実施を計画しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

はじめにデマンドバスについて、いくつかご質問をいただいております。

実証運行における取り組みについてであります。

実証運行開始以来、市全域への導入を図るため、導入地域の検討、市民バスとの調整、エリアを超えた主要目的地への運行、乗換地点の見直し等、さまざまな試みを行ってまいりました。乗り合い率を高める方策については当初決定した運行方向、目安時間等を定めた方式が適当で

あると判断し実証を続けてまいりましたが、人口密度が低く、目的地が分散している本市の状況から、同一の便において乗り合い率を高めることは難しいと考えております。このため全体的な利用者の増加が図れるような、効率的な運行を目指して実証を継続することといたします。

次に、予約の受付状況についてであります。

予約の受付状況については、昨年7月分からは予約成立件数、予約不成立件数、キャンセル、問い合わせ等、内容ごとに日々、受付件数を記録しております。また、データについては月ごと、曜日ごとに集計もしております。

ちなみに今年の5月分について、受付件数は1,103件であります。内訳は予約成立が814件、予約不成立が75件、キャンセルが106件、予約変更が15件、問い合わせ93件となっています。このうち予約の入らない理由としては、すでに先の予約が入っていることや方向の制限等により希望する予約が運行できないということでございます。

次に、7月からの変更による利用者の見込みについてであります。

利用者の増加を図るため7月からは当日予約の受付、運行方向・目安時間の撤廃、明野・須玉エリアの統合と須玉町全域での導入等の運行内容の変更を実施いたします。

デマンドバスの運行については年々エリアを拡大してまいりましたので、比較は難しい面もありますが、昨年度の利用者数の総計は1万9,160人となっておりますので、今回の運行内容の変更により、利用者数の総計を3万人程度に引き上げたいと考えております。

次に、予約・運行システムの検証についてであります。

7月からの運行内容の変更において、利用者の利便性の向上と利用者の増加を図るため、運行システムの実移動時間や余裕時間についても再検証を行ったところであります。

運行方向・目安時間の撤廃により利用状況にどのような変化が見られるのか、利用者の増加を図るためにはシステムの変更が有効なのか、システム上の問題ではなく運行エリアの制限や乗継路線としての南部巡回線の活用が効果的なのか、検証したいと考えております。

その結果によってはさらなる運行見直しの可能性もあるかと思いますが、スケジュールについては運行許可のための手続き期間等も考慮する必要がありますので、短期間での見直しは困難であると考えております。

次に、住民への周知についてであります。

7月からの運行内容の変更については、市の広報紙やバスの中でのチラシ配布等で周知を図ったところです。また高齢者の方を対象としたイベント等を利用し、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

自主事業のあり方についてであります。自主事業につきましては指定管理者の創意工夫を施設管理に反映させることにより、施設利用者の増加と健全な施設管理運営が図られるとともに、施設の有効活用にも寄与するものであると考えております。

平成23年度において、自主事業にかかる事業収入が前年度に比べ減額となった施設がありますが、指定管理者が事業計画に基づき事業を実施した結果として、自主事業の参加者が減少したことによるものであり、必ずしも事業収入の減少が市民サービスの低下につながっているとは認められないと考えております。しかしながら、事業計画に対して著しく執行状況が低下した場合には、指導助言をするなど対応しております。

次に、指定管理料の調整等についてであります。

平成23年度の体育施設における指定管理料につきましては、計画の段階から改定後の使用料をもとに算定し協定を締結しましたが、改定初年度でもあり、改定による大幅な利用者数の変動が懸念されたため、体育施設を管理する指定管理者と協議を行い、料金改定の影響が大きかった4つの協定に対して指定管理料の調整を行い、変更協定を締結いたしました。

なお、平成24年度以降の指定管理料につきましては、基本的にこの調整後の額を用いることとしております。

次に、指定管理施設に対する市民の意見・要望等についてであります。

指定管理施設に対して要望や体育施設の料金改定を行ったことによる、市民からの意見・要望等、またスポーツ少年団等からの当日予約やキャンセルの要望につきましては特に寄せられておりません。

なお、指定管理者に対しては、できるだけ市民の要望にも応えられるよう柔軟な姿勢で対応するよう所管課である生涯学習課とも連携を取りながら指導しているとともに、併せてスポーツ少年団等の団体に対しても、施設利用に当たっての規則、決まりごとを守るよう指導を行っているところであります。

次に、借地料等の見直しの考えについてであります。

県有地の場合は定期的に見直しが行われておりますが、それ以外の私有地や公有地等の場合、契約期間が長期にわたるものが多く、ほとんどの場合、借地料の見直し条項がないため、契約期間途中での借地料の見直しは難しい状況でございます。しかしながら、昨今の土地価格の下落状況も鑑み、契約更新時には実勢価格や地域のバランス等を勘案し、借地料の見直しができるよう検討してまいりたいと思います。

次に、指定管理者の選定結果および理由と実績の検証についてであります。

指定管理者の選定にあたっては、地域の代表者らによる北杜市指定管理者候補者選定委員会において提案内容の妥当性・確実性を審査するとともに応募者の面接を行い、総合的に判断することとしております。

また、指定管理者が実施した業務内容につきましては、毎年提出される事業報告書に基づき庁内で実績についての評価を行い、その結果につきましては、市ホームページにおいて公表しております。

次にモニタリングの重要性、統廃合や他の管理運営方法等についてであります。

北杜市指定管理者候補者選定委員会での報告書のとおり、施設の適正な管理運営のためのモニタリング、公共施設の有効活用等が非常に重要であることから施設の所管課とも連携し、聞き取りや実地調査をするなど対応しております。

また、合併後多くの公共施設を抱える中で、指定管理施設についても市民サービスを低下させない範囲での民間への委譲や統廃合等も見据え、検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

災害時の医療体制について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害時の指揮系統についてであります。

北杜市地域防災計画に基づく災害時職員配備基準により、配備体制が整った時点で両病院については、病院長および管理局長の指示のもと応急処置・治療・搬送を実施することとなっています。

また辺見診療所・白州診療所については、休日・時間外の場合にはスタッフの確保や備蓄品等を考慮すると、両市立病院に人員と備蓄品を集約していくこととしています。この際、市災害対策本部、健康増進班と連携し対応にあたります。

また、健康増進課の役割として病院と災害対策本部との連携を行い、病院相互間の情報の収集に努めるため、両市立病院、両診療所ともに設置しているデジタル簡易無線機で状況把握ができる体制となっております。

次に、市立病院と診療所の態勢についてであります。

災害発生時には両市立病院、両診療所を医療救護所として、傷病者の応急処置や治療にあたります。ただし、両市立病院については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルにあるように災害支援病院となるため、拠点病院への支援をしつつ受け入れ態勢を整えることとなります。

次に、救護班の具体的構成と配置についてであります。

北杜市地域防災計画では、救護班の編成は両市立病院医師、看護師、市保健師および日赤奉仕団により構成することになっています。救護班は仮設救護所および避難救護所が設置された場合は、その場で傷病者の重症度によって判断するトリアージを行い、災害支援病院へ搬送します。

次に、災害時の診療所のあり方についてであります。

災害規模の大小によりますが、小規模の場合は診療所で医療診療を行う。また、大規模の場合には、両市立病院へ出向くこととなっております。

なお、住民への事前周知も必要であるため、今後、防災訓練時等で周知を図ってまいります。

次に、北巨摩医師会と連携についてであります。

山梨県大規模災害時医療救護マニュアルでは市の対策本部で県中北地区医療救護対策本部峡北支所へ医師会の派遣要請をした場合、県の指示のもとに医師会は地域の医療救護所等に出向いて、傷病者の応急処置や治療にあたることとなっております。このことから、中北保健福祉事務所峡北支所が主体となり、北巨摩医師会と北杜市ほか2市との災害時の医療体制などについて、さらに具現的な取り組みを来月から協議することとなっております。

次に、人工血液透析等を受けている在宅患者への対応についてであります。

現在、両市立病院で治療を受けている人工血液透析等の在宅患者は149名です。大規模災害が発生した場合には状況により対応は変わってきますが、人工血液透析患者および人工呼吸器装置者に対しての処置は、自家発電装置により3日間は可能であります。ただし、断水時は貯水槽の容量から1.5日が限界となります。また、酸素療法患者に対しては酸素装置受託会社が患者宅に連絡するか、または訪問して対応することとなっております。

次に、災害用医薬品等の備蓄状況についてであります。

両市立病院の医薬品の備蓄状況については、塩川病院は入院患者を含め3日分、甲陽病院においては通常診療に対応する3日分の在庫を有し、確保をしております。緊急医療セットについては、現在のところ両市立病院とも備蓄されておりませんので、今後、医師の人員も考慮する中で検討を行ってまいります。

次に、長野県富士見高原病院との災害時の連携についてであります。

本市を含む県内市町村は、山梨県地域防災計画や山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、迅速な救助が実施されることとされています。

大規模災害時における対応については、山梨県が県境を越えた相互応援に関する協定を締結しており、北杜市における傷病者の受入のための体制づくりも構築されています。このことから災害時におけるさまざまな混乱も想定される中、こうした体制に基づいた救助や医療体制に沿っていくことが必要であると考えています。

また、長野県富士見高原病院との平常時における交流は、富士見高原病院に通院と入院されている患者のうち、2割ほどが北杜市の小淵沢町、白州町などであるため、医療情報を相互で取り合うなど、必要に応じて医療連携が行われています。

これからも地域にとって必要な医療機関であるため、なお一層、両病院間の医療連携を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

農業問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域農業マスタープラン推進事業および地域おこし協力隊支援事業についてであります。

まず、地域農業マスタープラン推進事業であります。

本年度から実施される事業であり、今後地域農業の中心となる担い手組織や新規就農者をマスタープランに定め重点的な支援を行い、人と農地の問題を解決していくものであります。事業の主な内容としては、45歳未満の自立した新規就農者への経営安定化を図るための青年就農給付金の交付や担い手組織に農地を提供する方に対する農地集積協力金の交付等であります。

次に、地域おこし協力隊であります。

定住を前提に都市住民等が一定期間移住し、農業を中心とした地域活動に参加することにより地域の新たな担い手として育成する事業で、当初は平成21年度から23年度までの事業であり、その間9人の隊員を育成し、そのうち6人が市内に定住しました。本年度より単年度ごとの継続事業となり、新たに10人の隊員を育成していく予定であります。現在、担い手組織を通じて募集している段階であります。

こうした取り組みにより地域への若者の定住を図り、担い手を確保育成することにより、農地の保全や耕作放棄地の解消等に寄与することを期待しております。

次に、農地・水保全管理支払交付金事業であります。

この事業は、新たに平成23年度から5年間の事業として始まったもので、地域住民が農道周辺の草刈りや水路の泥上げを行う共同活動には、平成23年度に5地区で約100ヘクタールが参加し、本年度新規に約1千ヘクタールの参加を予定しております。

また、水路等施設の長寿命化に取り組む向上活動には、平成23年度では37地区で約1,100ヘクタールが参加し、本年度さらに約1,100ヘクタールの参加を予定しております。国の財政状況が厳しい折、全国的に取り組む要望が多い中、十分な予算の確保が必要であると

思っております。

次に、地産地消の推進についてであります。

本市では、道の駅や直売所を中心に地産地消の推進を図るため、地元農産物の普及や提供を行ってまいりました。現在、こうした施設へ出店している生産者は約1,300人にのぼり、より多くの生産者が出店できるよう今後とも食育・地産地消推進協議会や関係機関と連携し、中央自動車道パーキングエリア、量販店のインショップやアンテナショップ等への販路拡大を通じて地産地消の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、果樹等の品目の導入についてであります。

温暖化が進む現在、日照時間が長く夏場も冷涼な気候で寒暖の差も大きい北杜市は果樹栽培の適地とされ、企業や営農組織による醸造用ブドウやサクランボ栽培等の導入が図られております。しかし果樹栽培は初期投資が大きいなど、経営が安定するには比較的年数を要するとされています。このため市としましては土壌改良や各資材、鳥獣害防止施設整備やリース樹園地整備等の国や県の事業を活用し、果樹栽培の一層の推進を図っているところであります。

次に、小規模農地の耕作放棄地拡大防止策についてであります。

市内の道の駅や直売所は地域農業の活性化を目的として設置したものであり、小規模な農地の保全にもつながっていると考えています。同様に農協の直売所にも活発な出荷が行われているところであります。こうした道の駅や直売所の販売スペースの拡大や中央自動車道パーキングエリアのインショップなど、民間施設への出荷を積極的に促進していただくことにより、小規模農地の耕作放棄地の拡大防止、併せて地産地消の推進にもつながるものと考えております。

次に、鳥獣害対策の実施状況についてであります。

市では、いくつかの鳥獣害対策を実施しております。

まず北杜市鳥獣害に強い地域づくり事業といたしまして、被害防除対策、捕獲技術、追い払い用の花火の取り扱いなどの講習会や地域、団体を対象とした鳥獣害対策説明会を開催しております。また北杜市農業振興推進事業といたしまして、地域からの要望を受け簡易な電気柵の設置、改修に対して助成を行っております。

次に特定鳥獣適正管理事業といたしまして、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの個体数調整のため、猟友会による管理捕獲を実施するとともに、農作物等への被害が生じている場合などに有害鳥獣捕獲を実施しております。さらに鳥獣害被害防止総合事業といたしまして、本年度より北杜市鳥獣害対策実施隊を新たに設置し、猟友会員や里守り犬の飼い主と連携した中で、鳥獣の捕獲、追い払い等の活動を実施しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

アンケートの配布方法であります。

別荘を多く抱える北杜市としては、できる限り広く周知されることが重要であると考えておりますが、第2回目のアンケートについて、国においては別荘所有者の住所を掌握できず、郵送ができなかったため、ホームページ等での周知となったとのことです。

別荘所有者の意見を聞くことにつきましては、すでに多くの方々から国に対し意見書等が寄せられていることから、市ではそれらを十分検討していただけるよう国に対して要請してまいりたいと考えております。

次に、アンケートの集計方法についてであります。

国では今回のアンケートは賛成、反対という括りではなく、あくまでも地域にはどのような心配や懸念、期待があるのか。また、地域への影響はどのようなものがあるかを検証するものであると考え、今回の集計方法をとられているとのことであります。

次に、小委員会議事録の中に記述されている市からの意見についてであります。

これは、2月2日に国土交通省から意見を求められた際に提出した公式の意見書であります。この中で、環境や景観への負荷や建設費および工期短縮にメリットがある旧清里有料道路の一部を利用することは望ましいが課題もあることは事実であるため、工法、災害や急こう配による通行の安全性、環境や景観等、あらゆる視点から検討した上で整備するよう要望したものであります。

次に、高速道路建設反対の団体への対応についてであります。

市内には、いくつかの高速道路に反対する団体が署名活動や要望等を行っていることは承知しております。市ではこれらの団体の意見や、そのほか多くの市民の声も聞きながら総合的に判断すべきものと考えております。

国では7月にこれらの団体、各分野の代表者および一般からの公募者を集めて、第3回のコミュニティ活動を実施する計画でありますので、ぜひとも長野県、山梨県の皆さまが相互に理解し合い、素晴らしい中部横断自動車道の建設に向け、前進することを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

すみません、先ほど答弁の中で、ちょっと数字の訂正をお願いしたいと思います。

農地・水保全管理支払交付金事業の実績の中で、共同活動の取り組みで平成23年度に5地区で約1千ヘクタールが参加と答弁を申し上げたんですが、数字が違っておまして、ここは平成23年度5地区で約100ヘクタールというふうに訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を4時10分といたします。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

災害時の医療体制について、まず再質問をしたいと思います。

山梨県の地域防災計画の中で医療は、主に局所災害を想定していると思われます。というのは県内の市町村で大規模に、同時に起こったときにどうなるかということがあの組織図のところからはなかなか見えてこないわけですが、要するにラインが確保されていることが前提になっているように私はこの県の地域防災計画を見て思っております。ですから特に実際の災害が起こったときに市の独自の体制づくりが私は急務である、必ず必要になると考えております。

そうした観点から先ほどの答弁を聞きますに、例えば富士見高原病院との連携につきましても山梨県の計画の中でそれができているから、県境を越えての協定ができているからいいんだというような答弁だったように思いますけども、やはり北杜市と実際、北杜市民の多くがかかっている富士見高原病院との災害協定のようなことが、私は必要になるのではないかと思います。

例えば具体的な例ですけども、計画停電のときにこちらの地は東京電力で計画停電の大きな影響がありました。けれども長野県にある富士見高原病院は中部電力ですので、まったく計画停電は3月11日のときもありませんでした。そのような近隣でありながら、電力会社が違うということを切り口にそういう災害協定も考えられるのではないのでしょうか。また開業医の方たちにつきましても県の計画の中でというのではなくて、やはり北杜市として独自に開業医の方たちに災害時には、こういうふうをお願いしたいというような動きがあるべきだと私は思います。医師の絶対数が足りない現状です。少ない医師の方たちを効率的、また非常時には大変な負担を強いることになるわけですから、それを軽減する意味でもいろいろな想定の中で体制づくりが必要だと思いますので、今の点のご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の再質問、2点ほどいただきました。

最初に長野県の富士見高原病院との市独自の考えの中の連携というような形、昨年の計画停電の中で中部電力については、電気が点いていたということでございます。先ほど答弁しましたけども、県と県においてはそういった協定が結ばれているということでございますけども、今後、北杜市と富士見高原病院はJ Aの長野厚生連でございますので、そこと協定を結ぶことができるかどうか。できるとすれば、またそれに対して具体的な話し合いを、これからもったほうがいいかなというふうに考えております。

それからあと個人開業さんとの連携というような形になろうかなと思いますけども、市としましても重要な位置づけの医療機関でございますので、今後とも具体的な話し合い、先ほど答弁しましたけども具体的な計画を、これから現実的な対応をしなければならないということでございますけども、北巨摩医師会への医療救護の要請、市独自での要請はこれから災害の大小にかかわらず、しなければならないということでございますので、いずれにしても来月の北巨摩医師会の会議もでございます。そこでどのような具体的な協力の話し合いをするかということを検討したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、富士見高原病院と北杜市の医療をはじめとした連携が必要ではないかというご指摘だと思います。旧小淵沢町の時代もそのへんの連携はあったわけでありまして、参考にもしたいとは思っております。医療とか災害とかを超えて、とても田舎っぽく言えば、隣のお付き合いはちゃんとおきたいと。風通しはよくしておきたいと、こんな思いであります。それを越えて八ヶ岳観光圏とか、いろいろな連携も含んでおるわけでありますので、そんな思いで医療やら災害についても位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

災害時の医療体制ですけども、それだけではなく普段の日常のときから必要であるということで、市立病院、もちろんその上で県境を越えての富士見高原病院にも多くの市民、特に救急搬送の4分の1は北杜市民だそうです。そういうことも含めて、高原病院と今まで以上に病院の交流を進めるということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

繰り返し答弁になるかもしれませんが、医療といわず災害といわず行政としても風通しをよくしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

次に、デマンドバスについての再質問をいたします。

デマンドバスは協議会での運用が3年間、そして今年4月に市の直営の実証運行となったわけですけども、直営になってから、またこの4月になってからの変化が非常に大きい。例えば予約受付が市役所の中に持ってこられました。それからまた7月には当日予約の受付だとか、それからフルデマンドバス化による、時間の方向性のないフルデマンド化など大きな変化がこの市の直営になってから、ものすごい勢いで行われているわけなんですね。私も協議会を何度か傍聴させていただきましたけども、協議会の席でも何度もいろんな方から、こういうことをやってほしいという案は出ていた。にもかかわらず、3年間なかなか進まなかったわけです。3年間、そうやって皆さんの希望がなかなか進まない中で今回、いろいろな改定がなされているわけですけども、それに3年間でできなかったものが、その体制が変わらないのになぜできるのかということのも不思議ですし、またスケジュール、今まで3年間の時間があるわけですから、ではこの変化とか、今の実証運行の体制がどの程度のスケジュールで考えられているのかとい

うことは、ぜひ伺っておきたいことです。

またデータを出していただきましたけれども、5月の予約成立件数が814件、断ったのは75件ということだったと思いますけれども、感覚的なことですけれども、皆さん予約が入らないとかずいぶん私自身も声を聞いたり、自分自身もなかなか予約が取れなかったりしたことを考えると、なんか実感としてはずいぶん違うものなんですけれども、乗りたい人が乗れるようにする。乗り合い率とか利用率を高めるというのは、例えば方向性のないデマンドにすると乗り合い率を高めるということはなかなか難しくなるわけなんですけれども、何しろ乗りたい人が乗れるようにするためにどうしたらいいかということを、市では全面的に考えていただきたい。

その中で、先ほどご答弁の中でシステム上の問題があればそれにも踏み込むようなことをおっしゃいましたけれども、実際、今このシステム、もっとも基本的なシステムにいろんな問題があるといわれていますけれども、この体制というか改善というのができるものなんでしょうか。そのあたりも含めて、またそれからバス停のナンバーとか、大変使いにくいということを聞いております。バス停のあり方とか、それから道順とかのシステムのことになるんですけども、その改善を図ることが可能なかどうか。また、この今のシステムの中で何をやらなければいけないのか。例えば実験の結果によっては、方向性があるほうがいいという意見も出てくるかもしれません。例えば朝一番と夕方、最後のところはやはり、この方向性があつたほうが、みんなが多く使えるんじゃないかということもありますので、これからのやはりやり方とかスケジュールというのが大事になってくると思うので、まずはそこを伺いたいと思います。

それとやはり周知ということが本当に必要だと思いますので、そこについてもまたご答弁いただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

市民フォーラム、野中真理子議員の再質問にお答えしたいと思います。

いっぱいあって、ちょっとどこから入っていったらいいか分かりませんが、まずたしかに2年半、約3年間ということですが、協議会の中でもいろんなご意見が出されていまして。まずもって、協議会の中ではこれだけ602平方キロという、この北杜市。一点集中的な市街地がないというふうなことからいたしますと、やはり意見としては乗り合い率というふうなご意見が強かった。その乗り合い率を高めるためにはということで、目安時間等を設けながら、できる限りおおぜいの人たちに乗っていただくという視点がまず一番のポイントであったというふうなことから、なかなかこのフルデマンド化というものに導く方向性が見い出せなかったというふうに私は感じております。

それからどの程度のスケジュールになるか今後の見通しということなんです。答弁のほうでも申し上げたとおりですが、7月からフルデマンド化としての対応をしていく中で、行政的には新年度の予算編成をするという判断をしなければならないということなので、年度いっぱいまでの実績をなかなかデータの的に活用ができないという背景がございます。ですから実質7月から数カ月間のデータをベースにおおよそ見込みの中で、新年度予算も編成しなければならないということからすると、さらにまた次年度へのデータ取りの方向性も検討しなければならないのかなという、今の段階ではそんな状況として考えております。

それからシステム上の問題点ということですが、改善も可能なのかということであり

ます。

どうしてもその予約が入り、スタートから迎えにいった目的地に行く間の若干、ゆとりを持ったシステムの仕組みということになっているようなんですね。そういうところをある程度、余裕時間をさらにもっと短くする形の中でスピーディに、次のまた予約に向けた動きができるようにしていくという方向もあるんじゃないかということから含めて、システム上の改善というふうなことも今後の検討課題ということに掲げさせていただいております。

それから、バス停の問題であります。

登録制ということになっております。お守りのバス停の予約登録というふうなものも相当あります。今後もこのへんについてはある一定の期間、1年とか2年とかそういう利用実績がないところについては、やはりいったん予約から登録してあるものも解消をし、整理もしていかなければならないではないかというふうにも考えております。

それから例えば朝は今までどおりの運行形態が、例えば病院へ時間で行かなければならないとか、ある程度、朝早く行かないと用が足せないというようなケースの問題もあるという背景の中で、朝の部分だけについては、今までどおりの目安時間とか方向性とかを定めた形態がとれないのかというご質問であります。このへんも含めてデータ上の中においては、とりあえずフリーのフルデマンド化という形の中での状況を見ながら、こういったことも今後の中での検証として対応を考えていかなければならないような状況になろうかと思っております。

それから周知の方法について、広報であったり、それからバスの中での周知、ある意味、利用者というものはこの2年半の中で、ある程度、もう利用されている方というのは固定化されているということを思っておりました。そういった意味で、口伝えとかそういったものも含めて、まず今、利用していただいている方がそれを知ることによって、周囲の方たちにもそういったものが伝わっていくだろうというふうな思いもあった中で、そういう手法をとらせていただきました。しかしご提案をいただきましたので、積極的に周知にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。例えば各地のはつらつシルバーの開催をしているときに、お声がかれば説明にもまいりたいと。それから長寿会の集会であったりとか、あるいは市の福祉まつり、そういったときにも時間もいただいて周知を図ってまいりたいというふうにも考えております。

なお、現段階ではすでに明野、それから武川などで老人会の行事がありますので、そういったところに赴いて説明をしようということで、現段階ではこの2カ所が今、要望がきているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

もう一度、デマンドバスについてですけども、今後のスケジュールというのはこの7月から数カ月は新しい方式でやってみる。それについては、場合によっては今後、例えば方向性を朝一番と夕方には残すようなことも、修正は考えられるということでよろしいのでしょうか。

もう1つは周知ですけども、一生懸命考えられているというのは分かりますが、例えば今回、須玉のエリアが全面的に広がったはずですが、そういうことをやっぱり知らない方はいらっしゃる。固定客、今まで利用していた方たちだけでは、それでは伝わらない部分がありますので、

やはりそういった事実を受け止めていただいて、広く周知をしていただきたいと思います。

またシステム上の問題ですけども、最終的にはやはりマンパワー、人間の力でルートなどがある程度、修正していかなければ乗りやすいものにならないのではないかと思います。最終的には予約システムの分散ということにもなるのかもしれませんが。要するに場所をよく分かっている方たちがやらないと、なかなかうまくいかないということが出てくるように思うんですけども、そこについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

再々質問にお答えしたいと思います。

今後のスケジュールの中で数カ月間のデータというふうな中での、今後修正は可能かということですが、先ほども申し上げましたとおり、予算編成の問題も含めながら、とりあえず、ある一定の秋くらいといいますか、データ取りができたところで、ある程度の集約ができたところで、いずれにしても地域公共交通会議という会議を開催する予定であります。その中でその現状での分析、状況というものを委員さんの中にお知らせもしながら、検討もしながら今後の状況というものについて、その検討会議の中で判断もしていくという運びがありますので、このへんとの関係の中で進めてまいりたいと思います。

それから1つの須玉エリアが広がったということが新たな変更として大きな要因でもあると、こういったことも含めながら周知をやはり図っていく必要があるだろうと、ご指摘のとおりだというふうに思われますので、またこのへんについての取り組みもしたいというふうに思っておりますが、現段階では明野と須玉エリアにつきましてはそういう変更がありましたので、回覧をした状態の中での取り組みとしては周知を現段階では行っております。

それからマンパワーの関係ですか。マンパワーの関係につきましてはたしかに一部、南麓エリアの中でそういった人間の力、システムだけに頼ることなく人間の力として、地理的なものが十分に把握できている中で、ある程度、修正をかけるようなことの対応も運行上、必要ではないかというふうなことであります。たしかにそういった形の中で進めてきたことによって、利用性も上がっていたということと評価が高かったということの話も聞いてはおりますが、市全域ということになっていきますと、なかなかそのへんの仕組み、取り組みというふうなものが、難しさがあるというふうに思っております。というのは結局、その予約受付もそれぞれの8台の対応の中で予約受け付けを考えていかなければならないということになると、それぞれの一律的な、統一した対応というものがなかなか困難になってきているということで、やはり予約受付を分散させて、それぞれの持ち場の中でやっていただくという方法もいいのかもしれませんが、なかなか統一感からすると、今の段階では1カ所での予約という部分でのコントロールを図っていこうという思いであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

次に農業問題について、再質問をいたします。

ここではまず農地・水保全管理支払交付金事業についてですが、ここは5地区が選ばれたということでしたが、地域的なバラツキというのはどうなのでしょう。要するに周知されたところと、されないところというのがなかったのか。広く周知されて、市内全域でやられたのかどうかというのが気になるところなので、教えていただければと思います。

また、この農業問題に関係してですが、小淵沢の花パークのフィオーレは大規模に農地が集積された場所です。しかもインターから至近で景観が素晴らしいということで、いろんな可能性が私は考えられるところだと思います。現在の状況は大変、花がなく寂しい状態、実際には宿根草などが当初植えられていて、もっと利用できる、もっと活用できるんじゃないかと残念だという声を多く聞いています。またさらにはこれは平成12年開園で、20年契約であの施設ができているわけですが、あと7年ちょっと、それ以降もあれだけの集積の場所と交通の便、そして景観を考えれば企業の進出等を見据えて、いろいろな活動が考えられるのではないかなと思うんですが、そこについてのご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

農業問題につきまして2点、再質問をいただいております。

農地・水の事業の関係でございますけども、これは従来からありました、21年度から始まっております事業ですので、市全域に対しましての周知は十分できているものと考えております。そのうち向上活動という部分が昨年の年度途中から新たに追加されましたので、それについて新規が100、5地区が100ヘクタールであったと、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

それから2点目、フィオーレの活用でございますが、ご指摘がありましたように、これは指定管理の対象となっております、契約の期間が非常に長いものですから、この再指定管理ですとか契約の更新にあたって、たしかにおっしゃるように現状、ちょっとこのままでは市としても、支払い事務も含めまして、あり方をそろそろ考えなければいけないなと思っておりますので、指定管理全体の中で今後の方策について、改めて検討してもらいたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今の答えの中で、現在、花パークは直営で指定管理は募集したけども、応募者がいなかった状況だと思います。その状況を把握した上で、現状でも市の、やはり活用を考えるべきなのではないかと。例えばここはほうとうづくり体験なのでも、多くの生徒たちが集まっていますし、それとこの契約期間が切れる、7年という月日が長いとも言えますけども、いろんな方向づけをして、そして地域の声を聞きながら、事業を進めるにはそういった期間も必要かと思っておりますので、その先を見据えた活動が必要だと思うんですが、もう一度、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

フィオーレに関しまして、再々質問をいただきました。

たしかにそうでございます。指定管理がなかったものですから、現状はやむを得ず市直営という形で管理をしております。申し訳ございませんでした。したがって、今後、地域のそういった声ですとか、いろいろまたご意見を伺う中で何が一番いいか、そういうふうなことに、活用について検討してまいりたいとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、中部横断自動車道についての再質問です。

1つはやはりアンケートの4択の集計の方法が、私はこの議事録を読んだときにこんなやり方をしているのかと憤ったものですから、市としての見解をお伺いしたかったんです。ぜひこの集計の方法がこれでいいのか、市民の声を聞くのはこれでいいのか、もう一度、私は伺いたいと思います。

それと市の公式見解として、掘り下げ工法を提唱していらっしゃいますけれども、例えば水脈の分断などを考えると実際的な提案と言えるのかどうか、大変疑問に思うところです。複雑な水脈を切ることになりますし、また災害等のことを考えて、この工法についての見解を今一度、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

野中議員の再質問にお答えをいたします。

まず集計方法についてでありますけれども、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、そもそもなんですけれども、第2回のアンケート調査につきましては、この区間の、周辺地域が持つ現状の課題を解決するために提案した対策案に対して、地域の皆さまの自由なご意見を把握することを目的として実施したものだということでございまして、いただいた意見については賛成、反対のそういった分類・集計ではなくて、いただいたご意見の内容を把握して、社会資本整備審議会、道路分科会、関東地方小委員会における対策案の審議に、それらの意見を反映させるという目的で実施したものでありますので、この集計方法については私どもも特に問題はないというふうに考えております。

それから2点目でありますけれども、市が提案した掘り下げ工法について、十分な市としての検討がされた内容なのかというご質問でございますけれども、あくまでも市のほうでは市の持つ景観だとか自然環境、それらを十分に保護しなければならないと。保全しなければならないという観点から、掘り下げ工法というのは有効ではないかということで意見を申し上げ、当然、野中議員がおっしゃるように水脈等への影響ということも当然、心配になるわけです。それらについては、うちの提案に対して当然、そこらへんもそのあたりにも配慮した十分な検討が国においてされるものだというふうに思いますし、また十分それらが検討されるように今後も市として要望していくつもりでございます。

それから災害対策というふうな関係、お言葉がございました。当然、災害対策、これは最も

重要、ある意味、中部横断自動車道の昨今における重要性という点で考えますと、まさに災害対策は重要な視点でありまして、ここの対応というものは十二分に国において検討されるものだと思います。また要望もしてまいりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

政治的な、最終的な判断の前にやはり住民、また別荘も含めた市民の関係者の、市に関係する人の意見を聞くというのは大事だと思います。7月8日の南牧村での意見交換の対応も含めて、お答え願えればと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

再々質問にお答えをいたします。

市民の皆さんの声を聞くということは当然、重要なことであります。ただ、市が単独で皆さんの意見を聞くというのは、特段考えてございません。というのは、これまで国においていろんな方法を用いて、賛成、反対の方々のさまざまな意見を吸収しているということでありまして、それらが十二分に反映されるように、国においてそういった取り組みがされるように今後も市として対応をしてまいりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、建設部長が基本的には答弁したとおりであります。私が言うまでもなく、中部横断自動車道は国の国道幹線審議会、国幹審というんですけれども、国道幹線審議会の基本計画路線として位置づけられて、20年、30年議論してまいりました。そしてまた、私どもふるさと北杜市にしてみれば、当然、ルートになるわけでありまして、いろいろな意味でふるさとを守りながら振興を図っていききたい。そしてまた地域力を高めながら、環境を大切にしながら持続的発展を考えるというのが、私どもの基本的スタンスであるわけでありまして。そのようなことを考えたときに、中部横断道路は私ども北杜市にとっても必要なインフラであるというふうに位置づけているところであります。

しかし、先ほど来から議論してあるとおり、ルートをどうするかという問題が当然でありますけれども惹起されてきます。私どもはできるだけ、例えば清里旧有料道路を使えないか。既存の141号線をはじめとした既存のルートは、改良利用ができないか等々のことも当局には提案している。そしてまた工法についても、一言でいえば既存の南アルプス市のような連続橋でいいのかと。これはやっぱり課題ある、問題がある。ときに今、お話のとおり、掘り割とか掘り土、掘っていく、こういう方法ができないか等々も私どもなりに意見を述べたり、提案をしているわけでありまして。

ご指摘のとおり、では水脈はどうなるかという問題があると思いますけれども、それは当局が十分考えることだと思います。例えば水脈をしたならば、10メートル下に水脈があるのでは5メートルくらいではいいではないかとか、5メートル下に水脈があるとすれば3メートルくらいはいいではないかという議論は、素人的にはすぐ発想して出てくるわけでありまして。それ

らは当然、当局が工法として真剣に考える話だと思います。しかし基本的には、環境にやさしい中部横断道路であってほしいということをお大前提にしながら当局にも主張していくし、必ずやそれが地域の声として反映でき得るものと思いつつ、このルートを積極的に位置づけていきたいと思っているところであります。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、最後に指定管理者制度についての再質問です。

先ほどのようなご答弁の中で、事業収入が減ったところは自主事業への参加者が減ったんだというお答えでしたけれども、それでいいんでしょうか。例えば1つの具体的な場所では、24年4月から再選定されたときに選考委員会が自主事業においても努力が図られていることから、今後も事業計画に沿った施設の有効利用を期待したいということで選ばれているわけです。そういうところが、使用料は値上げによって大きくなった。けれども、自主事業は少なくなって参加者が減った。それは参加者が減ったからそれで仕方がないんだという姿勢ではいけないのではないかと思います。使用料は市民が負担して、値上げを受け入れて市民が払ったものです。指定管理業者が努力をしたわけではないわけですから、市は十分なチェックをしていただきたいと思います。

また本年度は、このチェックができます。また来年、再来年になればこの使用料の変動が、これほど大きな差がなくなるわけですから、チェックがしにくくなるわけですから、今このときを本当に、厳しいチェックを私はお願いしたいと思います。

また結果の公表ということを申し上げましたけれども、やはり競合した業者が納得する、それからまた計画が実現性のあるものかどうか。また選定委員会の公平性や選定力の向上のためにも、こういうことが公表されるべきだと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

指定管理者制度についての市民フォーラムの、野中真理子議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず自主事業についてであります。本来、自主事業というふうな位置づけは市民サービスが優先であり、空いている時間に対して自主事業をすることによって事業収益を上げていく。その事業収益が自主事業によって上がることによって、市からの指定管理料というものを抑えることも可能になってくるという意味で、自主事業というものを市民サービスが低下しない範囲で実施していただいて、それは企業努力であるということになっています。

たしかに今回、その体育施設の使用料の改正に伴って自主事業が著しく減額になった施設もございます。また体育施設の使用料にかかわらず、水道とか上下水道の改定も当然、伴っていましたので、そういった部分での調整も図らせていただいた経過がございます。

この十分なチェックというふうなことで、当初、この協定を結ぶにあたりましては、計画書を出していただいております。その計画書を参考にしながら改定をされた影響、そういった部分での新料金での算定を行うように、新たにまた指示をした中での本協定をしています。その本協定が行われて、最終的にその年度のはじめには体育施設の改定後の料金により算定したも

のを提出していただき、協議を行った中で協定の締結をしたりもしております。

そういうことで原則的には十分に話し合いの中で、お互いが納得した形の中で協定を結んでいるわけなんですが、業者側としてもこのへんは確定申告等の関係もありますので、良心的な内容での実績だというふうにも思っているところでもあります。

それから公表についてでありますけれども、指定管理の選定委員会は公平に実施しているというふうに私も自負しておりますけれども、その公平をさらに期したり、それを周知する意味で、お知らせする意味で公表ということではありますが、ホームページでの公表をしておるというのが実情であります。５段階でＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅというふうな評価をするとともに、収支についてもＣの指定管理料、それから利用料金売り上げとか事業収益とか、その他人件費、管理経費、そういったものをすべて公表させていただいております。またその公表しているものは議会の全員協議会の中でも報告させていただいているという形をとらせていただいております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

小林忠雄君。

○９番議員（小林忠雄君）

今の代表質問の中で１つ、管理者制度について伺いたいと思います。

先ほど、答弁をいただいた借地料の見直しは考えているかというところでございます。

答弁の中では、県有地については定期的な見直しがされていると。本市では契約期間が長いものが多いので契約の更新時に見直しましょうと、こういうお話でございました。ご存じのように地価はバブルがはじけて、途端に下がっております。その前は著しく低かった。その長い契約で著しく低い方もいらっしゃった。高い方もいらっしゃった。ここは長いから契約期間が、更新時にやりましょうということになりますと、何十年もかかるわけです。

そこで私の提案からいきますと、期間の利益の中断をして、しかもほとんどの３００近い施設があるわけで、その中で借地料がどのくらいかかっているか分かりませんが、形状変更もあったり、たしかに部長のおっしゃるような難しい部分もありますよ。だから契約の更新にやりましょうと言いますが、その更新では非常に長い部分がありますので、非常に低い方に対しても、どこかで救済しなければならないと思うんですよ。それで契約を今の契約からいきますと長いのもあるし、短いのもあるわけですが、平均的に５年とか決めて、契約を更新していけばお互いが利益を享受するではないですけども、そういう部分が出てくるのではないかと思います。このままでいきますと、ただ放置するだけということになりますので、やはりこれは改革の１つとしてやらなければならないのではないかとこのように思いますが、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

小林忠雄議員の再質問で借地料の見直しということですが、企画部の中の所管としてもこれまでもこの内容については、なんとか統一性をもう少し図れる体制がとれないかということの中で、何度かそういった議論もしてきた経過がございます。

今、ご指摘いただいている内容につきましては、合併前の契約に基づいたものであります。市になってからは当然そういった一定の基準もつくってありますので、そのへんについてはもう統一感がとれているんですが、なかなか市が借地をしている性格的なものというのは、おおむね施設が、箱物が建っているような施設を借りていると。土地を借りているというふうなことからすると、どうしてもその契約期間が20年から30年という長期にわたっての契約内容になっております。それを期間の中断というふうなことも方法的にはあるのかもしれませんが、そういったものにも考え方、可能性としてはあるのかもしれませんが、ただ場所によっては非常に商業地であって、やはり地主の方が何人にもその土地を貸していて、その借地料という金額が固定されているというふうなことで、市だけがそれを変えてしまうということができないような様相のところもあったりもします。

そういった意味で、いろんな借りている条件が違ってきているということと、それから相手がいるということですから、皆さんが市の方針に理解をしていただくとしたならば、そういうことも可能なんですけど、なかなかやっぱりこのへんに踏み込めないというのが現状、実情としてはありますね。

ただ、これからもそういった取り組みの方向性というふうなものについては、段階的にはなんらかの方向で進めていくような努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

大変、部長のお話ですと難しいということ、まったく私もそういうことを感じないで言っているわけではありません。でも町村から合併して新しく市になったわけですから、市の新しい考え方をやはり地権者の方にも理解していただいてやることが一番大事ではないかと、こんなように思います。

工事価格については国土交通省が、それから基準地価については都道府県がしているわけです。その決める日にちも国交省でするのは1月1日、それから県でやるのは7月1日という、こういうふうな半年ずれがあります。この中でかなり正確なものが出ているし、また不動産鑑定士さんをお願いして、適正なやはり借地料をはじき出す。これが一番大事ではないかと、こんなふうに思います。これを申し上げますが、部長、まったくやらないんですか。少しは考えてみますか。

○議長（秋山俊和君）

比奈田企画部長。

○企画部長（比奈田善彦君）

非常に頭の痛い問題でございます。やはり契約の中で成立しているものですから、なかなかアンバランスを合わせようとするのに対しての理解は、難しい要素があるのかなというふうにも思いますが、またさらに今後、検討という表現になりますけど、十分、内部でもそのへんの

方法についても考えさせていただきたいということで、よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございませんか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

農業問題に関しまして、関連質問させていただきたいと思います。

るるご答弁いただいて、基幹産業としての農業という位置づけを市がしっかり持たれていらっしゃるって、さまざま国・県の施策を活用して取り組んでくださることはご答弁の中で十分承知しておるわけでございますが、今回、市民フォーラムがこの農業問題に取り組ませていただきました1つの大きな観点は北杜で農業を守っていくこと、この環境を守っていく、あるいはそれを事業として、産業としてしっかり捉える必要が今、ある。そしてそこへ若い人たちをなんとか定着させていただく。あるいは農業で生活ができる環境をつくる、そのことへ国・県の制度を超えて北杜市が取り組む必要があると、そういう観点のもとに私どもは今回の質問をさせていただいております。

それで関連質問といたしまして、その今、申し上げました観点で申し上げまして、新たな担い手の方が安心して暮らしていけるための1つの方策として、今回、提案的に反収の高いもの、果樹等の導入はどうかというお話をさせていただきました。もう時間もありませんから、この1点に絞って関連質問させていただきますが、ご答弁にありましたように果樹は初期投資が大変、たしかに大きいものがあります。非常に難しい。しかし山梨県の農業生産、昨年度900億円です。そのうち果樹が占める割合が50数%、500数億円。そして私ども、力を入れて一生懸命頑張って、今、皆さんとともに頑張っている米の売上高というのは63億円、7%ということです。これを見ていただければ分かります、若い人たちが今後農業で生活していくためには、反収の高いものを北杜の農業の中で導入しないとやはり難しい。そういう意味で初期投資がかかるとするならば、そこへの支援の方策をぜひ、ともども行政の皆さんにも知恵を絞っていただいて、検討していただく必要があるのではないかと、そういうふうに考えております。

現に明野ではサクランボ事業、あれも大変、初期投資は高いですが、農協の協力を得てリース事業ということで、今、毎年返済をしながら高収入を上げる、天候に左右されておりますが頑張っておられます。そういう方策をやっぱり積極的に、初期投資がかかるから難しいということで諦めるのではなくして、検討して進めていただきたいと思います、その1点、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

先ほど品目の果樹への自主転換、初期投資が難しくてなかなか経営が苦しいという答弁をさせていただきました。たしかに現状では国・県の制度はメニューが少ないわけでございますけれども、答弁の中で申し上げましたように、北杜市はだんだんそういった果樹の栽培適地ではないかというふうな世間の評価もありますもので、今後また県と国へ働きかけて、より一層、充実強化できるように、そして北杜市の農業の中で果樹の占めるウエイトが上がっていけば、それはまたそれで地域の活性化にも当然つながることでもございますので、そういった市への拡充に向けて、いろいろ検討してまいりたいとこのように思っております。ご理解をいただきました。

いと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

公明党の代表質問を行います。

はじめに通学路の安全確保について、質問します。

登下校中の子どもたちを襲う痛ましい交通事故が相次いでいます。安全が確保されているとは言いがたい通学路が少ない中、子どもたちを守るためには危険個所の総点検をはじめドライバーの安全意識の啓発、地域社会の協力などが不可欠です。警察庁の統計によれば、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人にのぼる。その数の多さに驚かされるが、それでも過去5年間のうち最も少ない人数であります。

公明党は早速、4月26日に通学路の安全対策プロジェクトチームを立ち上げ、通学路の安全対策の具体的検討に乗り出しました。それは歩道やガードレールの設置といったハード面の対策だけでなく、運転免許の基準や集団登校のあり方などを含めたソフト面での対策も視野に入れたものです。また公明党には通学路の安全確保に力を入れ、進めてきた歴史があります。特に1991年から国会議員、地方議員、党員ら延べ4万3千人が一緒になって取り組んだ通学路総点検はその代表例であります。この草の根の運動のインパクトが大きく、背中を押された国も95年から通学路安全点検調査を開始し、全国約2万4千人の小学校の通学路の点検実施へと至りました。この調査の結果、改善の指摘は全国18万カ所にのぼり、その後、この大半に歩道設置・拡幅、側溝の蓋がけ、ガードレールの設置などの安全対策が施されました。それから10年余りが経過していますが、いまだに残る課題の解消は道路事情や地元関係者の合意形成などの面から、隘路に入ってしまったものも多い。これを受け、文部科学省より各地域の学校、警察、道路管理者が連携・共同し、また知事および市町村長、教育委員会や関係機関が共同して、通学路の安全点検や安全確保を図るとされる依頼通知が5月30日付けできております。通学路における交通安全を一層、確実に確保することが重要であることから文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を検討して、緊急合同点検の結果および対策案について、今年8月までに報告するとありますが、以下、質問をいたします。

1. 緊急合同点検の実施について。

学校、警察、PTAとの連携で平成24年8月までに実施し、危険個所などを報告するとあるが、現在の進捗状況はどうでしょうか。市内は広範囲にわたるため、対策と実施の方法は。

2. 現状での通学路の安全確保について。

長坂中、長坂小の安全対策は。渋沢から北杜高校の整備計画は。

3つ目、学校の統廃合が計画されていますが、対策も含め設計の段階から周辺の危険個所な

どの対策を入れるべきだと思いますが、考えは。

次に子育て支援について、質問します。

内閣府の調査によれば、少子化対策で期待する政策については仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し促進、経済的負担の軽減、妊娠・出産の支援と並んで子育てのための安心・安全な環境整備への要望が大きく述べています。女性の雇用者数は2,300人を超え、増加傾向が続いている。ただ男性と同じように就職し、キャリアを重ねても結婚、出産、子育てを支える環境が十分整備されておらず、自身の望む生き方が阻まれている場合も少なくない。特に第1子出産の1年前の有職女性の約7割が出産半年後には無職になっており、就業と結婚、出産、子育ての二者択一は深刻な問題になっています。

これまで公明党は少子化対策基本法の制定をはじめ、若者の就労支援や育児休業制度、児童手当の拡充などに取り組んできたところであります。もともとわが国の児童、家族関連社会支出額は対国内総生産GDP比0.83%と欧州諸国に比べて、著しく低水準であることが知られています。わが国がこの水準を高めていくのは急務だが、厳しい財政事情では大幅な支出は難しい。

こうした中、白倉市長はホームページの中で子育てしやすい環境を整備するため、少子化対策に力を入れ、第2子以降の保育料の無料化や医療費の無料化の範囲を小学校3年生まで拡大し、平成22年度からは子育て中の家庭支援のファミリーサポートセンターを開設し、子育てを頑張っている方々を地域の中で一緒に助け合っていく制度の創設など、またそれ以外でも市の施策として結婚祝金、出産祝金、養育支援事業などいくつかの事業を展開しており、他市にない独自の施策をしており、市民の皆さまや子育て世代に喜ばれております。

こうした中、市長は今定例会所信でほくとハッピーワークを6月に開設し、子育て世代等への就労支援をすると発表しました。県内市町村ではじめての取り組みであり、高く評価したいと思います。これについて以下、質問します。

1. 県内第1号での導入に至る経過と見込まれる成果は。
2. 6月から週1回とあるが、土曜日などのきめ細やかな対応は。

次に、学校施設の非構造部材の点検についてです。

これは公明党が4月25日、学校施設の非構造部材の耐震対策に関する緊急提言を行い、この中で学校は人の命を守るとともに地域の防災拠点であり、発災時は避難拠点となる地域の重要施設であることから、建物はもとより天井などの非構造部材についても早急に耐震化すべきである。拠点としての機能充実に急ぐべきだと学校施設のみならず、非構造部材の耐震化の重要性を強調しており、昨年3月11日に発生した東日本大震災では学校施設に甚大な被害が発生し、被害状況を見ると建物の柱や梁といった構造体だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁などのいわゆる非構造部材が崩落し、避難所として使用できないばかりか、児童生徒がケガをする事故まで発生しました。

公明党は今まで国会議員と地方議員が連携し、学校施設の耐震化を強力に進めてきました。学校施設の耐震化のみならず、非構造部材の耐震化も早急に実施すべきと次の4点を緊急提言しました。

1. 学校施設の天井や照明器具などの非構造部材の耐震化を進めるために、平成24年度中に非構造部材の耐震点検をすべて完了すること。なお、その結果に基づく市町村別の耐震化率を公表すること。

2. すべての学校において定期的、かつ効果的に非構造部材の耐震点検が実施されるよう、学校保健安全法に基づく点検項目に非構造部材の項目を反映させること。また専門家による耐震点検に関わる費用について、国として支援する仕組みを設けること。
3. 非構造部材の耐震対策のための費用については、地方自治体のすべての要望に応えられるよう、十分な予算を確保すること。
4. 非構造部材の耐震対策を含む学校施設の老朽化対策についても、将来推計に基づき国として計画的に推進する体制を整えること。また補助対象の下限額等を見直すなど、地方自治体が取り組みやすい新たな補助制度を創設すること。

以上の4点であります。これを受け、国では文部科学省から公立学校施設の非構造部材の点検に関わる財政支援について、各都道府県教育委員会へ通知しました。平成24年6月8日付けです。その内容は文部科学省および国土交通省の財政支援制度についてのお知らせと、その活用により、非構造部材の速やかな点検の実施および耐震対策に努めていただくとし、文部科学省の学校施設環境改善交付金においては、非構造部材の点検等にかかる経費は工事に併せて補助の対象になる。また国土交通省の社会資本整備総合交付金では、基幹的な事業と一体となって、その効果を一層高めるものと認められる事業については、効果促進事業として非構造部材の点検や耐震化等に関する事業にも支援が可能とされ、交付金の活用については建築住宅部局と連携して対応してください。これらの財政支援制度を活用し、公立学校施設の非構造部材の点検や特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場の天井材、照明器具、内外装材、バスケットゴール等の落下防止対策を進めてくださいという通知です。

これについて、以下、質問します。

1. 点検の実施状況。
2. 施設や屋内運動場の天井材、照明器具、内外装材、バスケットゴールなどの落下防止対策は。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を5時25分といたします。

休憩 午後 5時14分

再開 午後 5時25分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ほくとハッピーワークについて、いくつかご質問をいただいております。

事業の導入に至る経過と見込まれる成果についてであります。

国ではアクション・プランに基づき、ハローワークについて希望する自治体の提案により、国が行う無料職業紹介等と市が行う業務を一体的に実施する取り組みを進めております。市で

は子育て支援等の充実のため、母子・寡婦等の一人親世帯、保育園児父母等の子育て世代、生活保護受給者、障害者等へ生活・就労相談を行っており、ハローワークと福祉事務所が一体的に就労を支援できる体制づくりを検討しておりました。このため、本年1月に国が行う無料職業紹介等と市が行う一人親世帯等への就労支援業務を一体的に実施する取り組みを厚生労働省に提案し、5月11日に山梨労働局長から受諾通知をいただいたところであります。

県内市町村では初めての取り組みであり、6月18日に開所式を行い、事業がスタートいたしました。福祉の視点から雇用対策にしっかり取り組むべきとの思いから事業に取り組み、身近な市役所で就労支援を行うことにより、一人でも多くの方が就労できればと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに通学路の安全確保について、いくつかご質問をいただいております。

緊急合同点検の進捗状況であります。

本年4月以降、登下校中の児童等の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生する痛ましい事故が相次いでいることを受け、5月の定例校長会において通学路の点検を指示したところでありますが、このたび小学校を対象に文部科学省からの通学路における緊急合同点検の実施について、6月5日付けで山梨県教育委員会から依頼されたところであります。

通学路につきましては各学校で指定し、教育委員会に報告することとなっていることから、各学校への資料配布とともに校長会への説明会を計画しています。

次に、対策と実施方法についてであります。

文部科学省からの依頼内容は学校、PTA、警察との連携の中で危険個所の抽出、合同点検、対策必要個所の抽出を8月末までに実施し、12月までに点検結果から対策案を作成し、その後、国や県、市などの道路管理者や警察に対策を要望するものであります。

具体的には各学校による通学路の道路が狭い、見通しが悪いなどの危険個所の抽出を行い、その危険個所を学校・PTA・警察等による合同点検を実施し、その点検した中から対策必要個所の抽出を8月末までに行います。その後、対策必要個所について道路管理者や警察などの関係機関の意見を聞きながら対策メニュー案の作成を行い、北杜警察署や甲府河川国道事務所、県中北建設事務所などに要望することとなります。

次に長坂中学校、長坂小学校の安全対策についてであります。

長坂中学校では、PTAの地区協議会委員と生徒の地区生徒会長がそれぞれの地区ごとに通学路の安全点検を行い、その報告をもとに地区担当教師が現地を確認し、地区には除草等の依頼や行政関係には改善の要望をするほか、学校としては通学路の変更等の検討などを行っております。

また長坂小学校では、平成17年度から子どもたちの安全・安心な環境づくりの一環として保護者や市民等による下校時の安全パトロールを実施するとともに、親子による通学路の安全点検など、多くの関係団体や地域の皆さんが連携を図りながら登下校の見守り活動を行っております。

長坂統合小学校につきましては新たに通学路を設定することになりますので、危険個所への

交通指導員等の配置、通学路標識や通学路への路面表示等の設置を行い、併せて現在実施している安全パトロールや見守り活動を継続していただくとともに、スクールガードの皆さんをはじめとする地域の皆さんに登下校の見守り活動をお願いしてまいります。

保護者の皆さまには送迎時に一方通行するなどの自主的なルールを設定し、ご協力をお願いするとともに、小学校周辺の企業には昨年から社員の通勤時における小学生登校時への配慮や関連企業等の運搬車両の通行時間にご協力をいただけるようお願いしているところであります。

次に、学校の統廃合の計画段階からの周辺の危険箇所などの対策についてであります。

学校の統合計画の検討段階から、学校周辺道路整備や通学路を考慮した道路整備計画を全庁体制で協議し、国・県の道路整備計画との調整をはじめ、交差点改良、信号機や横断歩道の設置、歩道整備、交通標識等の設置を計画していく必要があると考えております。

次に学校施設の非構造部材の点検について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、点検の実施状況についてであります。

学校施設は児童生徒の活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、安全性の確保は極めて重要であります。そのため市内小中学校の校舎棟、体育館について耐震化は完了しておりますが、近年の大規模な地震では天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が全国的に発生している状況にあります。

非構造部材の点検につきましては、学校の教職員は施設を日常的に使用しているため、日々活動する中で施設・設備の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にあることから、その報告により緊急度に応じて工事等を実施している現状であります。

次に、施設や屋内運動場の天井材などの落下防止対策についてであります。

小中学校施設の非構造部材のうち書棚等については、転倒防止の止め金具等の設置を各学校により実施するとともに、今年は3年に一度の特殊建築物等定期調査を8月に予定しておりますので、これを活用し擁壁や天井材、照明器具、バスケットゴールなどの調査を建築士等により実施し、落下等の危険がある場合には対応してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

ほくとハッピーワークの土曜日などの対応についてであります。

ほくとハッピーワークはハローワークと一体となって実施しているため、土曜日の対応は困難であると考えておりますが、利用状況を見ながら本年度、週1回の開設から来年度は開設回数増を検討してまいります。

また生活・就労相談においては、相談内容に応じて市役所内の関係部局が協力して、相談者へのきめ細かな対応を図っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします

通学路の安全確保について、いくつかご質問をいただいております。

通学路の安全確保についてであります。

京都・愛知での集団登校における事故など、通学路の事故については全国各地での報道を耳にしているところであり、生徒が安心して通学できる道づくりの重要性を痛感しているところでもあります。

はじめに、長坂中学校および長坂小学校における通学路の安全対策についてであります。

小中学校周辺の主要市道である渋沢・長坂上条1号線と長坂上条1号線の2路線において、平成21年度より歩道設置工事を進めております。

渋沢・長坂上条1号線につきましては、長坂駅前から長坂小中学校の北側を東進し、甲陵高校までの区間において、平成25年度の完成を目標として工事を進めております。

また、長坂上条1号線につきましては、県道長坂高根線の清光寺坂上交差点から長坂中学校の西側を南進し、市道日野・渋沢線、これは旧ふれあい支援農道ですが、までの区間において、平成28年度の完成を目指して進めております。特に長坂小学校などの周辺につきましては平成25年度の仮称、長坂統合小学校の開校に向けて、優先的に整備を進めているところでもあります。

次に、渋沢から北杜高校の整備計画についてであります。

中央自動車道長坂インターチェンジから日野春駅に連絡する市道富岡・大八田線につきましては、通学および通勤道路として年々交通量が増加しております。この路線は合併前から線形の修正や拡幅の要望が出されておりましたが、集落内道路のため数々の課題があり、全線の拡幅には至らなかったという現状があります。合併後も地元から危険個所の改善要望が出されており、平成23年度には神明社東側交差点の改良工事を実施したところでもあります。また、北杜高校北側の点滅信号の交差点につきましても、平成25年度の完成を目標として、平成23年度より事業を進めております。

今後も危険個所の改善を優先的に進め、通学路の安全確保に努めてまいります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

この安全については、非常に今、建設部長の答弁がありましたけども、いろんな権利関係が絡むというのが1つと、それから行政サイドとすれば、なぜ文部科学省、それから警察庁にまで通達がいっているかというところ、これまでなかなかその難しいところについては、いろんな行政部門が絡むということで、なかなか横の連携もうまくとれないと、こういうところがネックになっているというところもあると思うんです。

それで1つは学校とか警察、PTA、道路管理者、これは四者が絡むわけですけども、ぜひ教育委員会にお願いしたいのは、学校にそのまま投げるのではなくて、旗振りをぜひ教育委員会でやってもらいたいんです。この点について、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

公明党の再質問にお答えしたいと思います。

通学路につきましては、学校長が指定をして教育委員会に報告するということになっておりますけれども、この安全確保につきましては、教育委員会のほうで積極的に学校等のほうの指導にあたっていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

それともう1つ、学校全体に言えることですが、これは可能なところと可能でないところがあると思うんです。スクールゾーンの設置などもできれば考えていただきたい。これは半径500メートルぐらいの基準になっているようですが、このへんのところをもし考えているとすれば、どこかあるかどうかお答え願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

スクールゾーンの指定につきましては、市内の周辺の市民ですとか企業等の協力も必要になりますので、これらは警察等と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

子育てについて、ちょっと何点か再質問したいと思います。

まずはじめに生活保護とか障害者の一人暮らし世帯、保育園児の父母等ですが、どのくらいの人数が見込まれているかというのが1つと、もう1つは先ほど、今の段階ではどうにも難しいということですが、ハローワークと福祉事務所の体制などがどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

人数の見込み等ということですが、この事業に取り組む最初の段階で対象の人数はどのくらいだということの見込みを立てました。細かい内訳は別といたしまして、約200名ほどの対象者がいるというふうな見込みの中で、この事業に取り組んだところでございます。

この事業をやっていくには、事業計画というものを立てるということになっておりまして、協議会が設置してあるわけですが、その協議会の中では今年度は週1回というふうな限られた開催の回数ということで、200名ほどの対象者はいると見込んでおるわけですが、今年度、支援ができる人数につきましては、事業計画の中では60名ほどの方に支援を予定しております。そして就労等に結びつく人数につきましては、事業計画の中では22名というふうなことを目標とさせていただいているところでございます。

2点目のご質問でございますけれども、ハローワークの体制と、それから市の体制というふうなことでございますけれども、ハローワーク蕪崎からは就労支援員ということで1名の方が対

応してくださいということで、現在行っております。18日から開始をしたわけですが、今現在はハローワークのほうでも2名の方が来てくださいます、対応をしているというふうなことです。事業のほうがスムーズにいくようになりましたならば、1名体制になっていくということでございます。

市の体制といたしましてはひとり親世帯、母子等に関しましては市の母子相談員が1名、それから生活保護に関しましては生活保護の就労支援員の方が1名、そして障害者の方につきましては長坂町に開設いたしました、かざぐるまに就労の支援の事務所が入っております。そちらのほうで支援をしてくださるということで進めております。

また保育園の方々につきましては、保育園担当が相談等に応じるというふうなことで体制を整えて支援をしていくということで現在、事業がスタートしたところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

もう1つ、これだけこういういい制度をせっかくつくっていただいて、スタートしたということで、ぜひこのアピールをもっとしていただきたいなということで、このアピールについてはどういうふうなお考えをお持ちですか。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

アピールということでございます。現在、予約制で行っております一人にかかります時間が大体1時間くらいは相談に応じるような実態がございますので、飛び込みで来られた方については検索機等で自主検索をしていただくようなそんなサービスもしておりますけれども、相談ということになりますと予約制が必要かというふうなことから現在、予約で行っております。

そしてアピールにつきましては、対象者の方々に個別にこういう事業がありますということで周知をしているところでございます。そしてまた広報等につきましても開設されたというふうなことで、広報にも掲載をさせていただきまして、事業の周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

最後に非構造部材の点検のところですが、これは文部科学省と国土交通省の合わせた予算が使えるということで、これは実際に具体例として、あるかどうか分かりませんが、基幹事業を整備するときに例えば防災公園をつくるとか、それをプラスしてもいい。それとこの非構造部材を3つ併せて予算化できるということです。こういうことがもしあれば、私もちょっといいかどうか分かりませんが、須玉支所の体育館とか解体しますよね。そういうときに跡地をどうするか。そういうことも含めて、もし今、考えているところがあれば教えていただきたいなと思いますけども。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

非構造部材につきましては、このほど特殊建築物等の定期調査がございますけれども、その中でも擁壁ですとか外壁にくっついてます空調機、それから照明器具、天井等、それらをチェックすることになっております。これらをチェックしまして危険箇所が発見できましたならば、それについて対応するわけですが、対応する場合にもその財源として社会資本整備交付金、これは主に建設部のほうの事業ですとか、そういうもののいろんなものに総合して申請することになると思いますので、関係部局と連携を図りながら対応していきたいというふうに考えております。

○14番議員（小尾直知君）

以上です。

○議長（秋山俊和君）

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

公明党の代表質問に関連質問を2項目させていただきます。

まず1つの項目といたしまして、ほくとハッピーワークについてでございますが、これにつきましては労働局とのタイアップということだと思っております。ただし、今の昨今の経済状況というのは、やはりなかなか働くところがないということの中の現実がございます。そしてどうしても生活保護を受けている若い方というのは、やはり就労意欲というものにつきまして非常に疑問な点がある場面もございます。となるとやはり就労支援という形の中で、ゆっくりと先ほど1時間くらいと言いましたが、それは2時間かけても3時間かけても、その就労支援をして自立を促すというのが、本来の私は目的というふうに考えるところでございますが、その点についていかがお考えか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

関連質問にお答えをいたします。

生活保護の受給者についての、その就労支援ということでございますけれども、市はこのハッピーハローワークに取り組む前に生活保護の方々に対しまして就労支援ということで、支援員を雇用いたしまして、その対策に取り組んでいるところでございます。やっぱり働くことによる生きる喜びというものを感じていただくということが一番だというふうに思っております。このハッピーワークにつきまして、その時間というふうなことになりますけれども、そのほかにもこういう方々に対しましては就労支援ということで、ほかの時間を使っただけの対応も、対策をとっているところでございます。そのようなことから就労へつなげるということで、支援をしっかりとしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

次に2項目めといたしまして、学校施設の非構造部材の点検についてでございますが、先ほどの答弁の中で学校現場、特に教師に判断をしてもらうという回答がございました。学校現場、教師に至っては、それは建築のプロではございませんので、その判断を教師に委ねるというのは非常に危険が伴うという考えもございます。そのへんについて、どこまで委ねるのかということだと思いますけども、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

公明党の関連質問にお答えをしたいと思います。

現在のところは教師が日々の使用の中で、ここはちょっと弱くなっているとかというふうな報告に基づいて対応しているという趣旨で答弁をさせていただきました。

今後につきましては、先ほど申し上げましたように特殊建築物の定期調査の中で専門の建築士等が調査をして、そして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時53分

平成 2 4 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

平成24年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成24年6月27日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

6番	篠原眞清君
4番	清水 進君
7番	風間利子君
2番	中山宏樹君
13番	千野秀一君
22番	渡邊陽一君
8番	坂本 静君
3番	相吉正一君
11番	保坂多枝子君
17番	坂本治年君

2. 出席議員（22人）

1番 小 須 田 稔	2番 中 山 宏 樹
3番 相 吉 正 一	4番 清 水 進
5番 野中真理子	6番 篠 原 眞 清
7番 風 間 利 子	8番 坂 本 静
9番 小 林 忠 雄	10番 中 嶋 新
11番 保坂多枝子	12番 利 根 川 昇
13番 千 野 秀 一	14番 小 尾 直 知
15番 渡 邊 英 子	16番 内 田 俊 彦
17番 坂 本 治 年	18番 秋 山 九 一
19番 中 村 隆 一	20番 清 水 壽 昌
21番 秋 山 俊 和	22番 渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	名取重幹	企画部長	比奈田善彦
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	坂本正輝	産業観光部長	石原啓史
建設部長	深沢朝男	教育長	小宮山英人
教育次長	大芝正和	会計管理者	伏見常雄
監査委員事務局長	清水春昭	農業委員会事務局長	坂本吉彦
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	中山健教
高根総合支所長	小尾善彦	長坂総合支所長	興石君夫
大泉総合支所長	浅川一彦	白州総合支所長	進藤勝
武川総合支所長	山田栄明	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	教育総務課長	岩波信司
学校教育課長	五味正		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤精二
議会書記	山内一寿
〃	小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、由井小淵沢総合支所長は一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

また報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、10人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民フォーラム、9分。次に日本共産党、15分。次に無会派の風間利子議員、15分。

次に北杜クラブ、39分。最後に明政クラブ、68分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

市民ファーム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

一般質問を行います。

再生可能エネルギーへの取り組みについて。大きくは1点につきまして、お尋ねをいたします。

東日本大震災に伴う原発事故により、日本の電力供給に大きな問題が発生するとともに将来のエネルギーとして、原発によらない電力の確保を求める声が強まってきています。国は平成21年11月より低炭素社会の実現を目指す施策として、太陽光発電余剰電力固定買い取り制度を導入し太陽光発電の普及に努めてまいりましたが、今回の事態を受け原発に代わる仕組みとして再生可能エネルギーの取り組みを進めるため、来たる7月1日から再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度をスタートさせます。この制度により、再生可能エネルギー関連産業の振興に弾みがつくとともに、雇用の創出への貢献も期待されております。

北杜市は、早い時期から市の特性である日照時間日本一や名水等の自然環境を活用した小水力や太陽光発電に積極的取り組み、市内外にアピールしてまいりました。今回の環境変化を積極的に取り込み、北杜市の財政や北杜市民の生活を潤す再生可能エネルギーとしての太陽光発電や小水力発電への取り組みについて、以下5項目について伺います。

なお、昨日の代表質問と重なる部分等もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず1番目でございます。太陽光発電装置の設置補助事業への市民の関心が高まっておりますが、過去5年間の補助金交付件数、金額の推移はどのようなものでしょうか。

2つ目でございます。小中学校以外の公の施設に設置する予定はありますか。また災害時に

備えて、指定避難所へのパネル設置や蓄電装置配備のお考えはありますでしょうか。

3つ目でございます。発電事業者や関連企業の北杜市への進出希望はありますでしょうか。また市として積極的な誘致のお考えはありますでしょうか、お尋ねをいたします。

4番目でございます。電力の地産地消への取り組みも北杜市の将来のあり方として検討の必要があると考えますが、見解を伺います。

最後に5番目でございます。隣の長野県飯田市では低炭素都市づくりの実践として、平成22年より市内160カ所を超える公共施設や事業所の屋根を活用し、地域のエネルギー会社を中心となりまして、太陽光による発電し供給する太陽光市民共同発電事業を展開しておりますが、これは北杜市でも参考になると考えますが、ご見解を伺います。

以上、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

発電事業者や関連企業の進出および誘致についてであります。

豊富な日照時間や水資源に代表される北杜市の恵まれた自然環境および、これまで取り組んでまいりました北杜サイトにおける実証研究の成果、官民パートナーシップによる共同発電事業の取り組み等により、いくつかの企業・団体から発電所の計画についてお問い合わせをいただいております。

これらの企業やエネルギー問題に積極的に取り組んでいる企業の事業進出により、北杜市の目指す環境創造都市が一層充実するとともに、雇用の創出や地元企業の活性化につながるものと考えておりますので、市としましてもこういった取り組みには積極的に協力してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住宅用太陽光発電システム設置補助についてであります。

補助金につきましては平成18年度から要綱を定め交付しておりますが、平成19年度から平成23年度までの5年間の件数および補助金の金額は平成19年度は交付件数37件、補助金額310万円。平成20年度は交付件数38件、補助金額332万5千円。平成21年度は交付件数95件、補助金額875万8千円。平成22年度は交付件数84件、補助金額831万2,500円。平成23年度決算見込みでございますが交付件数139件、補助金額1,442万2,500円となっております。

次に、公の施設への設置予定等についてであります。

以前に実施いたしました調査において、甲陵高等学校ほかいくつかの施設への設置を検討し

ておりますが、国等の助成制度の状況を注視している状況であります。また、指定避難場所等への配備につきましても同様に検討をしているところであります。

次に、電力の地産地消への取り組みについてであります。

平成23年に千葉大学ほかでまとめた、全国市町村別再生可能エネルギー供給状況によりますと北杜市の再生可能エネルギー自給率は32.6%で山梨県では早川町、忍野村に続き第3位に位置づけられております。こうした指標等を参考に、今後も再生可能エネルギーの普及促進に積極的に取り組み、自給率の数値を高めることにより地球温暖化問題、エネルギー問題の課題等に対処してまいりたいと考えております。

次に、市民共同発電事業についてであります。

太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及促進には、市民あるいは企業等による取り組みが最も重要な要素であるとの認識であります。こうした取り組みについては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助制度や官民パートナーシップによる発電事業などの施策を講じてきたところであり、今後も継続して取り組んでまいります。

市民共同発電事業については、現在のところ具体的な計画等、市には寄せられてはおりませんが、先進事例など情報の提供を図りながら、市民の皆さまとともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行わせていただきます。

今回、質問させていただく大きな考え方のもとにありますのは、北杜市が非常に自然環境に恵まれ、さらに先ほど来お話しのように日照時間を含め、この国の政策、あるいは国のニーズに応えられる大きなポテンシャルを持っている市ということで、従前、白倉市長を中心にそこへ目をつけられて、主たる部分は啓蒙も含めての取り組みが中心となっていて行われてきておりますが、こういう大震災という環境変化を受けて、啓蒙に力を入れる部分と同時に具体的に市として直接的な市への収入、あるいは市民への貢献という部分を求めるために具体的な施策を推進すべきではないかなというふうな考え方の中で質問させていただいているわけですが、特に地産地消に向けては先般、山梨県も具体的にこの県内の電力を県内の発電で賄おうという大きな構想、長期の構想を打ち出されて、それを2050年を目途に研究を進めるというふうな表明がされておりますが、言うなれば私たち北杜市もそれと同様に北杜市の資源を生かす意味合いでは、いよいよ具体的に北杜市独自のそういう検討をはじめめる必要があるのではないかなという思いを持たせていただいております。ご答弁にもございましたが、改めてそういう観点でのご見解を1点お尋ねしたいと思います。

それから、この推進することによりますメリットといたしまして、企業誘致、それから関連する企業の誘致、あるいは雇用の場の確保ということもありますし、それとともに市民の皆さんも、よりこの事業への関心を具体的に協力を得ていくという意味で長野県の飯田市の取り組みというのは非常に意味のある取り組みをされているなというふうに思いますが、いよいよ具

体的な効果を求めるという意味合いから、もう一步、北杜市でも汗をかいて具体的に市民の皆さんの協力を得る中で太陽光事業なんか特に対象になるかと思うんですが、ぜひひとつ、その設置のありようも含めて、具体的な検討を進める必要があるかと思うんですが、その2点につきましてのご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

篠原議員の再質問にお答えいたします。

最初に電力の地産地消ということでもありますけども、現在、市の施設および住宅用の太陽光発電システム以外に自然エネルギーによる発電がありまして、主なるものとしては県の企業局による水力発電や塩川発電所が出力1,100キロワット、塩川第2発電所の出力が82キロワット、大門発電所が230キロワットで、各塩川ダムとか塩川浄水場、大門ダム等で発電されております。そのほかに東京電力による水力発電所が釜無川第1発電所、第2発電所、第3発電所、小武川の第3発電所、江草発電所、津金発電所等、市内には数多くの発電施設があります。

先ほど議員が言われたように、県でも2050年ということを目標に電力自給率を100%にするという施策を講じたということが知事の所信で言われたわけなんですけど、そういった施策等も活用しながら国や県と共同でやっていかないと、この電力というものが総体で考えていかないと、小さいところで考えるというのがなかなか、スマートホーム、スマートハウスからスマートヴィレッジ、スマートシティというのが構想にはあるわけなんですけども、個々の小さいところをまとめ上げてきて大きいところへもっていくような、そういう構想もあるわけなんですけども、そういった中で取り組み、個々の取り組みから大きいほうへもっていくもの。あるいは大きい電力を使ってスマート化していくというような考え方も重要ではないかと思えますので、これらを検討していきたいと思えます。

それともう1つ、飯田等の具体的な施策ということなんですけども、民間の屋根を買い取るような方法、太田市みたいなのところも出てきたり、いろいろなパターンで今、各地で取り組みを行っておりますので、そういう先進事例を参考にしながら、市でも先進地としてトップランナーとしての位置を確保していきたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、部長の答弁のとおりだと思います。ちょっといささかお話しさせていただきたいと思いますが、いろいろな意味で篠原議員ご指摘のとおり、太陽光発電だとか水力発電等々は低炭素社会を目指してのクリーンエネルギーとして、いろいろ注目されることはたしかだと思います。そういう意味で私どももある面ではベンチャー自治体北杜市というようなお答えもしているわけなんですけども、もう1つは言うまでもなく、太陽光発電は意外にフィールド、土地を大変必要とします。水力発電は水量と落差の問題があります。なかなか適地も厳しいわけがあります。でも水力はつくることはできませんが、太陽光のほうのフィールドについては昨日も議論がたくさんありましたけども、荒廃農地の活用等々を考えたりすれば、結構ないことはない

という思いであります。ただ農地法とか、開発行為とかに対する規制もあるわけでありましてけれども、これは県や国に向かって規制の緩和見直し等々もしっかりと働きかけていきたいと思っているところであります。

それがまた即、議員ご指摘のような北杜市の新たな発展への夢にも感じます。具体的に言ってみればエネルギーの地産地消という話がありましたが、そうやることによってたしかに、例えば明野の永井原の団地にしても、土手に太陽光発電パネルを並べることによって、より消費者が安心・安全でイメージアップの消費ができるというようなことにもなるわけでありますので、永井原に限らず、そういったエネルギーの地産地消を発展的に農産物に使える消費者の安全・安心感、グレードも高まるという思いで頑張っていきたいと思っております。

今、ちょっと飯田の話がありましたが、飯田の市長は親しくもしているけども、いろいろな意味でライバルなので、こんなことをやっていることもたしかでありまして、低炭素都市づくりの実践をしている自治体であることもたしかであります。いいことは真似て、いろいろな意味で北杜市を位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

執行側の皆さんにお願いします。

答弁は、しっかりと大きな声で分かりやすくしていただくようにお願いします。

それから篠原眞清議員に申し上げます。

残りの時間は2分31秒でございますので、よろしくお願いします。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再々質問をさせていただきます。

市長から今、お考えをいただきました。私は思うんですが、思うといいますか、見解をまた求めたいんですが、北杜市が早い時期からこの北杜の資源を活用して小水力、あるいは太陽光発電に取り組んで、そのことが全国に知れ渡ったことは私たちも承知しております。今回、固定買い取り制度ということで、新エネルギーに対する、そういう産業に対するバックアップが大きく、これで進んでいくというふうに思っているわけでありましたが、北杜市のその取り組みで周知が図られて、いよいよそういう環境が出てきた状況の中で企業が、ファシリティの今回の進出なんか特にそうですね、NTT。北杜は太陽光発電の効率からいえば、日照時間が長いということで20%効率がいい。それは知れ渡っております。約20%。ということも含めて進出がされたと。ですからこの啓蒙は意味があったと思います。市が取り組んできて。

これからは国の基準、あるいは規制、あるいは国の補助のありようを見るだけではなくて、こここそ知恵を絞って、それを乗り越えて地産地消に取り組める環境にあるやと、私は北杜市のこのポテンシャルを考えればあるやと思っております。ですから、ぜひここはせっかく今までさまざまな形で、大学との協定を結んでさまざまな知恵をいただきながら、この種の事業を生かしてきている部分も含め、今度はその力をこの地産地消に向けての可能性を含めての研究、そこへ力を注いでいただくことによって、次の波及効果として関連産業を呼ぶこともできるでしょうし、雇用も発生してくる。しかも、地域の電力を賄える可能性が出てくるということですから、そういうことも含めてぜひ検討する必要があるというふうに思っております。再度、ご見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

篠原議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今、国がそういう流れの中でしっかりとした買い取り制度等も7月1日から始まるということになっておりますので、国の動向を見ながら北杜市ならではの産業として、この再生可能エネルギーのポテンシャルの高い市としての産業を研究して進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

昨日、民主党・自民党・公明党の3党は、消費税増税法案を衆議院で採決いたしました。密室で談合し、3党で合意すれば国民の反対など関係ない、国会はいらないと宣言するに等しいめっちゃくちゃなやり方ではないでしょうか。日本共産党は国会内外の運動と連動し、廃案に向けて頑張ります。

それではまず、国保問題について伺います。

私たちが取り組んでいる市民アンケートでは、税金の負担に悲鳴の声が挙がっております。なぜ国保税がこんなに高いのか。また40代の女性は、少しばかりの風邪は売薬で済ましている。医療機関に1年間受診しないのに、国保の支払いが生活を圧迫する。こうした市民の生活実態があります。国保の運営主体である市が、今こそ市民の生活に目を向けるときではないでしょうか。昨年度は国保税の引き上げ、今年度は介護保険料の引き上げがされています。今、市として住民の立場で国保税を値下げするのかが問われております。この間、福岡市、所沢市、新座市などで住民運動によって国保税が値下げされています。市民の生活破壊を食い止め、滞納の増加を防ぐためにも、これらの市では一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しなど独自の努力を行っております。また、低所得者や失業者に対する国保税の減免を拡充することが必要です。また短期保険証となっている世帯で、お金の心配で必要な医療が受けられない事態も生まれています。全国的には保険証がなく、命を落とす危険も発生しています。市として国保法第44条に基づく、窓口負担の減免制度を活用してお金がなくても医療を受けられない人を出さないために努力することが求められております。

また、年金を差し押さえられた高齢者が自殺に追い込まれたという報道が昨年、NHKで報道され、全国に衝撃を与えました。営業用の自動車を差し押さえられ、商売ができなくなった業者が一家心中（熊本県）など痛ましい事件が続発しています。生活困窮者から最後の砦を奪い取り、貧困と絶望に叩き落して自殺や餓死にまで追い込む。こんなことはどんな理由があっても許せません。まして行政機関が行うことは言語道断です。

市民生活を守るため、緊急に実施する課題として1. 国保税の1世帯1万円の引き下げの実施についての考えは。2. 国保法44条の実施は。3. 国保税の取り立てについて、強制的な預金の差し押さえになってないか。4. 前年収入が大幅に下がった世帯の減免の実施を行っていく考えは。以上、見解を求めます。

次に介護保険について、伺います。

認知症の高齢者でも介護保険の利用を断られるケースがあります。事例1. 同居の母が昨年より認知症が進み、保健師の方に3回訪問していただいたが、排泄と入浴が自分でできる。こうしたことでデイサービスの対応ではない。介護予防の範囲とされた。事例2. 90歳を過ぎたおじいちゃんの介護サービスを受けようと相談したら、今まで家族で看ているのでもう少し頑張ったら介護慰労金がもらえますよと断られた。市で起きている事例です。介護保険は本人家族が申請する権利があります。相談だけの受け付けは北杜市ルールです。改善を求めます。

介護の社会化といって創設された介護保険制度ですが、改定のたびに必要とするサービスが利用できなくなっており、市民の不安の声が挙がっています。70代の男性は妻は三度脳梗塞で倒れ、97歳の母はほとんど寝たきりの状態であり、毎日の介護を行っている。母だけでも施設にと考えているが、料金が高すぎて入所できずに自分で介護している。そしてサービスを利用している方は、母の年金だけでは介護利用料だけで年金はなくなってしまいます。介護認定が上がり、限度額まで利用するとサービス料も高くなり大変でした。また要介護の家族を抱えている家族の方は、この先の生活すべてに不安を感じます。こうした実態を多く聞きます。

介護保険でヘルパーが訪問して行う買い物や調理、清掃、洗濯などの生活援助の時間の短縮があります。30分以上60分未満、そして60分以上だった区分を20分以上45分未満、45分以上などに短縮し、報酬単価を引き下げています。生活援助はヘルパーさんが一緒に調理することなどで、利用者の自立支援と要介護度の悪化防止の効果がある重要なサービスです。それを限られた財源、お世話型からの脱却（厚生労働省）など、こうした言い分で制限することは利用者置き去りの乱暴なやり方です。批判の高まりの中で、厚生労働省は従来時間の提供は可能という見解を3月11日に出しております。以下、4点について伺います。

1. 介護保険サービスの利用申請は、希望する全員に申し込みを受け付けていますか。
2. 介護保険料の負担区分があまりにも大雑把である。収入に応じて、もっと細分化した負担区分にしてほしいとの声があります。細分化を行っていく考えはありますか。
3. 認知症の判定はコンピューター判定では、軽度になるとの見解があります。実態に即した認定を行っていますか。
4. 家事援助時間は、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきであることは従前のとおりとなっております。市の対応もそのとおりになっておりますか。

次に子育て子ども支援に関係して3点、伺います。

第1に、中学3年生までの医療費助成についてであります。

子どもの医療費無料化制度は、厚生労働省が提出した資料2011年4月によれば現在、全国すべての自治体で実施され、入院では中学卒業までの無料化が過半数、51.6%となっております。小学校卒業20.8%、就学前まで19.7%と続いています。通院を無料化しているのは中学卒業までが655自治体、37.5%で就学前までの622自治体、35.6%を上回っております。3月議会での市長答弁、小学3年生までが全国平均とは違います。早期に中学3年生までの医療費助成を実施すべきではないか、見解を求めます。

次に国の子ども・子育て新システムは反対表明を求めることについて、お伺いをいたします。

子ども・子育て新システムは待機児童の解消策にはならず、自治体の公的保育の実施責任を放棄し、保育が介護保険のように保護者は保育の必要度について市町村から認定を受け、入所するには保育所と直接契約を結ぶことになります。保育の市場化であります。株式会社をはじめ多様な事業者の参入を認め、株式配当も認めています。このように問題の多い子育て新システムに反対すべきと考えますが、見解を伺います。

また、保護者は市内保育園で安心と保育の質の向上を求めています。市内保育園で働く職員と臨時職員の構成はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

最後に大泉給食センターの存続を行うことについて、見解を求めます。

せっかくおいしい給食を子どもたちが食べているのに、わざわざ給食センターをつくって冷凍食品が多くなり、食べ残しも多くなっている。ドライでなければいけないのなら給食室の床の工事だけすれば済むことだと思う。ランチルームより給食センターを残してほしい。市民アンケートに寄せられている声であります。生産者の顔が分かり、子どもたちが楽しくおいしく食べ、感謝の気持ちを育てる伝統があります。大泉給食センターの存続を行うこと、見解を求めます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員のご質問にお答えいたします。

国保税1世帯1万円の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。そのうちの国保税の引き下げについてであります。

私たちは、いつどんなとき病気やケガに襲われるか分かりません。そのようなとき、加入者が安心して医療を受けられるために所得等に応じてお金を出し合い、加入者みんなで助け合う相互扶助を目的とした保険制度が国民健康保険であります。加入者の皆さんに納めていただいた保険税が重要な財源となっております。医療費の高騰により厳しい財政状況であるため、現状では税の引き下げは難しいと考えております。

次に子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

中学3年生までの医療費助成についてであります。

現在、市では平成27年度からの交付税の段階的な縮減に備え、徹底した歳入歳出の見直しを行うとともに財政健全化への取り組みを進めているところであり、医療費無料化の拡大については、大きな恒久財源の確保が必要になることから、交付税縮減後においても健全な財政運営の持続が可能かどうかの検討を慎重に行う必要があります。

3月議会での中学3年生までの医療費助成の改善を求める請願の採択に当たっても、実現への取り組みは慎重に対応すべきとの考えが示されており、市としても保育料の第2子以降無料化など、特色ある子育て支援事業をさまざまな方面からバランスよく実施しながら、財政への影響も含め、引き続き慎重に検討してまいりたいと思います。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

4番、清水進議員のご質問にお答えをします。

泉小学校学校給食調理場の存続についてであります。

平成15年3月に文部科学省の学校給食衛生管理の基準が改訂され、O-157など食中毒への対応として学校給食における衛生管理の徹底を図るため、学校給食施設のドライシステム化の推進や汚染作業区域・非汚染作業区域を明確にすることなどが示されたことから、ドライシステム施設である長坂学校給食センターを除く、施設のドライシステム化が課題となっております。

このことから平成19年2月に北杜市学校給食センター整備検討委員会を設置し、小中学校の学校給食施設の適正配置等に関して検討していただき、同年5月に老朽化の著しい高根学校給食センターおよび須玉小学校、須玉中学校の各調理場を一次統合と位置づけ仮称、北杜市学校給食センターとして建設し、明野・武川・小淵沢の各給食センターおよび白州・大泉の各小中学校の調理場は可能な限り使用することとし、大規模な改修等が必要になった場合に限り、順次仮称、北杜市学校給食センターおよび長坂学校給食センターに統合することが望ましいとの答申をいただきました。この答申を受け、平成21年3月に北杜南学校給食センターを建設し、須玉小中学校、高根地区の小中学校へ給食の提供を開始しました。

また明野学校給食センター、白州小学校調理場、白州中学校調理場は施設の老朽化等で大規模な改修等が必要になったことから、本年4月から明野小中学校は北杜南学校給食センターから、白州小中学校は北杜北学校給食センターから給食の提供を行っております。

泉小学校学校給食調理場につきましては耐震診断の結果、耐震性が低く早急な対応が必要となりましたので、整備検討委員会の答申およびこれまでの経過を踏まえ、平成25年度より泉小学校の学校給食を、衛生管理をはじめアレルギー除去食への対応可能な北杜北学校給食センターから提供することとしました。

今後も栄養士、調理員と子どもたちの交流を継続するとともに施設見学会や親子給食試食会を実施し、保護者への理解を深め、より安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

4番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

国保税1世帯1万円の引き下げについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国民健康保険法第44条の実施についてであります。

医療機関の窓口で支払う患者一部負担金の減額・免除および徴収猶予の実施については、県内他市の状況も考慮しながら検討してまいります。

次に、国保税の取り立てについてであります。

収納課では、市税および国保税の滞納者には督促状・催告書で納税を促し、併せて広報などにより納期限までに納められない場合は相談に来ていただくよう積極的に周知し、納税相談に応じております。反面、再三の通知にもまったく反応がなく、納めることができる経済状況に

もかわらず、納付に応じない滞納者に対しては財産を差し押さえる滞納処分を執行しているところであります。

次に減免の実施についてですが、前年の収入が下がって一定の所得以下に該当する世帯については、保険税を軽減する措置が講じられております。

次に介護保険料・サービスについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護保険の申請についてであります。

市では介護保険に関わる相談を地域包括支援センターで受けており、適切な認定調査の時期や介護保険サービスの説明、介護予防事業等の紹介も行っております。その上で介護保険の申請を希望される方は、申請の受付を行っております。

次に、介護保険料の負担区分の細分化についてであります。

第5期介護保険事業計画では介護保険料の所得段階は7段階となっており、計画期間中の負担区分の見直しは、制度上できないこととなっております。しかしながら、低所得者の保険料は基準額の50%に設定されており、サービス利用料についても高額介護サービス費、食事、居住費の負担限度額制度等により、負担がかかり過ぎない仕組みとなっております。

次に、介護認定についてであります。

介護認定は、コンピューターによる一次判定をした上で、実態に即するために調査員が対象者の状況を記載した特記事項と医師の意見書をもとに、専門家による審査会で二次判定を行っております。

次に、家事援助時間の対応についてであります。

介護保険サービスの提供は利用者の心身の状況、生活環境や家庭の状況を踏まえ適切なケアマネジメントに基づきサービスが提供されるものであり、市でも同様の対応をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

4番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

次に子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

次に子ども・子育て新システムについてであります。

現在、国で検討している子ども・子育て新システムは国会での審議が混沌としていることから、6月に予定されていた県の子ども・子育て新システムの説明会も中止とされたところであります。このため、市においては国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、公立保育園で働く職員と臨時職員の構成についてであります。

本年6月1日現在では保育士76名、臨時保育士85名、計161名、調理員6名、臨時調理員28名、計34名となっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4 番議員（清水進君）

最初に学校給食について、お伺いをします。

平成21年4月1日、改正施行された学校給食法では法の目的では従来の学校給食の普及および充実に加えて学校における食育の推進を新たに規定し、目標では1. 適切な栄養の摂取による健康の保持・増進を図ること。2. 日常生活における食についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食生活を養うことなど7つの項目に整理されています。

平成20年1月の中央教育審議会答申において、栄養教諭が学校における食育の推進の要であることを明記した上で学校長など、管理職についても栄養教諭を中心とする食に関する指導の全体計画の策定と指導をし、校内体制を整備して学校給食活動全体で積極的な取り組みが行われるよう明記しています。

以上のように法改正によって食育の推進の明確な位置づけがされており、市内2カ所のセンター化と固定化するのではなく、それぞれ今、学校にある給食センターを存続させることが法の目的、目標に沿っているのではないかと、こうした考えに立つことはできないか見解を求めます。

次に子ども・子育て新システムについてであります。

民主・自民・公明の3党合意で修正した子ども・子育て新システムは、市が認定した保育必要時間を超えた分は、市が助成を行わなければ全部自己負担となります。パートの人は3時間しか利用できない。それを超えた分は自己負担となってしまいます。子どもを短時間利用する人、長時間利用する、こうして区分で分けてしまうと運動会や遠足など、みんなで行う行事の開催が難しくなります。保育に欠ける子どもすべてに市町村が責任を持って保育する仕組みもなくなってしまいます。また企業参入への道が開かれており、問題のあるシステムであります。保育の内容の充実であり、反対を再度、確認をお願いいたします。

保育内容という点で正職員、臨時職員、同じ研修が受けられているのか、そのことも合わせてお伺いいたします。

そして3点目として、子どもの医療費助成についてお伺いをいたします。

市長宛ての署名は求める会で行った7月24日、市長面談時に累計で6,500名を超えて提出され、現在も署名は続けられています。7千名だと人口比では14%に該当しています。開業医の先生方も賛同しています。23年度補正予算では4億円を調査建設基金に積み増ししています。今、必要なことは子どもは地域の宝、若い世代への子育て支援を行い、市民生活を活性化させることではないか。早期の実現の考えを再度、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

清水進議員の再質問にお答えをしたいと思います。

給食センターの栄養教育のことでございますけれども、給食センターにつきましては、ある一定の規模のもとにやっぱり地産地消の推進ですとか、食育の教育を行っていくことが必要であるというふうに考えております。

先ほども答弁で申し上げましたけれども、アレルギー除去食への対応ですとか栄養士、調理員

と子どもの交流、また生産者の交流も現在行っておりますので、泉小学校につきましてもそういった形で継続をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

最初に子ども・子育て新システムについてのご質問でございます。

保育の実施につきましては、働く方々が安心して働けるように保育の実施につきましては、市といたしましてしっかりと取り組んでいく考えでございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

2点目でございます。臨時職員の研修についてでございますけれども、従前より研修はしっかりと取り組んでいるところでございますけれども、なお一層、充実プランにもございます保育の充実、保育士の資質の向上ということに向けまして、一層、研修に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

3点目でございます。医療費の助成、中学3年生までの拡大ということでございますけれども、やはり恒久的な財源を必要とするものでございます。慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

次に介護保険について、お伺いをいたします。

制度ではまず申請を受け付ける、このことが主であり、相談を何回も繰り返すことではありません。

○議長（秋山俊和君）

3分を切りました。

○4番議員（清水進君）

申請を受け付けなければサービス利用を行った場合、全額自己負担となります。介護保険であれば、これは1割の負担で済みます。この違いは大きい。結局、今まで私がかかっている状況では、介護保険を利用できなくさせることがこの相談の目的ではないでしょうか。再度、すべての方が早期に介護保険が利用できるように改善を求めて、お伺いをいたします。

次に国保税です。昨年度、北杜市の隣、長野県南牧村では一般会計から国保会計へ2千万円の繰り入れを行い、50代、40代の夫婦と子ども2人の世帯、標準課税所得300万円、固定資産税5万円の場合、前年度より11万3000円の国保税の減額を行っています。やはり今、高すぎる国保税、こうした認識があるのかどうか。そしてこれを引き下げるのが市の姿勢ではないか、そのことを再度お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

4番、清水進議員の再質問にお答えをいたします。2点ほど伺いました。

介護保険のサービスについて、利用できなくなるための申請ではなかろうかというようなご意見でございますけども、先ほどの答弁のとおり地域包括支援センターで適切な対応をしております。また、その申請時においても希望する場合は申請を受け付けるということで、丁寧な対応をしているところでございます。

次に国保税の一般会計からの繰り入れ等によって、税を下げたらどうかという内容でございますけども、これも先ほどの答弁のとおりでございます。相互に市民が税を出し合って、適切な保険運営をするための国民健康保険でございます。この基準は、これからも堅持したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最後になりますので、子どもの医療費について伺います。

合併時の市民への約束は福祉ではサービスは高く負担は低く、こうした原則があります。しかし合併して以降、国保税、介護保険料などが引き上げられております。そして昨日の答弁でもありましたけども、庁舎基金を積み立てていく、このことが市民への約束ではなかったはずです。病気は早期発見・早期治療することが医療費も保険の負担も将来、低く抑えていくことができます。重くなればそれだけ大変であります。中3までの医療費助成こそ早期に実施して、将来にわたってやはり保険財政も軽減する、このことが必要ではないでしょうか。改めて、その見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

再々質問にお答えをいたします。

中学3年生までの医療費無料化ということでございますけれども、子どもたちの予防というものにもしっかりと取り組んでいくことも必要かと思えます。それから子どもの命、大切でございます。財政的な面もございます。しっかりと検討をいたしまして、対応をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番議員、清水進君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

本日は、2件について質問させていただきます。

まず最初に、防災に備えて河川整備を。

竜巻・地震・台風などの大雨により各地で経験したことのない災害が報道されており、どこ
の自治体でも早急な防災整備が進められております。3月議会でも防災時の避難所について質
問させていただきました武川の国道20号線に関わる小武川、黒沢川はともに1級河川であり、
小武川は34年の災害で下流の8戸が流失し、一家母子3名が犠牲になりました。あれから
53年、今では堤防や河川内には草木が繁茂し、添付の写真のとおり川幅も狭く、集中豪雨の
際は災害の発生が心配されております。

また黒沢川も昨年9月の台風15号では、西山に降った雨は一気に黒沢川に流れ込み、川幅
の狭い黒沢川の水位は瞬く間に増水し、危険水位に達しました。その濁流は、堤防を越さんば
かりの勢いで幸い大事には至りませんでした。川底の整備の必要さを痛切に感じました。

白州・武川での土石流危険箇所は39カ所、崖崩れ箇所22カ所あります。一度、現地の確
認の上、県に整備のお願いをしていただきたく質問いたします。

樹木・雑草の茂った小武川の整備について。

黒沢川の川底の整備について。

続きまして武川高齢者活動センターについて、質問させていただきます。

このような質問をすることはなんとなくためらいを感じ寂しくも思いますが、市民より要望
がありましたので質問させていただきます。

日ごろ、高齢者が健康維持のために楽しみに利用している武川高齢者活動センターのふれあ
いの場を見学に行きました。以前は保健センターで行われていたのですが、昨年支所移転のた
めの工事により、6月よりこちらに活動の場が移されました。この活動センターは毎週金曜日
に白州・武川のお年寄りがふれあいの場として、また琴の皆さんが練習の場として、さらに陶
芸の方たちも利用しているところです。

私が3月、見学に行きました折にはエアコンが故障しているため、石油ストーブを使ってお
りました。またトイレも58年建設のもので非常に狭く、両端の2つだけが洋式の仮設便座が
付けてあり、冷たいということで1カ所の便座には毛糸で編んだカバーが掛けてありました。
狭くて戸が閉まらないために、片方は掃除の道具入れの境が外してあり、片方は戸の代わりに
白い布が吊ってありました。

自分の健康は自分で守り、介護保険の厄介にはならないとの思いから、ふれあい隊の皆さん
の指導のもと一生懸命頑張っており、非常に感動いたしました。

今回、質問するのもどうかと思い、エアコンとトイレの修理について支所長にもお願いし、また担当職員にも直接お話をお聞きしたのですが、ともに財源が厳しくての返事でした。トイレの修理も職員がなされたようですが、場所がトイレだけにプライバシーの保護のためにも一刻も早い修理をお願いしたいと思います。

私は明野、長坂、小淵沢の活動センターも見学させていただきましたが、ホールが床暖房、トイレの便座は暖房になっておりました。これらのことから白州、武川は上の段に比べ冷遇されているという市民の声も耳にしますが、これは私の思い過ごしでしょうか。利用状況を見ても12月、2月が利用者も減っております。北杜市では昨年、使用電力を目標以上に削減し、今年は数値目標は設定しないようですが、これから夏に向かい、今回は特に暑いとも報道されています。エアコンの故障については、すぐにでも使用できるよう手配をしていただきたいと思います。このような状況でも、財政が厳しいからと我慢しなければならないでしょうか。できないのであれば、もとの保健センターに戻すとか、しっかり予算づけをして修理をしていただきたいと思います。以上、答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

防災に備えた河川整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、一級河川小武川についてであります。

昭和34年の台風7号および台風15号、伊勢湾台風であります。により発生しました災害では、大武川の氾濫により武川町地域は甚大な被害を受けました。犠牲になられた方々のことを思うと二度とこのような悲劇が起きないように、日ごろからの備えの重要性を感じているところでございます。一級河川小武川につきましては、現在の施設は昭和34年の災害直後に河川管理者である山梨県により整備されたものであり、施設の老朽化や河川内の樹木繁茂による流下阻害などが課題となっております。このため、国土交通省の富士川砂防事務所において、これまでに上流域の砂防堰堤等の整備が進められてきました。

国道20号線上下流域の区間においては国で治水安全度の向上を図るため、床固工10基の改築および3基の新設を行う床固群計画があり、本年度より工事着手する旨の説明を受けております。また樹木・雑木の伐採に関しましては、関係機関に強く要望してまいりたいと思います。

次に、一級河川黒沢川についてであります。

黒沢川の区間につきましてはホタルの生息地であり、河川環境への配慮も必要と考えております。毎年、地元の地域より川底への堆積土砂の浚渫について要望が出されておりますので、河川管理者である県に対し、河川環境と防災対策を考慮した整備について強く要望してまいりたいと思います。

風間議員も防災に力を入れてまいりましたが、私も34年災を忘れないでしっかりと防災対策をしてまいりたいと思います。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

武川高齢者活動センターについてであります。

この施設は、高齢者の積み重ねてきた技術と豊富な経験の伝承活動を通して生きがい育て、学習と交流の憩いの場を提供することを目的として、昭和58年に設置されたものです。現在は、主に介護予防事業であるふれあい広場のために毎週1回利用されており、高齢者の方々が体操や交流などの機会を持っています。そのような中、武川高齢者活動センターの老朽化や応急措置のために、利用者の皆さまにご不便をおかけしていることについては申し訳なく思います。

エアコンにつきましては現在、全館で故障しており、大規模な修理を要すると考えられます。第2次行政改革アクションプランにおいて、施設の整理統合の検討が明記されていることも踏まえれば、エアコンの修理については考えておりません。一方、トイレのドアにつきましては施設を利用される方が不快に感じることはないよう、修繕を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

黒沢川には5カ所に水田の用水として取り入れ口がありますが、川底が上がっているために増水するたびに水路が詰まり、水田に水が入らない。事業者の皆さんは苦慮しており、資金を出し合って重機をお願いしたり、石積みや土留めなどを行っているようです。以前は河床整備について、区として3回ほど陳情書を市のほうへ出しているようですが、平成22年には県の河川課より視察に来られましたが、土を出す場所がないということでした。今年度もまた陳情書を出されたようですが、一度現地を見て、河床整備と農業用水の整備をぜひお願いしたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

風間利子議員の再質問にお答えをいたします。

黒沢川の取り入れ口、5カ所あるその個所において土砂が堆積して水の取り入れができないという、このことについてはたしかにこれまで何度も、その河川について要望も受けております。その都度、私どもも強く県のほうに要望しておるわけではありますが、なかなか先ほど風間議員がおっしゃったようなことで、工事がはかどらないという現実もたしかにございます。しかし、市としてさらにことさら強く、また要望してまいりますのでご理解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7 番議員（風間利子君）

もう一度、河川についてですが、これは昨年なんですけど、9月15日の台風のあと宮脇の95歳のおばあちゃんが黒沢の濁流を見て34年の災害を思い出して、一晩、すぐ近くの方なんですけど眠られなくなって、翌日、一人で老人車を押して支所長さんのところへ行ったそうです。支所長さんは心から話を聞いてくださって、そのときには洪水を防ぐには川底を掘るとか、川の流れをよくするため川に繁茂している木を取るとか、よく知っていて、市長さんに武川に下ってきて、黒沢の現状を見て対処を講じてほしい。口先ではなく、ぜひ実践してほしいと懇願してきたという話も直接聞きました。たぶん市長さんには報告がいていると思いますのでいろいろ事情はあると思いますが、ぜひ整備のほうをお願いしたいと思います。

それから武川の活動センターについてですが、今、原部長はエアコンの修理は考えていないということなんですけど、どのようなことで、やっぱり資金がないから考えていないということで、考えていない理由を教えてくださいたいんです。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

再質問にお答えをいたします。

黒沢川の浚渫につきましては、本当に私ども口先だけでという、決してそんなつもりはございません。その都度、強く要望しておるわけなんですけども、引き続き重ねて要望をしましてまいりますのでよろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

再質問にお答えをいたします。

アクションプランには整理統合というふうな明記がございますけれども、もう一度、実態を見まして対応を考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7 番議員（風間利子君）

最後の質問なんですけど、去年の6月に支所移転のためにそこを空けなければならなかったんですけど、1年経った今もそういう形、これから夏に向かって本当に今年は暑いというのに、エアコンも付けると消えてしまうらしいんですよ。なんとかして、そこは市長さん、ぜひ修理のほうを積極的をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

原部長の基本的には答弁のとおりでありますけども、よく実態を見て、トイレのほうは先ほ

どの答弁のとおりであります。エアコンにつきましても実態を見て、今日のことでありますから、エアコンがないのもという率直な思いはしますので、実態を見て対応していきたいと思います。

○7番議員（風間利子君）

以上で終わります。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

地下水保全管理について、質問いたします。

北杜市は八ヶ岳や甲斐駒ヶ岳、瑞牆山など全国有数の山々に囲まれて、豊かな森林からは清涼な空気と全国でも1、2を争う素晴らしい水に恵まれています。私たちの身近にある水は生きる者の命を守り、里山を形成し、そして文化をつくります。本市では水道水源の約6割を地下水、湧水に依存しており、地域の共有財産である地下水を保全し、管理することは非常に重大であります。

今までは、地下水は土地所有者に含まれると考えられてきましたが、最近はみんなのものという考えが強くなってきました。水循環の過程の中で、おいしく良質な地下水をもっと生活用水として大切に利用すべきであり、地下水の水源、水質などの優れた利点は地域の合意のもとに工業用水としても高度に活用されるべきであります。昔から伝えられてきた地下水を子々孫々の代に至るまで飲用できるよう環境を保全管理し、利用していかなくってはなりません。

地下水は地下にあって、目で見えることはできません。地下水の流れや流れている量を知るためには、その地域の雨の降り方、透水性など地下を構成する地層の性質、地下水面の高さ、地下水の湧出量等を調べ、水収支を明らかにする必要があります。地下水を利用し、保全していくためには水収支調査が基本的で、重要な役割を果たします。地下水は誰のものか。表流水は河川法、森林法、水利権等でこと細かに位置づけられていますが、地下水は今のところ掘った人のものということのようですが、地下水も地下を流れている川でございます。その場所で留まっている水ではありません。また地下は、どこまで所有権が及ぶのかという問題もあります。数百メートルとするならば、地下鉄もトンネルもできなくなってしまう。土地所有者に含まれるという考えは大きな矛盾を抱えているといえます。

地下を流動する地下水は市民共有の財産で、市民の理解のもとに利用しなければならないと考えます。世界の水事情の現状を見るとおおむねヨーロッパ諸国は公水扱い、アメリカは私水としていますが、アメリカは広大な面積でありますから比較するのは無理があります。地下水は公水か私水か、見解をお伺いいたします。

次に企業における地下水利用の実態について、お伺いします。

企業は、その活動範囲において地下水を大量に使用しています。食品工業はその製品を作る過程で、精密工業は製品の洗浄として、もちろんミネラルウォーターとしてボトル詰めして直接売っている飲料メーカーもあります。矢野経済研究所が発表した2011年度のミネラルウォーター市場調査では健康志向、安全志向の高まりから前年対比114.5%と大幅に伸び、

金額は2, 450億円という調査結果が発表されております。本年度はもっと伸びているのではないかと感じております。日本人は水と空気と安全はタダだと思っているようですが、東京をはじめ関東地方では東日本大震災以降、水道水離れが続いていて、飲み水や料理にミネラルウォーターを使用して、その需要が増大しております。増大する需要に供給はついていけるでしょうか。実態について、把握しているか伺います。

市では観測井戸を設置し、水位の観測をしていますが、その観測体制は増大する需要に十分できているのでしょうか。観測体制に万全を期さなければなりません。監視システムについて、伺います。

次に、取水規制であります。

水位に異常が出た場合、その異常が一時的なものか、どんどん悪化するものなのか判断が難しいと思います。当然、専門家の意見を聞きながら判断することと思われませんが、取水規制の検討について伺います。

次に水源林をどう守るかでございますが、もちろん公有地として整備できれば一番いいと思います。それも視野に入れつつ、新たな開発規制をかける考えはございますか。国土交通省の調査によると一昨年1年間の外国資本による森林買収は157ヘクタールで、このうち半分以上が中国資本によるものだそうです。でも、これは表に出ている数字で実際の買収は、この数倍もあるという見方があります。日本の企業を買収する、あるいは資本参加する。ダミー会社による買収、ひょっとすると北杜市でも考えられます。今年の4月に森林法の改正により届け出制となりましたが、買われてからではどうすることもできません。現在、ほかの自治体では水源池を守る動きが出てきております。法の不備について外国資本が森林を買収し、地下水を汲み上げ放題する。今のところ、これが可能になっております。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

地下水保全管理について、いくつかご質問をいただいております。

地下水監視システムについてであります。

現在、北杜市には白州町地内に白州町地下水保全利用対策協議会所有のもの4カ所、大泉町地内に山梨県所有のもの1カ所、合計5カ所に地下水位の観測井戸があります。白州町地内ににつきましては平成11年から平成14年にかけて観測井戸を設置し、以来、地下水位の観測を続けております。また地下水保全のためのデータ収集を図るため、さらに同地内に2カ所の観測井戸を計画し、観測体制の充実を図ってまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

地下水保全管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地下水は公水か私水かについてであります。

法的には土地の所有権について民法第207条で法令の制限内において、その土地の上下に及ぶとしており、地下水は私的財産とされておりました。一方、地下水は流動し公共財産的性格もあることから、近年では公水として考える社会的背景が形成されてきておりますが、現時点では定まった、統一された考え方は示されておられません。

次に、地下水利用の実態についてであります。

旧町村の井戸台帳、平成22年度に実施した地下水観測井戸設置計画策定業務委託報告書等で、おおむね地下水を利用している企業は把握しておりますが、取水量については把握しておりません。しかし白州町内にある食品・飲料業の4企業につきましては毎年、年間取水量の実績を提出していただいております。

今後は総合計画にもあります地下水利用の適正化に向けて、白州町地下水保全利用対策協議会と連携を図り、地下水保全ネットワークを拡大し、取水量等の把握に努めてまいります。

次に、取水規制の検討についてであります。

取水規制につきましては現在、地下水位の低下、公共用の水道水源および個人の井戸等に異常の報告がありませんので、規制の検討はしておりません。しかしながら、水道水源等に異常の報告があった場合は条例、協定等に照らし指導または勧告をしてまいります。

次に水源林を公有地、または開発規制をかける考えはないかということのご質問であります。

水源林の公有地化につきましては広大な面積となり、財政的に非常に難しい課題であります。また開発規制につきましては、森林法の改正により本年4月から森林の土地を取得した場合、市に届け出が必要になったことと併せ、今後の国・県等の動向にも注視し、これらと併せ検討してまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

それでは、何点か再質問させていただきます。

公水か私水かの議論は国の法律の中で位置づけられるものですが、なかなか国が決められないので地方自治体が苦勞しているというところだと思います。また取水量を把握していないという今、ご答弁がありましたけども、大きな問題だと思います。これはぜひ、調査していただきたい。

1つ目の質問として、水需要の急増に対し供給のほうは気象変動が激しくなっていて、カラカラ天気が続いたと思ったら、急に豪雨となる気候が顕著となってきました。豪雨ですとほとんどが水涵養に向かわず、地表を流れて川にいつてしまいます。こういうことが何年も続くと地下水の水位は低下していくものと思われます。地下水の監視で異常が出た場合、取水規制を指導、または勧告という答弁でございしますが、もっと強い権限が必要と思われますが、いかがでしょうか。また、従わなかった場合の罰則規定は考えておりますか。水位の観測は地震予知の1つとして研究されている機関もありますので、情報の提供をする考えはございますか。

2つ目として、環境保全基金にご協力いただけない企業への対応はどういたしますか。地域

の貴重な財産という考えでいくと応分の負担をお願いするようになりますけども、寄附金という性格上、難しいとは思いますが、取り組みをお伺いいたします。

3つ目として、本年4月施行の森林法では事後の届け出です。買ったあとの届け出制となっております。売買が済んでからでは、どうすることもできません。売買を解除する法律などございません。事前の届け出制を求める考えはございますでしょうか。最近、他の県市町で条例として公布されているところもございます。この背景には、外国資本による水源を狙っているということがあるようでございます。

それから水源林の保有化では、環境保全基金で少しずつ買うとか、今年から県の森林環境税が導入されましたので、県で購入するよう市から要望するということはいかがでしょうか。

5つ目として、長坂町には地下水資源の重要な地域の規制があり、大泉町も大湧水周辺が対象となっております。ほかの町においても同様な規制が必要と思われますが、いかがでしょうか。地下資源の保全をしっかりとやっていただきたいと思います。

また公共用水道水源の採取地は水源から半径250メートル、湧水は半径500メートルを規制していますが、面積を拡大する考えはございますか。

以上、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中山宏樹議員の再質問にお答えをいたします。

全体で5点ですけども、1点目の地下水の監視データを地震予知の機関に情報提供する考えはあるかというようなご質問、それと合わせて地下水採取に関して罰則規定等をもっと強化するというふうな考えはあるかということでございます。

罰則規定に関しましては、先ほど申し上げましたように公水か私水かといった議論が煮詰まらない段階では、不用意に罰則規定というところまではなかなか踏み込めないというのが実態というふうに考えております。

それから、地下水監視データを地震予知の機関に情報提供する考えはあるかのご質問に関しましては、地下水監視データを他の研究材料として活用したいといった要請があれば、白州町の地下水保全利用対策協議会と協議しながら、情報提供について検討してまいりたいと考えております。

それから5点目の長坂町、大泉町に地下水採取の規制地域があるが、他の町でも規制する考えはあるかのご質問であります。

長坂町、大泉町以外においても貴重な湧水地域につきましては、北杜市地下水採取の適正化に関する条例の中で、地下水資源の重要な地域として位置づけ、湧水から500メートル以内の地域を規制しております。

次に現在、公共用水路水源から半径250メートルの範囲を規制しているが、面積を拡大する考えはないかと。また湧水において拡大する考えについて、市はどう考えているかというご質問でありますけども、規制範囲の拡大につきましては、合理的で正当な理由が必要になること。またすでに所有されている土地の取り扱い等があることから、現時点では拡大する考えはありませんが、昨今の情勢に鑑みますと今後、検討すべき課題であると考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が。あと森林法で買った・・・白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど協力金の話がありました。協力金は議員ご指摘のとおり、あくまでも協力であり、寄附金であります。私どもは豊かな自然を、水源池を守るためにできるだけ協力してほしいという思いはありますけども、強制というか等々もできないことは確かな中で善意に期待したいと思っております。

もう1つ、森林環境ですね、どうやって守っていくかということでもありますけども、分かりやすく言えば大量に買われて乱開発等々をされても困るではないかというご指摘でありますけども、まったく私もそう思います。ふるさとを守るというのはどういうものかということを考えたときに、中山議員と同じ思いで、これから対応しなければならないと思っております。

例えて言えば、事前の届け出だけで結果を見ていていいのかということもあろうかと思えます。先進事例もあろうかと思えますので、北杜市としても森林をはじめ、ふるさとをいろいろな意味で守っていくにはどうしたらいいかという問題を国の規制に頼るだけではなくて、私どもみずからもそんな思いで、どうしたら守れるかということを考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました・・・石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

私のほうから2点、お答えをさせていただきたいと思えます。

まず、森林法にかかる事前届け出制の市での条例化についてでございます。

先ほどお話がありました他県の事例でございますが、現在、都道府県レベルでは3件あると承知しておりまして、水源地域の保全条例というものの一例を見ますと、届け出の対象となります水源地域は、これは県が指定するというふうな概念になっております。したがって、指定にあたりましては広域的な視点ではないかと考えている次第でございます。よって森林法が改正されて施行後まもないことから今後、他県ですとか、それから市内での届け出状況を注視して対応してまいりたいと思えます。

次に、水源林の広域化についてでございます。

ちょっと森林環境税を活用するというお話でございますけども、森林環境税の導入にあたりまして県民から幅広く協力を得て森林の持つ多様な広域的機能を維持・増進するために、まず荒廃した民有林や里山の再生等を目的として、そのために資する事業を計画されておるところでございますけども、使途につきましては、たしか税制懇話会の報告に基づきまして、県下で地域に分かれまして意見交換会等が行われました。それを踏まえて、使途が定められておるといふふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2 番議員（中山宏樹君）

それでは水源林の規制でございますが、公共用水道、水源の採取地から半径約250メートル、湧水は500メートル、これが規制となっているところでございますけども、今のお答えですと合理的で正当な理由がないと拡大は難しいという説明でございましたが、半径250メートルというと本当にすぐ目の先、それで果たして水源林としてどの程度の効果があるか、そのへんをちょっと検証しなければいけないかなと思います。

それから建物規制など、やっぱり水源林の上に建物を建てられるというのは非常に迷惑といえますか、そういう話になってきますので、建物規制ぐらいはしていただきたいと思いますが、その考えはいかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中山宏樹議員の再々質問にお答えをいたします。

水源林の規制範囲といいますか、水道水源のその周辺の、これは範囲を定めた条例でありまして、その中に250メートル、500メートルというものがあって、この距離をもっと延ばすことはできないのかと、半径ですね。そもそも、この250メートルというのも旧、合併前の数字を現在、使っておるわけでありまして、これが近いのか、少し近すぎるのか、あるいは広すぎるのかといった理論につきましては、なかなか答えは難しいものだと思います。ただ、たしかに議員がおっしゃるように、その250が適当なのか、500メートルが適当なのか、さらに1キロぐらいが適当なのかといった部分については、これから検証をしてみたいというふうに考えております。

それから水道水源に限って申しますと、その水道水源の上流域へ建物なんか建設されるというものについて、規制はできないかというふうなお話でございます。これは水道水源の現状の条例の中で、規制は当然、難しいわけでありまして、地下水採取といった部分と併せて、やはりうちでも、また他の部署との兼ね合いも出てまいります。庁内、全体的にそんな検討をしていかなければならないというふうには思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○13 番議員（千野秀一君）

中部日本横断自動車道について、伺います。

前段としまして、時代を少し遡ってみますと約400年前、甲斐の国は江戸幕府に甲斐米25万石を納めるための物流の手段として、富士川舟運を開きました。当時、江戸への陸路はあまりにも険しい山塊に阻まれており、その用を果たす状況ではなく、甲州街道の整備はのちのちの時代となりました。

時は巡りまして、東京オリンピックの昭和36年当時であってもです。市内甲州街道、国道20号線は砂利道、ところどころ舗装の状況でありました。新宿まで5時間を要しており、峡北の地はまだまだ辺境の地でありました。生活は貧しく、若者は仕事を求め町への憧れもあり、こぞって田舎をあとに都会へと出て行きました。当然その時代、都会から田舎に移り住む人など皆無でありました。

中央自動車道が身近になったのは、36年前の昭和51年の12月でした。葦崎と小淵沢間が開通したときであります。東京がだいぶ近くなりました。それから7年後、中央自動車道は全線開通となり、名古屋・関西圏ともつながり、そしてその3年後、地元の強い要望のもとに八ヶ岳南麓の玄関口ともいえる長坂インターチェンジが増設されました。当時は須玉・長坂間7キロほどは、日本一短い距離だと話題にもなりました。しかしその効果も絶大であり、東西からの資本、人の流入等、当時リゾートブームの後押しもあり、八ヶ岳南麓は日本のスイス、西軽井沢などとも呼ばれ、若者流出は止まり、逆に移り住む人さえ増えはじめ、かつての辺境の地は別荘、リゾートマンション等々、大きく様変わりを見せました。高速道路効果の実証でありました。このことは山梨県においても同様で、当時、住みやすいさランキングがあり、そのランキングの40位くらいが指定席であった山梨県。この山梨県の評価が突然、飛躍的に10番近くへと上昇。先進県の仲間入りと喜び、県民も生活の向上を実感。まさに中央道の恩恵でありました。

このことを思い返した上での中部横断道ではありますが、これもまた長い年月がすでに経過をしております。26年も前の昭和62年に高規格幹線道路網の構想が閣議決定され、その年、清水・佐久間が予定路線として決定されました。そして今から20年前、双葉・増穂間16キロが整備区間に、そして15年前、佐久南間8キロが整備区間になったものの双方とも15年もの歳月を要し、ようやく開通となっております。このことを踏まえ、命の道ですとか地域発展の道としての整備にあたり、以下伺います。

先般の国交省の2回のアンケートがありましたけども、この2回とも整備の基準が4車線を前提としています。しかしすでに完成をしているところ、現に着工しているすべての区間は2車線であります。これから整備区間にとすることで要望している長坂・八千穂間については、2車線なのかがはっきりしていませんが、これまでの経過等について伺います。

2番目。現状の道路建設の施工の主体は、中日本高速道路株式会社と国交省の直轄の2通りで行われています。しかし、市民の一部には地元自治体への建設費の負担を危惧する声も聞かれています。このことはいかがでしょうか。

3番目。旧の町村時代も含め、北杜市としてこれまで早期完成と併せ、景観・環境、その他への配慮についての要望等をどのように行ってきたか。また、今後の取り組みについてもお考えをお伺いいたします。

以上3点について、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

中央自動車道高速道路の意義を述べながら、中部横断自動車道についていくつかご質問をい

ただいております。

地元自治体の建設費負担についてであります。

高速道路の建設は国土交通省が実施主体となり、国と地方自治体が建設費を負担する新直轄方式と高速道路株式会社が主体の地元負担を伴わない有料道路方式が考えられます。長坂から八千穂間におきましてはまだ決定されておりましたが、通行料金が無料となる新直轄方式が採用される可能性が高いと考えております。この場合、地元負担金につきましては事業費の4分の1を県が負担することとなり、市の負担はないものと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

13番、千野秀一議員のご質問にお答えします。

中部横断自動車道について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂・八千穂間の車線数についてであります。

中部横断自動車道につきましては、国の社会資本整備審議会小委員会により平成22年12月より計画段階評価に着手し、自治体や関係団体のご意見をお聞きしながら、このほど中間とりまとめが行われたところであります。長坂・八千穂間の車線数であります。中間とりまとめによりますと長坂から八千穂間の34キロメートルの整備手法について、高速道路の整備を基本的な方向性とし、全区間の高速道路構造を4車線とする案と旧清里有料道路を一部区間で利用する案が有効であるとされております。現段階ではまだ結論は出ておりませんが、今後あらゆる視点から検討を行い、決定されるものと考えております。

次に、景観・環境等への配慮についてであります。

八ヶ岳周辺の優れた景観や貴重な自然環境は、大切な財産であると考えております。先般も国に対して中部横断自動車道計画段階評価の試行内容について自然環境に最大限配慮し、景観と融合するモデル的な路線となるよう、北杜市として意見書を提出したところであります。

今後においても引き続き、関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

3つの質問をさせてもらったわけですが、2つの質問について、もう一度再質問させていただきます。

先ほど答弁の中で、国が全区間を4車線とする案と一部区間で旧の清里有料道路を利用する案が有力とする中間のとりまとめがあったということでもあります。すでに長坂・八千穂間以外は2車線で整備されております。この区間のみに4車線とする必然性はどうしても考えられません。通過が想定されているエリアの皆さんの不安は4車線ということでもあります。幅員が20メートルを超す幅員、4車線ですから。それに道路を造る場合の法面等を含めると、30メートル、40メートルという道路の用地規模になろうかと思うわけです。そういう

ふうなものが通るといふふうに当然考え、不安を抱いている方もあろうかと思う一方、2車線ならば、かなりの、今後に対する影響も少なく済むのではないかというような気もしています。明らかにその現状に及ぼす影響も軽くなるという、そういうことの中での判断基準にもなろうかと思います。

いずれにしても、この時期になってもまだ4車線というふうなことをいっていることに對しまして、一様に不親切さも感じられます。市としましては2車線が実態に合っているだろうなという判断のもとに、2車線整備の要望を明確に示す必要があるのではないかというふうに思います。

そのことについては早急に要望等を述べていただく中で、住民の皆さんに実態の情報をより早く伝えていく必要があるのではないかというふうに思います。これが最初の1番の再質問です。このことについて、ご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で公共事業の見直し、インフラ整備のあり方等々が北杜市だけでなく、中部横断道だけでなく国民的関心になっていることはたしかだと思います。そういうふうに私は昨日も、この中部横断道については環境にやさしい道として、北杜市としてのスタンスはとこういうふうに述べさせていただいたわけであります。今、千野議員のご指摘のことは極めてよく分かる話だと思いますので、私も同じようなスタンスで当局に対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

千野議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま市長が答弁したものと若干、重なる部分がございますけれども再度お答えをします。

千野議員がおっしゃられた1点目は、2車線整備を明確に示すべきではないかというご質問でした。北杜市はかねてから国に対して、周辺の自然環境や景観に負荷の少ない旧清里有料道路を利用する道路整備が望ましいという意見を国に対して申し上げてきたということでございまして、この中部横断自動車道の整備につきましては、今からだいぶ前、15年ぐらい前ですか、平成9年に峡北地域の全市町村の総意で連絡協議会というものを立ち上げたというような経緯もございます。以来、それを引き継ぐような形で北杜市も整備促進を求めているという現状でございます。

その当時とだいぶ社会的な情勢が変化しまして、北杜市においては自然環境の保全も非常に重要な課題であるというふうな認識に立って、自然環境や景観の保護といった部分に強く配慮を求めている、そんな現状でございます。

千野議員がおっしゃるように、自然への負荷を軽減するという観点からも2車線の道路整備というものが非常に重要だと、有効だということにも考えております。全国的に見ても先行2車線の路線というのは多々ございまして、長坂と八千穂間においても採用されるものと思われます。引き続き、北杜市の声としてしっかり国に届けてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

3番目の質問に対してですけども、市として国に対して、そのモデル的路線になるような要望をしているというふうな話でありますけども、ちなみに南のほうですけども、富沢と六郷の間は28.3キロあるわけですけども、その工法といいますのはトンネルが19本、そして橋梁、橋が41というふうな、とんでもない、櫛のようなところに道路を通すようなトンネル、橋のような、そんな難工事が予想されます。でも場合によっては、そういう工法を考えていけば、この北杜市内の八ヶ岳の景観等に配慮するという工法ですとか、道路を造るという覚悟というようなものがうかがえられるのかなという気がします。そういう意味で、市がモデル的路線となるように意見書を提出したという、この内容について、もう少し細かく説明をしていただけませんか、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

再質問にお答えをいたします。

国に提出した意見書の内容についての再質問です。

具体的には旧清里有料道路の一部を利用する案が望ましいとする一方で、野生動物の保護なども考慮し、あらゆる視点から検討することの必要性・重要性を申し述べております。その上で掘り下げなどの工法を用いるなど、環境や景観に配慮した対策を講じる必要があること。複数のインターチェンジの設置により、市内への誘導を促進すること。また計画路線は貴重な動植物の生息地であるとともに、多くの湧水群が点在するなど優れた自然環境を有するエリアであるため、十分な環境アセスメントを実施し、市が守るべき自然環境や景観とも融合し得る道路整備を図ることといった要望をした意見書となっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、22番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

傍聴席は静かにしてください。

○22番議員（渡邊陽一君）

1点だけ、質問させていただきます。

白州地域の広域農道について、お尋ねいたします。

甲斐駒ヶ岳の広域農道は農村環境を整備する上で、また地域の基幹道路として役割を担っております。地域の住民、特に農家の方々にとって大変重要な道路である。また国道20号線が渋滞した場合などは、迂回路として使われることがあります。生活道路としても必要な道路であります。しかし現在、白州町前沢地区において何年も工事が進まず、地域の方々が大変不便を感じております。一刻も早く完成を望むところでありますが、工事の進行状況についてお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

22番、渡邊陽一議員の白州地域の広域農道についてのご質問にお答えいたします。

この事業は広域営農団地整備計画の一環として農産物の生産、出荷、流通の近代化を図るとともに農村環境の整備に資するため、県営事業として地域の基幹的な農道整備を行うものであります。平成7年度より事業着手し、韮崎市円野町より武川町を経て白州町鳥原に至る総延長11キロメートルの道路整備を進めております。

白州町前沢地区の未着工区間約400メートルにつきましては一部用地取得が難航しており、利用者の方々に長らくご不便をお掛けしております。県では昨年度末から地元白州総合支所とともに現行計画ルートから新たな代替ルートの検討に入っており、年度内に工事着手し、早期に供用開始を目指して最大限の努力をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊陽一君の再質問を許します。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

年度内に着手するという今の返事ですけども、年度内に何とか完成できるようなことでお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、長らくご不便をお掛けしておるところでございますので、年度内に工事着手し、早期に全線供用開始を実現すべく県としては最大限の努力をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで22番議員、渡邊陽一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、8番議員、坂本静君。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

一般質問をさせていただきます。

道路などの改修要望の対応について、お伺いいたします。

道路は、市民の日常生活の面からも大変重要な役割を担っております。北杜市でも傷んだ道路や橋の改修に対し、一般住民や各地域から日々さまざまな要望が数多く寄せられていることと思います。

近年、大規模な災害は発生していないものの異常気象による集中豪雨、ゲリラ豪雨による大小河川の氾濫や急傾斜地の土砂崩落などにより市道や農道、それに林道に架かる橋への被害によるもの、また建設以来、長い年月が経ち老朽化が進んだための危険箇所も多くあると思われます。これらの道路・橋などは、必要があって建設されたものであります。地域住民が日常生活やさまざまな活動をしていく上で大変重要なものであり、使用不能な道路や橋などがあれば、その地域の住民生活に多大な支障を来すものと考え、以下伺います。

1. 平成21年度以降の年度別・総合支所別要望件数。

2. 要望への対応の手順は。

3. 改修要望への対応の結果。

その1つとして完了の件数。2つ目に継続中の件数。3つ目に未着工の件数。

4項目めとして、継続中・未着工の今後の具体的な対応についてお伺いいたします。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

8番、坂本静議員のご質問にお答えいたします。

道路等の改修要望の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、産業観光部農政課で対応した平成21年度以降の年度別・総合支所別要望件数でございます。平成21年度は明野総合支所10件、須玉総合支所12件、高根総合支所6件、長坂総合支所4件、大泉総合支所0件、小淵沢総合支所1件、白州総合支所2件、武川総合支所4件であります。

続きまして平成22年度は明野総合支所6件、須玉総合支所8件、高根総合支所2件、長坂総合支所4件、大泉総合支所0件、小淵沢総合支所4件、白州総合支所2件、武川総合支所5件であります。平成23年度は明野総合支所18件、須玉総合支所21件、高根総合支所18件、長坂総合支所25件、大泉総合支所6件、小淵沢総合支所2件、白州総合支所15件、武川総合支所8件であります。

次に市営林道の要望件数であります。平成21年度は大泉総合支所1件、平成22年度は明

野総合支所1件、須玉総合支所1件、大泉総合支所1件、白州総合支所1件であります。平成23年度は須玉総合支所2件、武川総合支所1件であります。

次に、要望への対応手順についてであります。

農道・市営林道ともに各行政区等から提出された要望書につきまして、総合支所においてとりまとめ、総務部の総務課において収受いたします。要望内容を精査したのち、担当部署に振り分けをしております。ただし、総合支所において対応できる要望等につきましては、支所担当課で実施の判断を行い回答しております。

また、本庁での対応となる要望書の取り扱いにつきましては、担当課で要望個所の状況を調査・確認し、実施の可否について行政区の代表者に回答しております。また、農道や用水路等については、工事に負担金が伴うことを併せて説明をしております。

次に、改修要望への対応の結果であります。

農業施設については、平成21年度から平成23年度までの要望件数183件のうち完了件数75件、継続中17件、未着工件数91件であります。市営林道につきましては同様に要望件数8件に対し、完了件数は2件で継続案件はございません。未着工件数は6件であります。

次に継続中・未着工の個所への対応についてであります。

まず市営林道の対応についてであります。緊急性および必要性等を勘案した中で事業実施の優先順位を決定しております。

次に農業施設であります。継続個所につきましては県営事業が主なものであり、早期の完成ができるよう国および県へ予算の確保を要望しております。

未着工の個所につきましては緊急性・必要性の中での優先順位によるもの、補助基準に満たないもの、また受益者負担金の確保が難しいものなどがあります。

今後、未着工の個所につきましては、要望団体と調整を図りながら早期に着手できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

8番、坂本静議員のご質問にお答えします。

道路等の改修要望の対応について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、市道関係の年度別・総合支所別の要望件数についてであります。

県等への要望を除き、平成21年度は明野総合支所49件、須玉総合支所18件、高根総合支所9件、長坂総合支所24件、大泉総合支所17件、小淵沢総合支所7件、白州総合支所5件、武川総合支所5件。平成22年度は明野総合支所64件、須玉総合支所12件、高根総合支所14件、長坂総合支所24件、大泉総合支所21件、小淵沢総合支所4件、白州総合支所14件、武川総合支所16件。平成23年度は明野総合支所15件、須玉総合支所22件、高根総合支所23件、長坂総合支所9件、大泉総合支所8件、小淵沢総合支所1件、白州総合支所9件、武川総合支所11件であります。

次に、要望への対応手順についてであります。

要望書については、各総合支所に提出されたものが本庁総務課に集められ、各担当部署へと送付されております。この要望書に基づき道路河川課では総合支所と現地調査を行い、小規模

で早急に解決できるものは支所で対応し、多額の予算を必要とする場合は財政課とも協議しながら進めております。

なお、国道、県道、一級河川についての要望事項は維持・管理を所管する関係機関に上申しております。

次に、改修要望への対応の結果についてであります。

平成21年度から23年度の要望件数は401件であり、そのうち完成件数は224件、継続中の件数は3件、未着工の件数は174件であります。

次に、継続中・未着工の今後の具体的な対応についてであります。

継続中の個所については可能な限り早い完成を目指し、未着工の個所についてはすべて対応することが望ましいわけではありますが、喫緊のもの、必要性の高いもの等を検討し、優先順位をつけて対応しております。限られた予算の中で、可能な限り国県補助金や交付税措置等がある有利な起債を活用しながら、地域の要望に応えるよう努めてまいります。また国道、県道、一級河川の整備・改修など、国あるいは県が主体となって行うべきものについては、早急に実施されるよう引き続き働きかけてまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

再質問をさせていただきます。

ただいま21年度から3年間ということになりますけれども、道路等の要望につきまして合わせて584件という要望があったという答弁でございました。その中で私がいろいろなところで要望についてお話しを聞いた部分につきまして、若干部分的に質問をさせていただきたいと思います。

はじめに私の所在地でございますけれども、穴平の前村地内の農道についてお伺いをいたします。

この農道は前村地区が20数年前に圃場整備を実施したときに申請された現在、未舗装の農道です。平成23年9月に舗装工事が要望されたものでありますが、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

次にこれは県道ではございますが、県道箕輪・須玉線についてですが、この道路は津金方面から若神子方面に向けての通勤道路、生活道路として大変重要な道路なわけでございます。また広域農道の多麻トンネル、しばらく前に須玉大橋等々が完成したために、大変夏休みとか休日などは141号線の迂回路などとして、大変交通の量が増加している傾向にあります。そんな中で平成19年度の要望によりまして、若神子公民館の川又分館から南へ約300メートルにつきましては拡幅整備が実施されました。その後、平成22年において引き続き穴平、前村集落から中村集落にかけての拡幅工事を要望しておりますが、現況についてお伺いしたいと思います。

次に市道の大泉・西井出41号線について、伺います。

この道路は、俗に言う別荘地内ということになるのでしょうか。未舗装でありまして、南北に

非常にきつい傾斜を持っている道路でありまして、台風や大雨の際には路面や排水路が洗い流されてしまうために、大変荒れてしまう危険な道路であるということから、この安全確保をするために路面の舗装と側溝の整備が要望されております。これにつきましては、昨年度から工事が始まりまして継続中ということでございますが、毎日、使用する永住の方も相当多いということで一日も早い完成を望んでおります。今後の進捗状況について、お伺いいたします。

次に白州地内から長坂地内に通じる道路でございますけども、花水・大同線、これは花水地内の集落内道路として利用されておりますが、平成22年に大量の法面からの土砂崩落がありまして、その後、通行止めとなっております。地区住民からは道路の開通についての要望が出されておりますが、これについても現況についてお伺いしたいと思います。

もう1点、市道須玉・藤田5号線についてであります。

この道路は藤田地内から穂足体育館西のスクールバスの停留所までの通学路として、また藤田地内と大蔵・新田地区を結ぶ大変重要な生活道路でもあります。平成21年度に藤田地区から通学地区の道路の整備として要望されておりますが、これにつきましても進捗状況をお聞きしたいと思います。よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

まず、農道についてでございます。

須玉町前村集落協定組合からの農道舗装工事の要望への対応についてでございます。

要望をいただいております農道、これは4路線で道路延長は344メートルの舗装事業でございます。これにつきましては、県単土地改良事業での実施を検討いたしております、各地区からの要望は非常に多いことから、実施年度につきましては要望内容を今一度、精査いたしまして、早期に工事着手できるよう努力をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本静議員の再質問にお答えをいたします。4点ほどいただいております。

まず2点目のご質問でしたね、県道箕輪・須玉線についてでございます。

県道箕輪・須玉線の若神子公民館、川又分館の南側につきましては、平成20年度から平成21年度にかけて拡幅整備されました。ご質問の穴平の前村集落から中村集落までの区間につきましては、平成23年度に北杜市義務教育振興実行委員会からも拡幅の要望が出されており、管理者である県に上申しているところでございます。しかしながら、この路線については今後の整備計画はないとのことですので、市としても地域住民の安全確保のために本路線の整備について引き続き強く要望してまいります。

次に市道大泉・西井出41号線についてでございますが、この路線につきましては南傾斜の道路で排水路が整備されていないため、以前より雨水による路面穿堀が生じ、地域住民の生活

に不自由を来たしてきました。このため、道路排水の放流水路の整備を優先する必要があると判断し、平成20年度には水路整備の測量設計を行い、平成21年度から平成22年度にかけて水路工事を実施しました。また平成21年度には道路の測量設計を行い、平成23年度から用地買収等工事に着手、平成24年度においては継続して約130メートルの区間において道路舗装と合わせて側溝設置の工事を実施する予定でございます。引き続き、地元のご意見もお聞きしながら計画的な事業実施に努めてまいります。

次に旧市道花水・大同線についてでございます。

この路線は以前から法面の崩落が多発し、その都度、土砂の撤去等を行ってまいりました。この路線において平成22年度に発生した法面崩落に際し、道路の安全対策等を検討した結果、大規模な工事となることから事業実施は難しいと考え、安全確保のため通行止めとした経緯がございます。

このような状況の中、平成22年度には道路台帳の見直し作業を実施していたこともあり、当該路線につきましては市道としての維持管理は難しいと判断し、市道から法定外道路へと変更したものでございます。

なお、市道から法定外道路、また法定外道路から市道への変更につきましては、他の路線につきましても告示行為以外には特段の措置を行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に市道須玉・藤田5号線についてでございます。

この路線につきましては、藤田地区から穂足体育館西のスクールバス停留所への通学路および須玉保育園や百観音バス停留所への連絡道路として、そしてまた藤田地区と大蔵新田地区を結ぶ集落間の連絡道路として、重要な役割を果たしております。平成21年度に藤田地区から通学路の整備についての要望が出され、平成23年度には地区説明会を開催したところであり、本年度から測量設計に着手いたします。今後も計画的な事業の進捗に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

再々質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、市道花水・大同線につきましては23年ですか、22年ですか、市道から法定外道路にというふうな道路の籍になったということでございますが、このことに関しては、地元住民等にはお知らせするという事はないというふうな今、お答えだったと思いますけれども、確認をさせていただきますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それから最初の答弁の数字の中で、継続中の道路が3件あるということでもございましたけれども、これにつきまして、その3件はどこでしょうか。そのことと、その継続中ということと完成予定目標といいたししょうか、これについても答弁をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本議員の再々質問にお答えをいたします。

1 点目の花水・大同線については通行止めといいますか、法定外道路へと変更になったことを周知しないのかという、ご質問でございます。

これまでの取り扱いとして、告示によって周知するというあたりがこれまでの慣例でありました。そんな形の中でそれをさせていただいたわけでありますけれども、通常、ここの路線の場合には通行止めとして、通行が不能というふうな状態であるということを考えますと、たしかにここは法定外道路となったということの周知よりも、通行止めになったということの周知は必要であったなと思います。この点につきましては反省をしております。次からはこのようなことがないように気をつけたいと思います。

2 点目の継続中の3件の内容について示せとこういってございしますが、1点は大泉ですけれども、重要河川の西泉川改修工事の今後の見通しというようなことを要望されておまして、今後の見通しというより改修要望でありますけれども、本年度に本工事の実施を予定していると、こういう状況でございます。これが1点。

それから、もう1件は市道清泉寮線、これは市道清里・西井出線ということであります。この道路は清泉寮へ向かうあの縦道でございまして、観光名所、メインストリートということでありますので、これはもう7月中に完成を予定してございます。

もう1件は小淵沢地内、上笹尾1号線の側溝補修ということでございます。ここの個所についても、この7月中旬ごろから工事を実施することとなっております。

以上3件でございます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番議員、坂本静君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

傍聴人は静粛に願います。

○3番議員（相吉正一君）

6月定例議会にあたり、市民が日ごろから思っていることについて2項目、質問させていただきます。

最初に、保育園の分園化についてであります。

全国的に少子化が進む中で、本市においても子どもの出生率が減少しています。自然環境が豊かで子どもたちを育てやすい恵まれた環境にありますが、価値観の変化、社会環境の不安定などの理由により、急速に少子化が進み社会問題となっています。

こうした中で、本市においても平成22年12月に策定された保育園充実プランに基づき、保育園の適正規模・適正配置により、平成25年度から長坂地区および高根地区において分園化を行うとの報告がありました。そのことについて、市民への周知と今後のスケジュールなどについて、以下伺います。

保育園の分園化については保護者だけでなく市内全体に周知し、情報を市民みんなで共有すべきであると思いますが、その考えはあるかどうか。併せて今後のスケジュールと分園化の基本原則について伺います。

次に、防災行政無線整備地区の難聴対応についてであります。

平成22年度からデジタル防災行政無線整備が開始され、明野、高根、長坂、武川地区がすでに整備が終了し、試験放送を行い、設置された放送設備の聞こえの調査を実施していると聞いていますが、調査結果を踏まえ今後の対応について伺います。

また先般、防災行政無線で聞こえない世帯は区長を通して市に報告をとの放送がありました。聞こえない世帯はその放送自体が聞こえていないので分からないといったケースが生じています。市でも回覧等で周知していますが、行政区に加入していない世帯が2割を超えている現状の中で、広報等で十分な周知を図る必要があると考えます。併せて外に出て家の中でどの程度、聞こえればよいのか基準をつくることも必要であると思いますが、その考えはあるかどうか伺います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

防災行政無線整備地区の難聴対応について、いくつかご質問をいただいております。

試験放送結果を踏まえた今後の対応についてあります。

デジタル防災行政無線は平成22年度から26年度までの5年間の整備計画に基づき、平成23年度末までに市役所本庁舎の放送卓および上野山中継局、明野、高根、長坂、武川地区の各支所放送卓および拡声子局182カ所を整備しました。現在、試験放送を行うなど、市民の皆さまからの聞こえの状況について、調査を行っています。この調査結果を踏まえた今後の対応ですが、情報が寄せられた拡声子局のスピーカーの方向や角度、音量調整などを行って状況の改善を図ってまいります。

また、聞こえの状況は風や雪などの気象条件にも左右されるほか、反響音や残響音も聞こえの明瞭度に大きな影響があることから、聞こえにくいなどの難聴地域については試験放送と状況確認、さらなる調整を繰り返しながら改善に努めてまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

13番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

防災行政無線整備地区の難聴対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、試験放送の周知の方法についてであります。

行政区への回覧に加えて、行政区に加入していない市民の皆さまも多いため、広報紙、市のホームページ、ケーブルテレビ、防災行政無線など、さまざまな情報手段を用いまして周知を図ってまいります。

次に、聞こえの基準についてであります。

災害等、緊急放送時に拡声子局から300メートルの地点で約75デシベルの音圧レベルを確保できますよう計画・整備を行っています。気密性の高い住宅に居住している場合や気象条

件、地形などの違いによりまして、300メートル以内でも目標音圧レベルを確保できない場合もありますが、家の中でサイレンの音が聞き取れ、窓を開けることにより放送内容が分かる程度に整備・調整したいと考えています。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

13番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

保育園の分園化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民への周知についてであります。

保育園の保護者への説明は分園化となる保育園保護者会ごとの説明会や本園、分園となる保育園の合同役員会等を開催して、保護者の意見を聞くなどしてまいりました。

今後、継続して保護者への説明を行うとともに広報ほくとなどで市民の皆さまへも分園化の概要を周知してまいりたいと考えております。

次に、今後のスケジュールについてであります。

9月議会定例会へ北杜市保育園条例改正案を提出し、10月に保育園見学会・入園説明会の開催、11月に県へ分園化の届け出を行い、平成25年4月からの分園化を進めてまいります。

次に、分園化の基本原則についてであります。

分園化の内容は、平成25年度から長坂地区の4保育園のうち秋田・小泉・日野春保育園は長坂保育園の分園とし、高根地区の4保育園のうち、さくら保育園はしらかば保育園の分園とすることになっております。分園化の基本原則としては本園の園長が分園の管理を行い、分園には主任として経験豊富な職員を副園長として配置すること。入園は、受け入れ可能であれば本園への入園を基本とし、利用者の居住地付近に本園がないなど、事由があれば分園への入園を可能とすること。分園は土曜日の保育の利用人数が少ないことを踏まえ、原則、土曜日の保育は実施しないこと。行事等は原則、分園は本園と共同で実施することなどとされており、保育園ごとの特色ある事業には配慮しながら、この基本原則にできるだけ沿って分園化を進めてまいります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再質問させていただきます。

最初に、保育園の分園化についてでございます。

保育園の保護者への説明会では、どんな問題点があったのかどうか。あった場合には、それらに対して対応はできたのかどうか。参考までにここ3年間の日野春、秋田、小泉、さくら保育園の園児数の推移はどうなのか。また分園化の基本原則には課題も多いと思いますが、どう調整を図っていくのか。問題点はないのか。併せて、分園化のメリットとしてはどんなものがあるのか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

再質問にお答えいたします。

1点目ですけれども、保護者への説明会で問題点はなかったのか。3年間の入園状況はというご質問でございます。

保護者会の説明会におきましては、昨年12月から本年2月まで保護者の役員会、それから保護者の全体会、そして5月から6月にかけては高根地区2園、長坂地区4園の合同役員会等で説明を行ってまいりました。分園化への大きな問題等については、おおむね理解をいただいているところでございます。ただ、その中での説明の中で土曜保育の継続の希望や、それから行事等の原則、本園と分園での合同実施の内容等について、ご意見がありました。先ほど申しましたけれども、土曜保育につきましては、利用人数が少ないというふうなことからご理解をいただき、そして行事等の合同実施については行事によって合同実施、または各園で行うということをご説明申し上げまして、ご理解をいただいたところでございます。

2点目の分園化の課題も多いと思うけれども、調整はというふうなご質問ですけれども、分園化の内容につきましては各園の保護者会や高根、それから長坂地区、合同役員会等でご説明を申し上げ、おおむねご理解をいただいているところでございます。引き続き、保護者への皆さまへの周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

3点目の分園化のメリットということでございますけれども、ここ数年、経済状況の変化により共働きの増加や、それから第2子以降の無料化等に伴いまして、低年齢児を中心に保育園の入園数が増加し、園児数は横ばいの状況でございます。これらを見越して保育園の適正規模・適正配置の推進が求められております。分園化は分園の園児数が15名を割り、それが継続することが見込まれる場合には適切な集団規模での保育が期待できないことから、廃園を検討するというふうに充実プランの中ではなっております。当面は分園として継続していくため、早急な統廃合ではなく、園児数の減少の状況を見ながら保育園の統廃合を検討していくというふうなことができるというふうに考えております。

もう1点、最後に園児数の推移ということで、ここ3年間の園児数の推移ですけれども、さくら保育園、これは高根町にあります保育園でございます。平成22年の4月1日現在ですけれども25名、23年の4月は25名、本年24年の4月は23名でございます。それから長坂地区になりますけれども、秋田保育園につきましては22年の4月が44名、23年の4月が43名、本年4月が41名でございます。小泉保育園につきましては22年が41名、23年が41名、本年4月が37名でございます。それから日野春保育園でございますけれども、22年の4月が38名、23年が38名、24年の4月が33名というふうな状況になってございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

先ほど土曜保育に保護者から意見があったという答弁がありましたが、ぜひできるだけ尊重していただきたいと思います。

あと少子化に伴い保育園の分園化が進む中で近い将来、保育園の統廃合も小学校と同様に予測がされると思いますが、事前に現況施設を調査しまして活用計画などを含め、今後の準備を進めていく必要があると思いますが、そのへんの考え方について伺います。

また保護者だけではなくて、情報を共有することの意味や市民全体に広く周知し、有効活用や活用計画など意見を聞き、提案していただくことに大変、私は意義があると思いますが、そのへんについても見解を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

再度のご質問でございます。土曜保育の継続ということでございます。

この問題につきましては現在、土曜保育が各園で実際に実施しております保育園の人数が2名から3名というふうな状況でございます。このへんをよく保護者の皆さまに理解していただく中で基本原則に則って、実施をしてまいりたいというふうに考えるところでございます。

次の質問でございますけれども、保育園の少子化に伴っての近い将来のというふうなご質問でございますけれども、現在、保育園の適正規模・適正配置につきましては、平成22年の12月に作成されました保育園充実プランに基づいて計画実施をしているところでございます。この計画期間は平成27年度まででございますけれども、28年度以降につきましては、少子化等の状況等を踏まえつつ、基本原則の見直しを行った上で引き続き推進することとされているところでございます。

具体的には分園化の実施後、平成25年度に中間評価を行いまして、平成27年度を目途に平成28年以降の見直しに向け審議会を立ち上げる予定となっておりますので、現況の施設の調査や活用計画につきましては、その経過の中で検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

それからもう1点、市民への情報共有、それから市民からのご意見、提案の重要性というふうなご質問でございますけれども、市民全体への周知、施設の有効活用や活用計画など意見や提案をしていただくことは、大変重要なことだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に防災行政無線の難聴対応について、再質問をさせていただきます。

平成22年度から整備がされた明野、高根、武川、長坂の4地区で市が現在まで把握している難聴世帯数はどのくらいあるのか。またその対応について、今後どのように対処していくのか伺います。

また先般、防災行政無線で台風情報に関するお知らせがありました。日時は6月19日、午後6時ごろで午後8時以降、県内に台風が近づき影響があるので十分に注意をしてくださいとの放送でした。ごく当たり前のことですが、私は一步前進だと思っています。今後の気象情報、災害警報などの発令時には防災行政無線でしっかりと周知を図る考えはあるのか、併せて伺います。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

現在までに整備されました4地区の難聴世帯は、どう把握するかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように高根、長坂、武川、明野、4地区が供用開始をしながら試験放送を行っております。試験放送によります市民の皆さまからの聞こえの状況につきましては調査を行い、区長等を通じまして現在、とりまとめを依頼しているところでございます。今月中にはおおむね調査結果が回収できる見込みとなっております。これを受けまして必要に応じ設計業者、それから施工業者等々と現地確認を行い拡声子局の調整等を行って、難聴の改善を図ってまいると、こういう考えでございます。

それから2番目であります、過日の台風情報の周知という関係のご質問でございますが、当然ながら市はこれまでも竜巻、台風、それから昨今のゲリラ豪雨等々の気象情報を的確に状況に応じて、防災行政無線で市民に周知してまいるということでございます。過日の台風4号では6月19日に防災行政無線で農作物、それから農業施設への影響等々を考えまして、台風対策の周知とともに危険区域への立ち入りについても注意を呼びかけました。さらに同様の内容を登録しております市民にメール配信をいたしました。ということで、市民の安全を守るために警戒情報についても、状況に応じ引き続き適切な広報活動を行ってまいるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

社会的な弱者、特に一人暮らしの老人の家庭、また高齢者世帯、障害のある方に対しての難聴対応の考え方については、どう考えているのか。また最終的にまだ、無線の整備は22年から26年までの5年の計画でございますけれども、難聴地域かなりあると思うんです。そうした場合、個別受信機、もしくは防災ラジオ等の設置も併せて検討を進める必要があると思いますが、そのへんの考え方についてもお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

再々質問にお答えをさせていただきます。

高齢者等の弱者に対します対応でございますが、耳の遠いお方でございます、高齢者でござ

いますが、音が聞き取れないなどの意見も実際のところいただいております。聞こえの状況は拡声子局からの距離、それから住宅の機密性、自然環境等のほか、それぞれ感受性や音の聞こえの個人さもありますので、すべての人が100%満足できる状態に整備することは非常に難しいものと考えております。しかし、今後も引き続き拡声子局スピーカーの調整を行ってまいります。併せて高齢者、また障害のある方等々、災害弱者の方々には制度として要援護者支援制度、現在、進めております自主防災組織など十分に活用していただき、隣近所、それから民生員の皆さんと、地域の見守り体制の構築をさらをお願いしてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

すみません、もう1点でございます。

個別受信機を難聴地域に付けないのかという質問でございますが、これは今までもお答えをしておりますが、個別受信機は同じ地内にあっても電波の受診状況、放送が聞こえないという場合もあります。原則はパンザマストからということをお願いしております。したがって、拡声子局による放送を基本に考えていることには変わりありません。ただし、FMラジオというご質問を前からいただいております。これも今、防災指導監のほうでいろいろ検討しておりますので、検討中ということでご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を2時35分といたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君・・・。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

地方自治法第131条に基づきまして、議事進行におきまして議長に許可の発言を願います。

○議長（秋山俊和君）

はい、どうぞ。

○16番議員（内田俊彦君）

本日の会議におきまして、傍聴人より私語が多く見受けられます。これは発言者に対してというふうに思う部分もございますが、傍聴人に対しての取り締まりを第130条に基づきまして議長からよろしくお願い申し上げる次第でございます。

まずは注意、そしてそれに従わなければ退場というのが通例かとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は騒ぎ立てることが禁止されていますので、静粛をお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げておきます。

○11番議員（保坂多枝子君）

2項目について、伺いたいします。

まずはじめに、プールの放射能汚染検査について伺います。

夏季を迎え、子どもたちにとっては水遊びが楽しい季節になってきました。小学校、中学校でも授業として取り入れられ、保育園では毎日のようにプールに入る時間が出てきて、水に親しむ時間が増えています。そうした中、プールの水は貯め水ということもあり、大気中や地表にある放射能が流入して蓄積される、そんな可能性もあり影響が懸念されるという声があります。しかし幸いなことに北杜市では放射能汚染が見られず、こうした心配もなく生活ができる状態にあります。しかし、いつそうしたことがあるのか見通しもつきません。万が一の場合に備えておくことも必要だと考えています。そのためには、プールの使用前や使用中の十分な検査体制や対応策が整備されることが重要だと思いますが、以下質問いたします。3点、伺いたいします。

現在の検査体制は、どのようになっていますか。今後の対応は、汚染が確認された場合の対応策は、どうなっていますか。

2項目め、樹木の伐採について。

最近、樹木ですが、赤松の伐採が特に際立って増えています。被災地での住宅資材などで赤松の需要が増加していることも影響して、大規模な伐採が行われているようです。広い面積にわたる伐採は樹木の持つ保水効果が薄れ、土砂崩れなどの原因ともなり、また動植物の生息にも大きく影響してしまいます。赤松の群生する場所は北杜市以外には数少なく、貴重な財産ともいえます。伐採したあとは樹種転換が推奨されて、成長の早いカラマツや木の実のなる小動物の食料になる意味もあって、広葉樹が植林されるようになってきました。生物多様性の観点から見ると広葉樹の植林も必要なことではありますが、赤松は北杜市の木として認証されており、赤松を保存することは大切なことであると思います。あの勇壮な舞鶴の松が枯死してしまったことは残念でなりません。

また1つの例ではありますが、北杜市の鳥に認証されているフクロウですが、この鳥は長距離を滑走することができません。キツツキのように自分で木に穴を開け、巣をつくるのではなく、大きなうろに居を構えます。生息地が急激に狭まれてしまいます。大規模な樹木の伐採は、こうした生態系の変化にも関わってくるものでもあります。

個人の所有地での伐採ということで制限はしにくいとは思いますが、北杜市の自然や景観、また市の象徴である木や鳥の保護も重要であると思います。また松くい虫の被害にあった松を伐採し、倒木したまま放置している状況も多く見受けられます。搬出が難しいことが原因だと思われますが、そのままの状態では病虫害の繁殖も懸念されます。市の対策と見解について、伺います。

以上2項目について、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

樹木の伐採についてであります。

森林は水源涵養や国土保全、景観保全や生物多様性保全、さらには地球温暖化防止等、極めて重要な機能を有しております。これら森林の有する多面的な機能を発揮させるためには、適切な森林管理が必要であります。このため森林法では森林所有者が樹木の伐採にあたり、伐採届けが必要とされています。この届け出は、伐採方法や伐採面積等についての制限は課せられておりませんが、状況に応じて指導を行っております。

市では森林整備を行う所有者等を対象に北の杜づくり講座を開催し、多種多様な森づくりの方法や自然について考える機会を提供するとともに、県や森林組合等の林業事業主体からの指導・助言を受け、地域的な状況等にも配慮しながら、北の杜にふさわしい里山の森林整備の推進に努めているところであります。また松くい虫被害の対応であります。市では松くい虫被害防止事業として被害木を伐倒後、燻蒸、または薬剤処理を施すことにより、松の枯死の原因となっている病害虫の駆除を実施しております。被害木の搬出については、森林病害虫等防除法により、伐倒箇所での処理が基本と定められているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

プール放射能汚染検査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の検査体制と今後の対応についてであります。

環境放射能に関する継続的な測定は、県環境衛生研究所ならびに県内4カ所に設置したモニタリングポストで行われており、市内では長坂町の県酪農試験場で測定され、その結果は毎日、新聞やホームページで公表され、事故発生前の測定値の範囲内となっております。

また、昨年7月と8月に市内10カ所で測定した空間放射線量の測定結果も健康に影響の出るレベルの数値ではないとの見解が示され、併せて昨年11月に国が実施した航空機での広域調査でも、本市における異常値は示されていないことから市内には汚染された箇所はないものと考えております。このことから、市独自に検査を行う必要はないものとしておりますので、プールの放射能検査は現時点では行う必要はないものと考えておりますが、今後も測定結果等を注視し、対応してまいります。

次に、汚染が確認された場合の対応策についてであります。

教育課程における水泳に関わる授業時数は小学校が8時間から10時間、中学校が7時間から10時間あります。また屋内プールを所有している学校は小学校が14校中2校、中学校は9校中3校であります。

なお、屋内プールを所有していない小学校4校は、屋内施設でありますいずみプールを共同利用していますし、中学校1校は他の学校の屋内プールを利用しております。万が一、空間放

射線量が大きく変化し、屋外プール水の汚染の心配がある場合はプールの使用を中止し、学校長と協議しながらスクールバス等を活用して、他校屋内プールやいずみプールなどを利用することにより、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

プールの放射能汚染検査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在の検査体制と今後の対応についてであります。

市内の公立保育園15園は、専用の屋内プールが設置されている園が8園、屋内施設であるいずみプール、B&G小淵沢海洋センターを利用している園が3園、専用上屋付きプールが設置されている園が3園、屋外施設である小笠原プールを利用している園が1園となっております。これらのプールの利用にあたって県で設置している放射線モニタリングポストや、県で実施している水道水の放射性物質検査の測定結果で、現在、異常値は出ておりませんので、市においても汚染された個所はないものと考えております。今後も、県の検査結果等を注視してまいりたいと思います。

次に、汚染が確認された場合の対応策についてであります。

現在の状況からは考えにくいことですが、万が一の場合は園児の安全確保のため、プールの利用は控えたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

まず1点目のプールの放射能汚染検査について、お伺いいたします。

万が一、汚染が発見された場合の対応や指導はよく分かりました。このことをどのようにマニュアル化していくのか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

仮に現在では考えにくいんですけども、万が一、モニタリングポストで測定をされています空間汚染線量が大きく変化をしまして、屋外プールの汚染が心配されるような場合、これはそういう場合が起きるという場合は、北杜市だけの問題ではないというふうに考えておりますけれども、マニュアルつくりにつきましては、校長会等で協議をしながら対応していきたいというふうに考えております。当然、県の教育委員会とも連携をとりながら作成をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

マニュアルをつくって、そのような動きでしていただけるというふうなことを伺いました。そのことにつきまして、現場へはどのように徹底していくのか。マニュアルができたけれども、それが現場には届かなかったとか、うまくいかなかったということでは、せっかくの努力が無駄になってしまうことがあります。現場ではどのように徹底していくのかお伺いします。

○議長（秋山俊和君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えをしたいと思いますけども、現場への周知の方法ということですけども、当然、学校では授業の中でプールを使うという前提でございますので、校長会、あるいは緊急の場合は無線装置を配備しておりますので、それらを使って周知を図るというふうな形でやるとともに、ホームページとか新聞等で毎日のように、その検査結果が報告されておりますので、それらで対応していくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では樹木の伐採について、お伺いします。

先ほどの答弁の中で、松くい虫に侵食されてしまった木は伐倒が基本だということでございますが、かなりの面積で松くい虫に侵食されております。伐倒というだけではなく、その木の利用というもの、松くい虫にやられた木なんですけど、利用ができないかどうか、何か考えていらっしゃるかどうか伺いたしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

松くい虫に侵食されてしまった赤松の再利用ということでございます。

薬剤処理を施した被害木、これは使えませんが、それ以外で伐倒後2年を経過した枯損木ですとか、それから松くい虫が成長する夏場以前に破碎処理をしてチップ化した、そのような被害木については燃料ですとか、ガーデニングの資材としての再利用は可能でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では、可能ということで考えてよろしいですね。何か、そういうことを考えていくという方向ということで、理解してよろしいでしょうか。今のは確認ですが、質問でなくてよろしいですか。今、答弁で可能ですということでお聞きしてよろしいですか。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長、それは可能ということですか。

○産業観光部長（石原啓史君）

はい。

○11番議員（保坂多枝子君）

では、再々質問をさせていただきます。

伐採されたあとの植林なんですけど、先ほども質問の中でさせていただきましたが、広葉樹やまた成長の早い唐松などを樹種転換していますが、また市の木である赤松も植えていくというふうな考え方はありますでしょうか。先ほどからの松くい虫にやられるという話で、松を植えるのはなかなか、したくないんじゃないかなというふうな考え方もあると思いますけれど、せっかくの赤松でございますので、樹種転換ではなく松を植えていくという考えはございますでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

石原産業観光部長。

○産業観光部長（石原啓史君）

保坂議員の再々質問にお答えをいたします。

樹種転換によらないで、引き続き赤松の植林を継続するということでございますね。赤松の植林につきましては、今現在は松くい虫の抵抗性の高い苗がまだ市場には出回っておりません。したがって、赤松は発芽が非常にしやすいということで、現段階では天然更新、切ってそのままにしておくという方法が主でございます。

今後、抵抗性の苗が市場に出回れば、またそういうものの活用の普及促進ですとか、それから国の造林事業や市でやっております里山整備事業、こういったものを有効活用いたしまして、赤松林の育成につきましては引き続き啓発をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、17番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

会議を妨害した傍聴人に申し上げます。

先ほど来、再三注意しましたが、なお議長の命令に従わないので地方自治法第130条第1項の規定により、退場を命じます。

暫時休憩。

速やかに退場してください。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時56分

○議長（秋山俊和君）

再開します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

昨日、代表質問、今日、一般質問と皆さん非常にお疲れのところでございますが、私が最後になりましたので、お付き合いのほどをよろしくお願いします。

では一般質問で、環境問題について質問をいたします。

北杜市は県下最大の面積を誇り、市の約8割が森林であり、風光明媚で美しい自然環境を有する地域であります。自然からの恵みである水は日本名水百選の2カ所、平成百選の1カ所を有し、全国のミネラルウォーターの約4割近くが市内で生産されている水のまちでもあります。また日照時間日本一の太陽のまちでもあります。市の基本理念である人と自然と文化が躍動する環境創造都市としての本市を、次世代に残す義務と市民一人ひとりが環境問題に取り組むことが大切であると考えます。

しかし残念ながら市道、林道、河川敷、溪谷等の一部に不法投棄が見られるようになっております。またミネラルウォーター生産地として、適正な地下水の採取のための指導が重要課題であると考え、以下伺います。

小学生の環境教育は。

2つ目、不法投棄の現状と対策は。過去3年間の状況について。

3つ目、市内に設置されている観測用井戸の水位の状況は。特に大震災以降、白州地区の4カ所に設置されている観測用井戸の水位に変化はないか。併せて地下水の採取量の数値はどうか。

4つ目、河川敷への樹木の伐採、投棄、放置物件への対策はを伺います。

昨日の代表質問、本日の一般質問と非常に多くの問題が提起されまして、私の再質問の中にももしかして重複する問題が出るかもしれませんが、そのへんのところはお容赦をお願いし、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

環境問題について、いくつかご質問をいただいております。

大震災以降における観測井戸の水位についてであります。

白州町内には、地下水の適正かつ合理的な利用と保全を目的とした観測井戸が4カ所に設置されており、白州町地下水保全利用対策協議会により年間を通じて観測がなされております。大震災以降における観測井戸の水位についてであります。4カ所とも震災前と震災後の水位に変動はありません。

今後におきましても、観測井戸から得られるデータ分析により地下水採取者に対する指導や適正な地下水保全、合理的な利用を図ってまいりたいと考えております。

次に、地下水採取量の数値についてであります。

平成22年度は年間10万トン以上の地下水を採取している町内企業5社、北杜市白州簡易水道の合計採取量といたしまして384万トン。平成23年度は、企業4社と白州簡易水道、合わせて378万トンで前年度対比で約1.6%の減となっております。採取量が減となりました主な要因としては昨年、企業1社が工場閉鎖したことにより減となったものでございます。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小宮山教育長。

○教育長（小宮山英人君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

小中学生への環境教育についてであります。

小中学校では毎年の教育課程の中に環境教育を位置づけており、環境教育の目標と環境教育の狙いを定め、いろいろな機会を捉え学習しておるところでございます。社会科や理科等の教科では、環境問題や自然に対する興味や関心を高めることを、道徳では自然を大切にすることを、特別活動および総合的な学習では環境保全に積極的に参加する態度や心情を養うことをそれぞれ学習しております。

また、原っぱ教育の中でも未来を切り拓く力の育成の指導項目で郷土を愛し、環境を守る力を育てることを掲げ、実践内容として北杜市の豊かな自然を素材とした学習を通して、環境を大切にすることを育成する、空き缶集め・ゴミ分別など資源の再利用についての学習を進め、物を大切にすることを育てるとしております。

活動といたしましては稲や農作物の栽培、動物の飼育、日照時間などの気象観測やオオムラサキの生態調査をはじめ、年3回から5回の環境美化活動を実践したり、学校によってはペットボトルキャップやアルミ缶、スチール缶の回収を行っております。

また、21校に設置した太陽光発電設備も環境教育の教材として活用しており、児童生徒の目につきやすい場所に設置したディスプレイに、現在の発電量および二酸化炭素排出削減量などを表示して日常生活の中で、太陽光発電やエネルギーに触れることができております。

その成果といたしまして各学校とも積極的に節電に取り組み、小中学校の電気料金が23年度は22年度と比較して1,160万円余りの減額となっており、併せて余剰売電収入は968万円ほどになっており、小中学校の原っぱ教育の財源として還元しております。

いずれにいたしましても、北杜市の次世代を担う小中学生が北杜市の誇りである豊かな自然を守り育てていくためにも環境教育は重要と考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

不法投棄の現状と対策についてであります。

大量生産・大量消費型社会から資源循環型社会への転換の実現には、減量への4R運動の推進とともに廃棄物の適正処理の確保が重要であり、その確保を妨げる不法投棄は早急に解決しなければならない問題であります。

市内での3年間の現状ではありますが、処分重量はほぼ変わらないものの市民の皆さまが懸命に取り組まれている環境保全の活動に反して、残念ながら平成22年度からアナログテレビをはじめとする家電製品の不法投棄が大幅に増加し、1カ所に大量に投棄するなどの非常に悪質な事案が発生しており、北杜警察署に通報し現在、捜査をいただいているところであります。

市におきましては不法投棄は早期発見・早期対応により対処していく必要があることから、峡北シルバー人材センターへの業務の委託、中北地域廃棄物対策連絡協議会の監視員によるパトロールなど、年間延べ820回の監視パトロールを実施するとともに警察、地域環境委員、地域住民および北杜市ボランティア不法投棄連絡員との協力により、不法投棄の防止に努めているところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

河川敷での樹木の伐採等についてであります。

一級河川内の樹木については河川管理者である県が、河川の維持管理業務として伐採処理を行っており、伐採された樹木は適切に処理されているものと考えております。

なお、投棄や放置物件につきましても、樹木の伐採と同様に河川管理者において、関係法令に基づき指導や必要に応じ撤去・処理がされているところであります。

市といたしましても関係機関と協力する中で、引き続き監視パトロール等を強化し、不法投棄防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本治年君の再質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再質問を行いたいと思います。

1番目の小学生の環境教育について、お伺いいたします。

ただいま教育長から非常に原っぱ教育、空き缶集め、ペットボトル、太陽光発電のCO₂削減とか節電等にも非常に努力をされておられますと答弁を受けました。私はなるほど、北杜市は環境創造都市で小中学生、小さいころから環境教育には非常に力を入れるということは大切だと思っております。それで県では本年から森林環境税の徴収が始まりました。これは一般質問でも出た話であります、荒廃した民有林や里山整備事業などの財源に充てられると県ではいっておられます。市の面積が600平方キロメートルと非常に広く、その8割が森林であります。この森林再生のための環境税であり、北杜市では財源的にも大いに期待できるのではないかと私は考えております。市では今、教育長が答弁されましたように、小中学校で原っぱ教育と非常にいろいろな面で環境教育に力を入れておることが分かりました。なおかつ小中学生の森林環境リーダーというようなものも養成して、森林環境教育にも継続して森を守り養成することがまたさらに先ほど言われました環境教育のほかにも必要ではないかと思っておりますので、そ

の点について伺います。

次に地下水の問題なんです、ミネラルウォーターの生産は全国で4割近く達しており、おいしい水のまちとして日本国中に知られております。先ほど23年では378万トンという、大きな水、ミネラルウォーターを汲み上げて、それでなかつ市で、大いに水の会社は潤っておるわけでありまして、そのようなときにおるわけなんです、毎年毎年、この378万トンくらいの水を汲んでいったときに、先ほどの答弁にありましたように規制がかけられなく、また開発の中止もできないというようなことを言われましたので、このままどんどん400万トン近い水を汲んでいったときに、このミネラルウォーターの北杜市がこのまま続いていくかと老婆心ながら心配するわけでありまして、このことに対して、なんら問題はないかということをお私もう一度、お伺いしたいと思います。

それと河川敷の問題であります、市内には多くの河川がありまして、釜無川水系の尾白川、大武川、小武川、黒沢川、塩川水系の釜瀬川、本谷川、須玉川水系の川俣川、大門川、須玉川等には非常に私も見て驚いたんですが樹木が繁茂しておりまして、たとえ、先ほど答弁にありましたシルバー人材センターとか、ボランティアの方が監視をしていると思います。しかしながら非常に樹木が繁茂しておりまして、例えばそこにタイヤとか軽自動車とかテレビとか、そのようなものが捨ててあっても分からない状況になっておると思います。今後、そのようなことを放っておくということは環境創造都市としても不適當ではないかと私は思います。

それで監視員等をもうちょっと増やすとか、シルバー人材センターにお願いするとかして、例えば不法投棄をする、日中ではしないと思います。早朝とか夕暮れみたいなきに不法投棄をするのではないかと私は想像するわけなので、そのようなこともやはり監視を重点的に行う必要があるのではないかとお思いまして、再度質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

坂本治年議員の再質問にお答えいたします。

環境教育ということで、全般的なお話と聞き取りましたので、私のほうからご回答させていただきます。

先ほど再質問の中にも森林環境税に期待しているというようなことがありましたので、それについてちょっと触れさせていただきますと、市民環境税は県民税として徴収されまして、いったん基金として積み立てまして、それを社会全体で森林を守り育てる機運を高めていく。そのために活用されていくということになっております。

主な事業としては、森林の多様な広域的機能の維持、増進を図るため、間伐・除伐、広葉樹の植栽などという、荒廃した民有林等の整備というのがほとんど主なものになるわけですけども、その中でも森林を守り育てる心を育むため、保育園、小学校等が行う森林体験活動、またNPOなどの民間団体が行う森づくり活動などに助成されるということになっているようであります。市としましても関係部局と連携をとりながら、こういった制度を活用しながら市の環境教育を推進していきたいと思っております。

そして、もう1つ。3番目の質問の市内には多くの河川があつて、そこに不法投棄等が見られるので監視員の強化はどうかということですが、河川等への不法投棄の対策について

は、今後も県関係部署と連携をしながら対応していきますが、パトロール体制、方法、先ほど言った朝、夕暮れというふうなものについても検証しながら協議してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

坂本治年議員の再質問にお答えをいたします。

内容は地下水の大量汲み上げによる地盤沈下についての再質問ということでございまして、地盤沈下につきましては、以前より市民の皆さまからの問い合わせがありまして、平成20年、21年に実施した市内地下水検討会の折に山梨県の専門家に意見を求めたところ、白州町は地形的、地層的に地盤沈下の可能性は極めて低いという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再々質問をさせていただきます。

先ほどから教育長、関係部長との答弁を伺いますと小中学生から環境教育をはじめとするさまざまな取り組みにより、改めて北杜市の自然環境に対する市民の意識の高さを感じているところでございますが、不法投棄されたゴミや放置車両などによる生活環境の悪化の問題だけでなく、環境創造都市北杜市の実現を図るため、景観保全の面からも今後、市民と協力して積極的に取り組むべきと考えます。今後の取り組みについて、もう一度伺って私の再々質問とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長（坂本正輝君）

坂本治年議員の再々質問にお答えします。

これまでも5月のゴミゼロの日を中心にして、集落などでの清掃活動や河川の一斉清掃、例えば尾白川のクリーン事業ですとか、長坂高川の清掃活動など集落や各種団体で熱心に取り組まれているところであります。こうした活動が全市に広がるよう、これからも周知を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで17番議員、坂本治年議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月28日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時20分

平成 2 4 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 8 日

平成24年第2回北杜市議会定例会（4日目）

平成24年6月28日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第72号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第73号 北杜市デマンドバス実証運行条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第74号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第75号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第83号 訴えの提起について
- 日程第6 議案第71号 北杜市暴力団排除条例の制定について
- 日程第7 議案第76号 平成24年度北杜市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第77号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第78号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第79号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテ及びみずがき山グリーンロッジの指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第11 議案第84号 訴えの提起について（擁壁設置工事請求事件）
- 日程第12 同意第1号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第13 同意第2号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第14 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（22人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	4番	清 水 進
5番	野中真理子	6番	篠 原 眞 清
7番	風 間 利 子	8番	坂 本 静
9番	小 林 忠 雄	10番	中 嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利 根 川 昇
13番	千 野 秀 一	14番	小 尾 直 知
15番	渡 邊 英 子	16番	内 田 俊 彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋 山 九 一
19番	中 村 隆 一	20番	清 水 壽 昌
21番	秋 山 俊 和	22番	渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（25人）

市	長	白倉政司	副市	長	堀内誠
総務部	長	名取重幹	企画部	長	比奈田善彦
市民部	長	伊藤勝美	福祉部	長	原かつみ
生活環境部	長	坂本正輝	産業観光部	長	石原啓史
建設部	長	深沢朝男	教育	長	小宮山英人
教育	次長	大芝正和	会計	管理者	伏見常雄
監査委員事務局	長	清水春昭	農業委員会事務局	長	坂本吉彦
明野総合支所	長	堀内健二	須玉総合支所	長	中山健教
高根総合支所	長	小尾善彦	長坂総合支所	長	興石君夫
大泉総合支所	長	浅川一彦	白州総合支所	長	進藤勝
武川総合支所	長	山田栄明	政策秘書課	長	高橋一成
総務課	長	赤羽久	企画課	長	篠原直樹
財政課	長	斉藤毅			

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
 議会書記 山内 一寿
 “ 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、由井小淵沢総合支所長は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、議案1件が提出されました。

次に去る6月19日の総務常任委員会において、保坂多枝子委員長および相吉正一副委員長からそれぞれ委員長および副委員長の辞任願が提出され、それぞれ辞任の件について起立採決の結果、いずれも賛成少数により否決されました。

次に6月20日に文教厚生常任委員会が、21日に経済環境常任委員会がそれぞれ所管事務調査を実施し、両委員長から調査報告書が提出されました。お手元に配布のとおりであります。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第72号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてから日程第5 議案第83号 訴えの提起についてまでの5件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第72号および議案第73号について、報告を求めます。

総務常任委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○総務常任委員長（保坂多枝子君）

平成24年6月28日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 保坂多枝子

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

朗読をもって報告させていただきます。

総務常任委員会は、6月12日の本会議において付託されました事件の審査を6月19日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過および結果について報告いたします。

付託された事件

議案第72号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について

議案第73号 北杜市デマンドバス実証運行条例の一部を改正する条例について

以上、2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第72号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

「南部巡回線は韮崎駅と明野への路線が廃止されるが、これまでの乗車状況は」との質疑に対し、「1日平均5人以下で1便当たり1名程度である」との答弁がありました。

また「南部巡回線は、市内巡回によりデマンドバスへの乗り継ぎ機能を強化する狙いであるというが、その効果をどのように見込んでいるのか」との質疑に対し、「今回の改正に併せてデマンドバスの乗車区間を制限することは考えていない。しかし今後、フルデマンド化によってデマンドバスの利用が高まれば、長距離利用について制限をかけなければならない。南部巡回線とデマンドバスを併用した効率的な運行を図っていかなければならないと考えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第73号 北杜市デマンドバス実証運行条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第74号および議案第83号について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○文教厚生常任委員長（中嶋新君）

委員長報告書を朗読して報告に代えさせていただきます。

平成24年6月28日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 中嶋新

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月12日の本会議において付託されました事件の審査を6月20日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過および結果について報告いたします。

付託された事件

議案第74号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第83号 訴えの提起について

以上、2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第74号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

「平成24年7月9日が施行日となる根拠は」との質疑に対し、「平成21年に成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行日が平成24年7月9日であり、この日をもって外国人登録法が廃止されることによる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第83号 訴えの提起についてであります。

「本訴えの提起は、市立甲陽病院の敷地として登記をするために市はさまざまな努力をしてきた。しかし、地権者である相続人の行方が分からないために登記ができないということから、このような措置をとるものと解するがよろしいか」との質疑に対し、「過去に相続人の中に行方が分からない方が存在するために登記を断念した経緯があった。このことを弁護士に相談したところ、病院敷地内の筆界未定地については、20年以上平穩公然と使用されているので、時効対象となり得るとのことであり、登記を進めるためには相続人の行方が分からない旨を証明する必要があるので、本訴えの提起をするものである。この件が承認されれば、市は市の原告代理人となる弁護士に対応を一任したい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第75号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長（小尾直知君）

平成24年6月28日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 小尾直知

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

朗読をもって代えさせていただきます。

経済環境常任委員会は、6月12日の本会議において付託されました事件の審査を6月21日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過および結果について報告いたします。

1. 付託された事件

議案第75号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

審査の結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。
議案第75号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

「財団法人から公益財団法人に移行されることによる違いは」との質疑に対し、「新公益法人制度が施行され、現在の財団法人山梨県下水道公社は、平成25年11月30日までに公益法人または一般財団法人に移行しなければならない。公益法人制度改革関連3法では収益事業が50%以下の場合が公益、50%以上の場合が一般とされており、財団法人山梨県下水道公社は公益法人を選択したものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第72号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第73号 北杜市デマンドバス実証運行条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

た。

次に議案第７４号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、議案第７４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７４号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第７５号 北杜市下水道条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第７５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第７５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第８３号 訴えの提起について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第８３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第８３号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第6 議案第71号 北杜市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは議案第71号 北杜市暴力団排除条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書をお開きください。

まず趣旨でございますが、暴力団の排除を推進することによりまして市民の安全かつ平穏な生活を確保し、もって社会経済活動の健全な発展を図ることを目的としまして、暴力団の排除に関する基本理念、基本的施策また暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定めるため、同条例を制定するものでございます。

続きまして制定の内容であります。同じく暴力団の排除を推進するため、基本理念のほか市および市民、事業者の責務、講ずべき措置等、所要な事項を定めるものでございます。

議案書以下をお開きください。おめくりください。

2ページから5ページまででございますが、第1条から第17条までで構成をしてございます。

概要でございますが第1条につきましては、先ほど申し上げました目的でございます。

第2条が用語の定義。

それから第3条には、社会全体で暴力団を排除するという基本理念。

それから第4条から6条まではそれぞれ市、市民、事業者の責務を謳ってございます。

それから第7条は、暴力団員から職員に対し不当な要求行為があった場合の市が行うべき措置でございます。

それから第8条に市の事務事業における措置。

それから第9条には公の施設において、指定管理者が行う措置でございます。

それから第10条には、市民および事業者の行う暴力団排除に関する自主的な活動に対しての支援。

以下、第11条以下につきましては、安全の確保のため警察官との連携。それから広報および啓発のための関係機関との連携。県に対する情報提供、助言などの協力。それから青少年に対する指導、暴力団員等の利益強要の禁止を盛り込んでございます。

第16条におきましては、祭礼等における措置として祭礼、それから花火大会、興業などのイベント時におきます暴力団の排除措置等を謳ってございます。

最後にこの条例の施行予定日は本年、平成24年10月1日でございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第7 議案第76号 平成24年度北杜市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第76号 平成24年度北杜市一般会計補正予算書(第1号)の説明をいたします。

1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,817万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を289億1,009万円とするものでございます。

地方債の補正がありますので、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正であります。

地方債の補正につきましては合併特例事業債を8,730万円増額して、限度額を22億730万円とします。過疎対策事業債を1,180万円増額し、限度額を2億2,320万円といたします。地方債の借入限度額総額を37億7,480万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに歳入でございします。

10款1項地方交付税4,326万1千円ありますが、この補正につきましては普通交付税でございします。

12款1項分担金308万4千円は、県単土地改良事業費の受益者負担金であります。

14款2項国庫補助金5,322万3千円ありますが、生活保護適正実施推進事業補助金が184万3千円、社会資本整備総合交付金が5,138万円あります。

15款2項県補助金3,700万6千円であります。水田農業構造改革対策県単事業補助金が877万5千円。県単土地改良事業補助金が1,500万円。精進ヶ滝遊歩道橋梁等整備事業に対する補助金が770万円などとなっております。

18款2項基金繰入金150万円の減額であります。財団法人自治総合センターからの助成金決定に伴う財源更正であり、芸術文化スポーツ振興基金繰入金を減額するものでございます。

20款5項雑入400万円であります。コミュニティ助成事業として明野町民俗芸能保存会の太鼓等購入助成などに対する財団法人自治総合センターからの補助金であります。

21款1項市債9,910万円であります。合併特例事業債8,730万円。過疎対策事業債1,180万円の借り入れ分でございます。

次に3ページの歳出について、ご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費250万円あります。明野支所費として明野町民俗芸能保存会の太鼓等の購入助成でございます。

3款民生費、3項生活保護費184万4千円は、生活保護総務費として医療扶助の適正化を推進するための医療扶助相談指導員配置などに要する費用であります。

4款衛生費、1項保健衛生費1,996万1千円は予防費として定期予防接種に不活化ポリオワクチンを導入するための経費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費4,776万8千円あります。農業振興費として水田農業改革対策事業が1,390万円。農地費として県単土地改良事業が3,084万9千円などでございます。

7款商工費、1項商工費2,226万1千円あります。観光費として精進ヶ滝遊歩道の橋梁等整備に要する経費でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費1億3,410万円あります。道路維持費として市道補修事業が720万円。道路新設改良費として市単道路新設改良事業が6,820万円。社会資本整備総合交付金事業が5,870万円などでございます。

4項住宅費525万円は、住宅管理費として倒壊等の危険性のある木造住宅に対する耐震化助成制度の拡充を行うための費用でございます。

9款消防費、1項消防費399万円あります。災害対策費として北杜市地域防災計画を山梨県地域防災計画の修正を踏まえた内容に改正するための経費でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第8 議案第77号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

議案第77号 平成24年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)について、説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

今回の補正ですけれども、歳入歳出それぞれに231万6千円を追加しまして、総額を4億249万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いしたいと思います。

はじめに歳入ですけれども、7款1項の雑入です。231万6千円につきましては、甲陵高校が文部科学省のスーパーサイエンスハイスクールに指定をされましたので、これに伴いまして独立行政法人 科学技術振興機構からの支援金でございます。

3ページをお願いしたいと思います。

1款1項総務管理費231万6千円ですけれども、同じくスーパーサイエンスハイスクール指定に伴いまして、非常勤講師等の人件費であります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第77号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第9 議案第78号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内明野総合支所長。

○明野総合支所長(堀内健二君)

議案第78号 平成24年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算書(第1号)につきまして、ご説明させていただきます。

1ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ308万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ6,581万2千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして、ご説明をさせていただきます。

3款繰入金につきましては、1項基金繰入金を308万4千円増額させていただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。歳出につきまして、ご説明をさせていただきます。

3款事業費、1項計画調査費へ308万4千円、追加補正をさせていただくものでございます。これは浅尾原地内における県単土地改良事業工事費の受益者負担金でございます。補正後の現計予算額の総額を6,581万2千円とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第78号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第10 議案第79号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテ及びみずがき山グリーンロッジの指定管理者の指定期間の変更についてを議題いたします。

内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第79号 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテ及びみずがき山グリーンロッジの指定管理者の指定期間の変更について、ご説明を申し上げます。

ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山リーゼンヒュッテおよびみずがき山グリーンロッジの指定管理者について、次のとおり指定期間を変更したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公 の 施 設 の 名 称 ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯

みずがき山リーゼンヒュッテ

みずがき山グリーンロッジ

指定管理者の団体の名称等 住所 北杜市須玉町比志6438番地

名称 財団法人みずがき山ふるさと振興財団

指定期間として変更前ではありますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日までのものを、変更後として平成21年4月1日から平成25年3月31日までとするものでございます。

提案理由といたしましては、現在の指定管理者が平成25年3月31日をもって組織を解散するため、指定管理者の指定期間の変更について議会の議決を求めるものであります。これは広域法人制度改革によりまして、広域法人として活動していく要件を満たさなくなったということから、本年度をもって発展的に解散することによるものでございます。

以上、説明に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第79号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第11 議案第84号 訴えの提起について（擁壁設置工事請求事件）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第84号 訴えの提起についてであります。

須玉町若神子地内の市道に隣接する法面において、繰り返し行われた違法な建築および土地造成により当該市道が崩落する危険が生じており、市道通行者の安全が損なわれる恐れがある

ことから擁壁設置工事の実施、法定外道路内の建物の撤去など早急に対応すべきものと判断し、本日追加提案させていただいたところであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

名取総務部長。

○総務部長（名取重幹君）

それでは議案第84号 訴えの提起（擁壁設置工事請求事件）について、ご説明申し上げます。

議案書をお開きください。

地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

最初に提案理由でございますが、請求の相手方により繰り返し行われた違法な建築や土地造成により市道須玉若神子31号線が崩落する危険が生じていることから擁壁の設置工事、法定外道路内の建物の撤去、ならびに同用地の明け渡しを求める訴訟を提起するものでございます。

請求内容でございますが、ただいま説明いたしました提案理由のとおりの内容を相手方に請求するものでございます。

請求の相手方は北杜市須玉町大蔵2205番地 佐田和彦でございます。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第84号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 1 2 同意第 1 号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

内容説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 1 号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるので北杜市財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により、北杜市大泉町谷戸 3 7 7 3 番地、丸茂浩二、昭和 2 1 年 7 月 1 9 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第 1 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 1 3 同意第 2 号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

内容説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 2 号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任するので北杜市財産区管理会条例第 3 条第 1 項の規定により、北杜市大泉町谷戸 3 7 7 3 番地、丸茂浩二、昭和 2 1 年 7 月 1 9 日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第14 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会付託の請願第3号 取り調べの全過程の可視化を求める請願書のほか総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

6月12日に開会された本定例会におきましては、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、また議員各位には連日のご審議をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成24年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時44分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために
ここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊 藤 精 二
議 会 書 記	山 内 一 寿